刑政第53巻第8号

矯正図書館

刑務協会図書

刑政

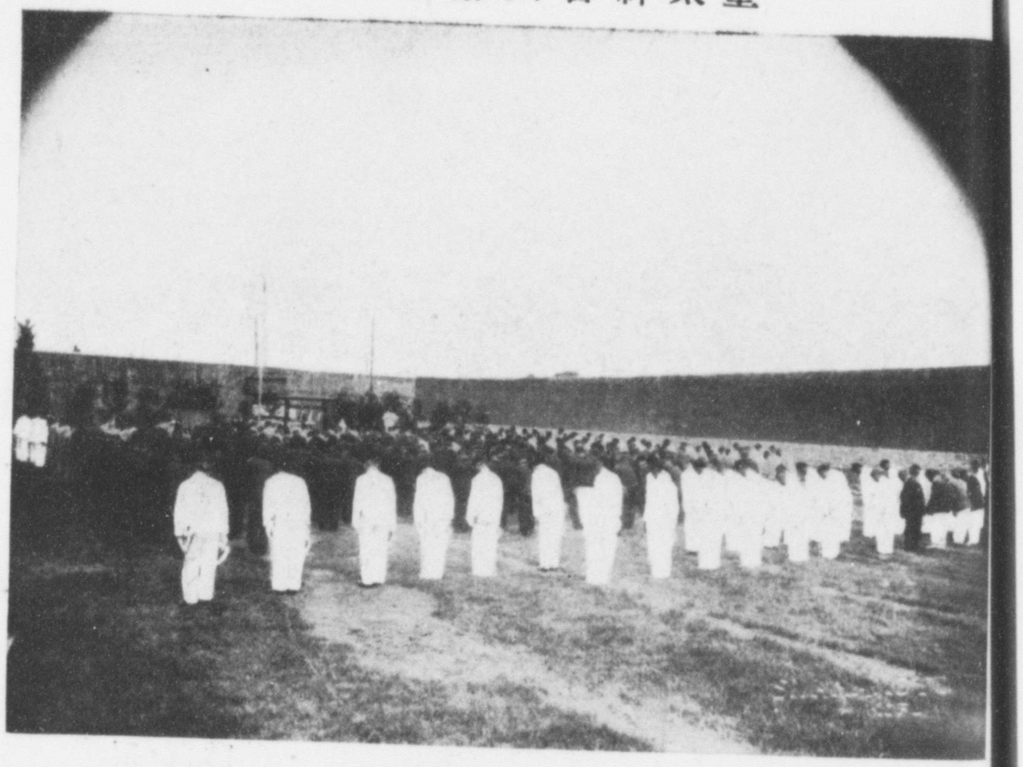
第五十三卷　八月號　第八號

作業賞與金に就ての一考察（卷頭言）　安達勝清　一
刑務委員會（一）　中尾文策　五
旅で拾つた話（二）　吉田遊水　三
ドイツの新刑法に於ける報復並に社會防衛の意義（三）　フイリツポー・グリスピーニ　三七
北米合衆國ニューヨーク州矯正法（一）　四
アメリカの犯罪と行刑（二）　レオン・ブラン　四
江戸時代の行刑（三）　平沼文男　五

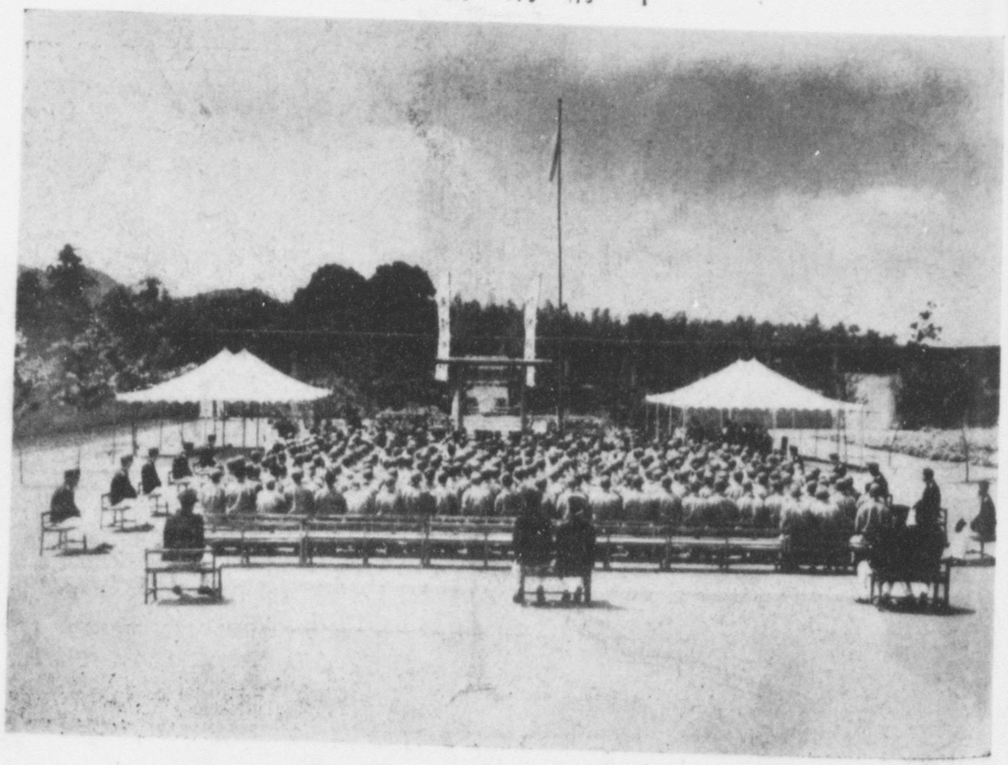
財團法人　刑務協會發行

矯正図書館

皇太神宮大麻奉齋式



甲府刑務所



岐阜刑務所

矯正図書館

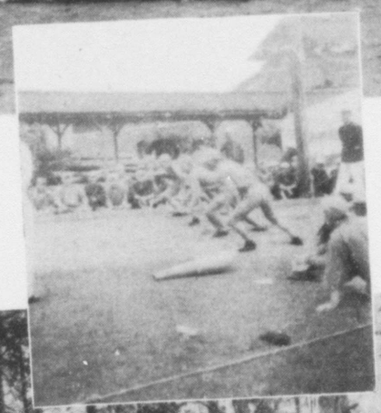
刑政

八月號

第五十三卷
第八號



府中刑務所・野球試合記念撮影



←名刑・運動會



甲府・炭燒入山式

刑政第53巻第8号
矯正図書館

作業賞與金に就ての一考察

支那事變は之を思想的に觀ると、日本思想と西洋思想との一大決戰である。日本思想の勝利は政治、經濟、法律、文化其の他凡ゆる場面に於て西洋思想を超克し、日本思想の雄大さと正しさを確認し、其の發展性を確保することに在る。此の意味に於て我が國に於ける法的諸構成も從來の如き西洋思想への追隨と模倣的態度より脫却し、日本固有の思想に基調したる新しき法的體制の顯現と運用が望ましきことである。私は行刑の分野に於ても同樣の現象のあるべきを豫想し且日本固有の思想に確然たる基礎を有する行刑の指導理念の樹立を切望して止まない者の一人である。

由來我が國の行刑制度は外國の行刑制度を輸入し改良に改良を加へて今日の制度を築き上げたものであつて、之に關する先輩行刑人の並々ならぬ努力に對しては全く敬意の外はないのであるが、既に日本の實力が發揮せられ最早西洋の諸思想に追隨することの行詰りを體感し西洋思想に依存するの必要が無くなり寧ろ今日に於ては日本思想に基調せる新しき行刑の具現が要請され之を樹立することが我が國運の進展に寄與する所以と信ぜられるのである。換言すれば現行の行刑諸法規は何人と雖も容認する如く、其の根本精神が自由主義構想の上に組立てられて居るものであつて、日本固有の感恩報謝の精神的要素が滅却されて日本思想を以てしては割切ることの出來ぬ幾多の諸制度を發見するものである。

玆に私は作業賞與金の制度を檢討して見よう。作業賞與金の制度は自由刑執行の內容たる定役に服したる者の所得金制度であるが、受刑者は賦課された作業に從事することに依つて一定歩合の賞與金を國家より受ける權利が法規に依つて認められてゐる。だが定役として課せられた勞働は刑罰執行の內容であり受刑者は其の好むと好まざるに拘らず作業に從事することを義務づけられる所謂義務作業である、此の義務作業は外國流の解釋より見れば假令强制勞働であつても勞働は勞働であり其の勞働に對する報酬を受けることは權利であるとの所謂權利義務思想の上に立脚したる解釋論に發足してゐる。

元來國家社會に對して反逆を敢行したる犯罪者に對する刑罰は拘禁に依つて其の自由を束縛することのみを目標としてゐない自由刑である以上定役たる勞働に從事せしむることを絕對條件としてゐるのであるから定役に服さない懲役刑と云ふ觀念は法令に免除規定の存せざる限り有り得ないのである。だから自由刑を本質とする刑罰は受刑者に對しては自由の拘束と定役の賦課を絕對必要とするのであるから其の何れを缺如するも完全なる刑の執行があつたとは云ひ得ないのである。斯の如く定役なるものが受刑者の義務作業だとするならば其の定役たる勞働は對價、報酬を必要とする觀念に立つべからざるものである。然るに現行法は作業賞與金制度なるものを權利義務の基調の上に制定してゐる、若し夫れ日本思想に立脚して定役を理解するならば受刑者の定役はお禮奉公であり贖罪の奉仕であるべきである。更に近頃の用語で之を謂ふならば奉仕作業の觀念に屬すべきものであらねばならぬ。

反對論者は或は刑務作業に對する賞與金制度の合理性を行刑政策の上に求めて居る人もあらう。然も其の法論を要約するならば次の三點に歸するであらう、其の一は更生資金、其の二は所內自辨物品の購入資金、其の三は作業能率の增進の爲である。吾々は賞與金制度を行刑の沿革史に依つて觀るに此の制度はま

矯正図書館

卷頭言

刑務委員會

中尾文策

一 序言
二 沿革
三 支持論と反對論（以上本號）
四 實施上の諸問題
イ、權限の性質と範圍
ロ、組織
ハ、職務遂行の方法
五 結論

一

我國のことは別として、少く共世界的には、刑務委員會の問題は行刑の歴史と共に相當古いものであると言はなければならない。而して此の刑務委員會は歐米の各國に在りて、行刑發達史上重要なる役割の一部分を分擔したものであり、現に多くの國は、今に尙此の制度を採用して居るのである。

けれ共行刑には進化があり、又行刑を圍繞する所の社會にも發展がある。昨日の良き制度は必ず

だ國家が免囚保護に手を染めない時代出獄後の囚人に對する更生資金として官が支給することの必要より生じたのであるが、今日既に免囚保護事業が國營化されたる時代に於ては司法保護事業の手に一切を委ぬべきが理論的であり又實績に徴するも多額の賞與金持ちの出獄者に再犯率が極めて多いことを見ても有害無益の制度と信ずるものである。更に所內自辨物品購入資金としての必要性は官が現物を支給すれば足りることであり、實例は此の資金制度が存する爲に却つて反則を生んで居るのである。又作業能率の增進の意味より見るも他に幾多の精神的或は物質的の處遇緩和方法を講ずることに依つて作業賞與金制度全廢を合理化することが出來、今日よりも一層精神的に受刑者を更生せしむるものと思ふものである。私は此の制度全廢に代るべき方策については腹案を有してゐるのであるが、紙面の都合上割愛することとする。ただ作業賞與金制度の廢止が日本思想の確立の上から將又再犯防止對策の現實的重要性の上より見て意義があり之に依つて年々國庫より支給する數十萬圓の賞與金が再犯へまでの享樂資金に大部分費消さるる國家的の損失を防止することとなるのみならず行刑敎化上今日の制度に遙に優る結果を期待するが故に玆に行刑人各位に提唱するものである。

昭和十五年七月二十四日

安達勝清

刑政第53巻第8号
矯正図書館

しも其の儘今日明日のそれであり得るとは斷言することを得ない。

行政の縱の系統に對し横の關係を介入せしむる所の此の刑務委員會なる制度は、其自身必ずしも無條件に行刑に對し積極的良結果を供給するものとは限らないのである。これ、現に各國の之を實施し學者及び實際家にして多數の之を支持する者ある一面に於て、熱心に之が無價値且つ有害なることを說く者ある所以であつて、之は最早や完全に過去の問題なりとする有力なる議論も行はれて居るのである。

我國も今回監獄法の改正に着手すると共に此の刑務委員會の問題に直面するに至り、特に不定期刑とか保安處分とかの如き新しき試みが新刑法草案に盛られて居ろのと關連して具體的且つ切實なる問題として研究を要求せらるゝに至つた。此の樣な理由から、私は此處に此の問題を取上げて若干の考察を加へて見度い。

唯最初に一言斷はつて置かなければならないことは、少く共現在迄に關する限りは、私の知る所に依れば刑務委員會の制度は歐米の各國で研究し實施せられたものである關係上、本稿は勢ひ外國のことを多分に其の內容とせざるを得ないのであるが、之が一部の人達の好んで非難する盲目的外國崇拜とは何等の關はりを持つものではないと言ふことである。抑〻私は故意に外國の事物に眼を覆ふて獨り國內のことのみを以て萬全なりとし萬能なりと獨斷するかに見える或種の人達の態度には甚しく疑問を持つものである。之は唾棄す可き盲目的外國崇拜と其の危險の度を同じくするものと言ふ可きであり、決して眞に我國を愛する所以ではないのである。文化の國際性を無視する——勿論外國文化の攝取に當つては日本人としての立脚點が嚴として保持せられなければならないが——が如き獨善主義は、其の本質に於ては立派に一の危險思想であると私は考へる。

扨て刑務委員會とは如何なるものを謂ふか。

我が正木博士は之を定義して「刑務委員會とは行刑に監獄官吏以外の者を關與せしめ刑務官吏と此等の人人との共力によつて犯人改善の目的を達しようとする組織體である」とされる(一)。されば、刑務官吏以外の者が或程度に於ける行刑への接觸乃至は介入を行ふと言ふことが本制度の要點と成るのである。

先づ刑務委員會は組織體(合議體)である。故に之には少く共二人以上の構成員(委員)あることを要し、此の意味に於て刑務委員會は、同じく刑務官吏以外の者に依る行刑關與であつても、イタリヤ現行刑務法に於ける行刑監察判事 gindice di sorveglianza とは異る。行刑監察判事の制度は刑務官吏以外の者が組織的積極的方法を以て行刑に關與すると言ふ點に於ては刑務委員會の特性を典型的に表現して居るものではあるが、監察判事單獨を以て其の職務を行ふと言ふ點に於て之と異る。又刑務委員會は合議體であるから(執務の便宜上、委員中の一人を選んで或種の職務を之に行はしめる實例はあるが、之は委員會合議の結果に基くものであるから合議體の性質を害するものではない)英國の行刑委員會 Prison Commission の如く、同じく委員會の名稱を揭げるものであつても、之は合議を職務遂行の本體とせず、各委員が職務を分擔して獨自に之を遂行して居るのであるから之とも異る。

次に刑務委員會は專任の刑務官吏以外の者を其の構成員の中に持つものである。刑務官吏以

刑政第53巻第8号
矯正図書館

外の者とは例へば判事、檢事、辯護士、醫師、大學教授等であるが、刑務委員會の委員中には之等の者が一人又は數人が加へられて居るのである。時としては正式に委員と稱せられる者の全部が刑務官吏以外の者を以て充たされることもあるが、之は刑務委員會たるの性質を阻害しない。然し刑務委員會の本體は刑務官以外の者が行刑に關與すると言ふこと卽ち所謂素人的要素の關與 Beteiligung des Laienelements」と言ふ點に在りとす可きものであるから、刑務所内に於て刑務官のみを以て組織する合議體はたとひ其の處理の對象及び方法とする所のものが事實としては刑務委員會のそれと同一又は類似のものであつたとしても、之を以て刑務委員會とすることの出來ないのは勿論である。故に、我國の累進準備會、イタリヤの規律委員會 Disziplinarausschuss 及び各國が實施して居る刑務官會議は刑務委員會ではない。

刑務委員會には種々のものがあるが、私は先づ之を廣義の刑務委員會と狹義のそれとに二大別することが出來ると考へる。廣義のものには、刑務官以外の者を加へた行刑に關する委員會の全部が入り、狹義のものには此の中直接に行刑に關與するものゝみが入る。實際問題としては中央の行刑監督官廳内に設置せられた其の補助機關たる委員會が刑務委員會の定義の中に入るや否やの問題と成るのであるが、私は狹義の刑務委員會には之を入れる可きものではないと考へるが、尙廣義の刑務委員會たることを妨げないものと解する。通說は廣義に解する立場をとつて居る。

されば、此の通說に從つて廣義に解する立場をとれば各國に刑務委員會の實例は極めて多く我國を除く殆ど總べての國に共通する制度と言つても强ちに過言ではないであらう。

二

刑務委員會に關する具體的研究に入るに先立ち其の沿革に付き若干の回顧を試みて置くことも必ずしも無用ではあるまい。よつて左に之が概觀を行ふことゝする。

刑務委員會なるもの、抑〻の起源と成つたものは、刑務所收容者の救助を目的として既に古くより設けられて居た慈善協會 confréries charitables であるとされる(一)。

それの最古のものは、私の知り得た限りではベルギーのブルージュ Bruges 刑務所に置かれた管理委員會 corps administratif である。一四八〇年より創始せられ、此の委員會は數多の後見員 tuteurs 及び一名の書記より成り、每月一回全委員が完全なりや否や、淸潔が保持せられ居るや否や、及び各收容者に對する給養が充分なりや否やの檢査を行ふことを任務として居り、市町村吏員協會が其の委員及び書記の任免を行つた。

次で一七七五年には彼の有名なるガン刑務所にも略〻ブリュージュと同樣な委員會が設けられた。三名の刑務所長及び五名の行政官を以て委員に充て、委員會は監督權行使の完全なる權限を持つて居た。

ベルギーの地がオランダ領に成ると共に、刑務委員會の活動は活氣を帶びて來た。一八一七年七月三日の勅令が其の原動力を爲すものとされるのであるが、それに依り委員會の名稱も正式に管理委員會 colléges d'administration と命名せられ、委員の中に更に多數の司法官（裁判所長、檢事、及び豫審判事）を加へることゝして內容を充實し、托するに刑務所管理に關する全部の監督を以てした。

刑政第53巻第8号
矯正図書館

越えて一八二二年には更に之が充實の手段が講ぜられ、名稱もオランダでは collèges des régents ベルギーでは commissions d'administration と改稱せられたが、此のベルギーでの名稱は、今日多くの國の使用するそれと同一のものである。

此の時代はベルギーに於ける刑務委員會の最全盛時代であつたとされる。其の權限は頂點に迄達したかの感があり、殆どあらゆる部門に亙つて――實に其の內部的な命令系統に於てすら――指揮監督權を完全に行使したのである。

一八三〇年はベルギーがかの七月革命に乘じて獨立を遂げた年であるが、此の年より管理委員會は多少其の色彩を異にするに至り、監督權の範圍は縮小せられ、同時に別に釋放者保護の任務を併せて負擔することゝ成つた。一九〇五年に至るや其の積極的な權限は悉く剝奪せられて消極的範圍に止まるものと成り、爾來此の傾向は繼續し、十九世紀初期に於けるが如きものゝ意味に於ては益々其の存在の影が薄れつゝある(二)。

フランスは一八一〇年十月二十日の勅令を以て本制度を創始して居る。グラニエ行刑局長 Granier の言ふ樣に、慈善協會に迄遡るならば其の起源は更に古いものと成るであらう。當初の委員は五人であつた。其の所在地市町村長を會長とし、檢事は當然に委員と成る。日毎に刑務所の視察を行ふことが其の任務であつた。ナポレオン戰爭後一方には世界的な監獄改良運動の影響もあり、フランスの監獄改良は焦眉の急と成つた爲に、政府は刑務委員會の活躍に大いに期待せるものゝ如く、一八一九年には委員の數を一躍七人乃至十四人に增加し、知事や裁判所長を加へて委員會を充實すると共に會長を知事又は副知事とした。そして刑務所に對する監督權は一時著

しく增大せられたが之は一八二三年直ちに削減を加へられ、爾來多少の變遷を見たが大體に於て大差無く今日に至つて居る。政府は別に又一八一九年に行刑高等委員會 Conseil général des prisons を設立して行刑改良に關する調査並に意見の開陳を行はしめたが、之は其後の約百二十年間に幾變轉を重ねつゝも今日迄存續し、最後に一九三八年 Conseil supérieur de l'Administration pénitentiaire と改稱せられ、相當の權威を持つと共に中央官廳に設置せられた行刑諮問機關としては世界に於ける典型的なるものである。フランスは尙此の他にも幾多の中央諮問調査機關たる委員會――卽ち廣義の刑務委員會――を持つて居る(三)。

アメリカではじめ監督委員會 board of inspectors と呼ばれるものがあつて、之が刑務所長以下の刑務官の執務振りを監督する爲に刑務所を巡視することに成つて居た。やがて其の刑務所との關係が密接と成るに從ひ管理委員會 board of managers or trustees なるものが數箇の州に作られ、大體に於て各刑務所に於ける一般的方針に付き責任を負ひ(四)、州當局に對して豫算を提出し之を使用することを任務とするに至つたが、更に後には數箇刑務所を包含する監督委員會 State board of supervision が出來――マサチューセッツ州に出來た一八六三年の State Board of Charities in Massachusettes を嚆矢とする――たのである。其の任務とする所は、數箇所を受持ちつゝ州政府立法部に對して報告を行ひ、刑務所長及び管理委員會委員の相談に應じ又之に助言を加へたりすることに在つたが、然し之には管理上の權限は無かつた。後年に至り州監督局 board of control が作られて刑務所に對する州としての行政監督が組織化せらるゝと共に、各刑務所毎に設けられて居た往年の管理委員會――卽ち狹義の刑務委員會――は次第に其の姿を消し

刑政第53巻第8号
矯正図書館

たのである(五)。州監督局中最もポピュラーなものは假釋放審査委員會である。

ドイツの古い沿革に付ては不幸にして私は未だ之を審かにすることは出來ない(六)。一九二三年「自由刑執行ニ關スル原則」には、刑務委員會 Strafanstaltsbeiräte の規定が出來て居り(第十七條)、全國的に之を實施せんとした。其の目的は之をして行刑の監督 Überwachung des Strafvollzugs を行はしめる(同前條)と言ふことであつた。然し少く共私の解する限りに於ては、ドイツは餘り此の刑務委員會の制度を歡迎しない樣である。一九二三年原則當時に於けるドイツ刑務協會 Verein der deutschen Strafanstaltsbeamten 第十八回會同の席上に於ては、本制度を實施するに付ては更により徹底的なる研究を要するものと爲し、又學者側からの反對論も多かつた(七)。それかあらぬか、一九二七年の刑務法草案では刑務委員會に關する規定は削除せられ、之に代るものとして微溫的な刑務補助員 Anstaltshelfer が置かれることゝ成つたが(第三十七條、第三十八條)、當時之に付ては相當の議論があつた(八)。此の草案は然し各邦が獨自の立場に於て刑務委員會を設置することを禁ずるものではなかつたので(九)、此の前後に之が實施を斷行せる邦は多數に達したのであるが、ともすれば民主的、自由主義的思想と容易に結合するかに見える此の制度はナチスの思想と相容れざるに至り、其の政權獲得の一九三三年以後は、諸邦に於て相次で廢止されて居る(十)。

我國は明治二十三年十一月、ゼーバッハの進言に依り內務省內に警保局長を會長とする監獄評議委員會を作り、監獄の建築、囚人の作業等を審議せしめた(十一)。之は廣義の刑務委員會であるが間も無く龍頭蛇尾と化し何時とはなしに消滅して居る。其後昭和六年に至り少年の假釋放適否

を審査する爲に一の委員會の設置されたのは周知の如くである。

國際刑法並刑務委員會(往年の國際監獄委員會)は既に一八八五年ローマ會議に於て此の刑務委員會の問題を提出し討議を行つた(十二)。即ち第二部行政の第四問として「刑務所又は類似の施設に於ける監獄の委員會 Conseil ou Commission de surveillance の效用組織及び法律を以て之に附與すべき權限」と言ふのが提出せられたのであつたが、之に對しては「本會議は自由刑の執行せらるる施設の全部に之を設置することを不可缺なりとの意見を有するものなり云々」の決議をしたのである。其後此の問題は國際會議では討議されたことはないが、一九三五年のベルリン會議に於て刑事の裁判官が如何なる程度に於て行刑に介入す可きやの問題が上提せらるゝに及び、此の問題の副產物として刑務委員會のことが論ぜられ、一時鳴りをひそめて居たかに見える刑務委員會に案外積極的支持論者の多いことが明かにせられたのである(十三)。

刑務委員會の沿革を見んとせば、私は之を各其の國に於ける政治思想や行政組織の問題との關聯に於て考察することも一面必要であらうと考へる。行政上の組織に於て縱の一元的監督系統の整備のみを以て滿足せざるかに見える此の制度には、單に行刑上の補助者を求めるとか安全辨を作るとかの如き純行刑的意味よりも、今日迄の歷史を回顧する時には寧ろ行刑以上の思想的政治的動機が刑務委員會を生み之を支へて來た樣に思はれる部分もあるからである。甲の國に於て作られた刑務委員會が其の隣りの乙の國に於て顧みられないと云ふことは、行刑其自身の要求——特に監獄改良時代たる十九世紀では行刑に關する根本的技術は殆ど各國が共通のものを採用する結果と成つたにも係らず——よりも行刑機構一般に關する國民的政治意識乃至は習慣と

刑政第53巻第8号
矯正図書館

云ふが如きものに左右されることが強かつたのに基くのも一の原因なのではあるまいか。平たく言へば甲の國では色々な行政事務の處理に委員會を作つて部外者を關與せしめる慣はしがあり(十四)、乙の國には之が無いとしたならば、刑務委員會も恐らくは多分に此の慣はしに關係があることゝ成るであらう。さうして見れば、刑務委員會の問題は必ずしも純粹單一に行刑上の問題の考察からのみ起つたものとは斷定出來ないことゝ成り、從つて其の歷史的考察も行刑に關する限りは左程迄重要なことではないのかも知れない。此の點は刑務委員會なるものゝ價値を判斷する上に極めて重要なことではあるが、遺憾乍ら私は之を未だ此の面に於て研究するには至らない。

私はさきに一九三五年のベルリン會議のことを一言したが、此の會議は刑務委員會の問題——或は少く共之に對する關心——を復活せしめる一動機と成つた點に於て注目す可きものである。裁判官が行刑に關與す可きものであるとの思想は、實に最近刑事政策の生んだ最も强い思潮の一であるが、此の思想の批判の副產物として、刑政家は改めて裁判官を一員として加へた刑務委員會の問題を考察せざるを得ないことに成つたのである。ベルリン會議は此の意味に於て、刑務委員會の歷史上一の注目す可き出來事であつたと言はなければならない。而して其の會議に於ては、多數の者が刑務委員會に贊成をしたのである。

現在に於て刑務委員會の制度を實施して居る國は、私の知れる限りに於ても十六箇國(十五)あり、又廣義に於ける刑務委員會を數ふるならば此の數は更に增加す可く、私は殆ど全部の國が之を實施して居ると言つても過言ではないと考へる。勿論此の他に實施中のものはあり得るのである。

一、Ernest Bertrand, Leçons pénitentiaires, 1933, p. 328.

二、Bertrand, ibid., p. 328 et suiv., Roger Cahen, Le régime pénitentiaire belge et la loi de défense sociale, 1936, p. 11 et suiv.

三、Bertrand, ibid.; Armand Mossé, Les prisons et les institutions d'éducation corrective, 1939, p. 138; George Vidal et Joseph Magnol, Cours de Droit criminel et de science pénitentiaire, 1928, p. 27.

四、例へばブロックウエー當時のエルマイラ少年刑務所には五人の委員より成る管理委員會 Board of Managers があつて行刑全般の管理に當り、毎年州立法部に對して各般に亙る相當詳細な報告を行ひ且つ之を出版して居た。

五、John Lewis Gillin, Criminology and Penology (Revised Edition), p. 343.

六、以前から實施されて居たことは想像に難くない (vgl. Felix Brucks, Die innere Organisation der Gefangenenanstalten in Deutschland, in "Bumke, Deutsches Gefängniswesen, 1928", S. 122, Anm. 2.).

七、Herbert Schönmann, Die Grundgedanken der neuen Entwicklung des deutschen Strafvollzugs- und der Entwürfe eines deutschen Strafvollzugsgesetzes, 1938, S. 82.

八、Schönmann, ibid.

九、森山武市郎氏譯「改正ドイツ行刑法規」(昭和三年)第一八八頁。

十、フリッツ・ハウプトフオーゲル「將來の行刑制度は何を以て目標とす可きか」(司法資料第二一七號所載)第二三四頁。

十一、小河滋次郎氏「監獄學」(明治二八年)第三一一頁。辻敬助氏「明治監獄年譜」(刑政第五〇卷第一〇號第一一九頁)。

十二、Bertrand, ibid., p. 326 et suiv., Evelyn Ruggles-Brise, Prison Reform at Home and Abroad, 1924, p. 49

十三、cf. Simon Van Der Aa, Actes du Congrès Pénal et Pénitentiaire international de Berlin, 1935.

刑政第53巻第8号
矯正図書館

十四、現にアメリカの如きは一刑務所の設立作業種目の設定其の他の計畫を樹立する様な場合にすら、委員會を設けては之に豫備的研究を行はしめる習慣がある様である。斯かる國に於ては刑務委員會設置の是非論の如きは我國とかドイツとかに於けるが如きものとは重要さに差異があるであらう。

十五、アメリカ内數州、オランダ、ベルギー、ブルガリヤ、ハンガリー、フインランド、リトアニヤ、ノールウエー、瑞領印度、ルーマニヤ、ポーランド、チエコ・スロヴアキヤ、ユーゴー・スラヴイヤ、フランス、英領印度、ロシヤ、ギリシヤ等。

三

抑〻刑務委員會なる制度は行刑に於ける縦の命令系統に制肘を加へ、其の一元的純粋性を混亂せしむるものであることは疑ひが無い。從つて之に對しては其の混亂の故に行刑に致命的打撃が與へられるものとして之を不可とするものと、刑務委員會には種々なる利益があり而して此の利益は反對論者の述ぶるが如き混亂を優に償ひ得て餘りあるのみならず、抑〻行刑の管理には其の系統上從の關係の外に尚斯る横の關係が必要であるとの理由から積極的に之を支持するものとがある。私見を述べるに先立つて其の主要なるものを擧げて置き度い。

支持論者が刑務委員會を必要とする第一の理由は、刑務官の專擅を防止すると云ふ點に在る(一)。特に最近の如く細部に亙る手續規定を定め置くこと無くして益々刑務官の自由裁量の範圍が擴大して行くことは、社會の防衛及受刑者個人の自由保護の兩面の目的を達せんとする上に付き極めて危險であり、刑務官の專壇を誘致する虞れが多いから、刑務官以外の者をして行刑に或程度の監督乃至牽制を行はしめる必要があるとするのである。

其の二は刑務官の判斷に公正妥當なる客觀性を與へる爲に之を必要なりとするものである(二)。前述の支持論がともすれば刑務官に於ける惡意の存在を豫想せんとする傾向があるのに對し、之は刑務官の善意を信賴しつゝ、尚其の判斷の客觀性に付き一抹の不安を抱き其の是正手段を求めんとする點に於て異る。

第三は行刑に社會を近付ける爲及び行刑に關する誤解又は認識不足を是正する爲には素人的要素の導入を必要とするが、それには刑務委員會の制度を實施しなければならぬとするものである(三)。之はかつて廣義の刑務委員會に付て熱心に考慮せられたものである(四)。

第四は行刑の社會化とでも云ふ可きもの、即ち行刑に於ける舊き慣習、形式主義、劃一主義及び嚴格性等の如きともすれば社會の現實より遠ざからんとする諸要素を、官吏關係の命令系統の外に立つて、其の地方の輿論とか感情とか利害關係とかを何等かの形で代表する委員の協力に依りて抑制する爲に刑務委員會の必要を說くのである(五)。

刑務委員會を以て一の監督的機關と前提したる上受刑者對刑務官、刑務所對中央官廳の關係に於て一種の緩衝地帶 tampon の使命を果さしむる爲に刑務委員會を必要とすると說く者もある(六)。蓋し刑務委員會が受刑者の刑務官に對する不服の訴へを聽くことゝする時は、それが委員會の席上に於て公然と行はれることゝ成る爲に不平又は惡意を有する受刑者の勇氣を挫折せしむるのみならず、斯くの如き審査方法の採られることは中央監督官廳が執拗に自ら審査を繰返して刑務官の人望と地位とを危ふくするのに比し遙かに優るものとするのである。

其の六は行刑に於ける重大決定特に假釋放に付て、其の愼重と賢明との完きを期する爲に刑務

委員會設置の要ありと爲すものである(七)。實際上に於ても其の實例には乏しくない。此の問題は不定期刑及び保安處分を施行するに際し其の釋放時の決定に付て特に必要を痛感せられるのであつて、十九世紀に於てフェリーやリストが既に此の制度の採用を主張して居たものである(八)。

行刑中の重要なる事項にして專門家的判斷を必要とするものに關して特別の委員會を設ける可しとする主張も、刑務委員會の支持論として數へることが出來るのであらう。其の有力なるものは受刑者の科學的人格調査及び其の分類に關する委員會であり其の主張及び實施に付ては特に近來多大の關心が拂はれて居る(九)。

最後は消極的支持論とも言ふ可きものであつて、先づ行刑は多くの點に於て判事の監督を受ける可きものであるとの前提に立ち、然る上で、此の監督を判事一人の手に委ねるは種々不都合の發生する原因と成るので、判事を其の一員として加へたる刑務委員會——此の場合多くは判事をして其の委員會の會長たらしむ可しとする——を組織す可しとする立場である(十)。一九三五年ベルリン會議で多く現はれた意見であつた。第一次的な必要として積極的に刑務委員會を問題とするものではなく、判事を行刑に關與せしむるに付ての一の方法として考慮せられると言ふ點に特色があるけれ共、結果に於て刑務委員會を支持するものがある點には異る所がない。

一、Actes du Congrès, ibid.

二、正木博士前揭書第四五四頁。

三、Schönmann, ibid., S. 82; Bruckx, ibid., S. 122.

四、小河滋次郎氏「監獄學」(明治二十八年)第三一一頁。Vidal et Magnol, ibid., p. 27.

五、Bertrand, ibid., p. 330.

六、Bertrand, ibid., p. 329 et suiv.

七、正木博士前揭箇所。Paul Cornil (Actes du Congrès, ibid.), p. 73; Franz Exner, Kriminalistischer Bericht über eine Reise nach Amerika, 1935, S. 42 ff.

八、Adolf Lenz (Actes du Congrès, ibid.), p. 73; Franz Exner, Kriminalistischer Bericht über eine Reise nach Amerika, 1935, S. 42 ff.

十、Nikolai Hoff (Actes du Congrès, ibid.), p. 26.

以上は刑務委員會に關する支持論であるが、之に對しては反對論も相當にあるのは當然である。次にそれを擧げる。

先づ擧げることを要するは刑務委員會は眞面目なる行刑の遂行上一の重大なる妨害を爲すと言ふ意見である(一)。蓋し委員は兎角權勢慾に驅られて自ら刑務所の支配者たらんとして刑務所の秩序を攪亂し、爲に刑務官の創意と熱意とを甚しく害するのであり、又即決を要する事項に付き其の都度委員會を開くと言ふが如きことは徒らに行刑を弛緩せしむるのみであり、素人的判斷が專門家的判斷に優ると云ふが如きことは殆ど期待することを得ず結局、ベルテレミの如く、何を好んでアマチュアのクリミナリストをして專門家のクリミナリストの爲す所を監督せしむる必要があるか」と言ふことに成るのである(二)。

其の二は素人を以て組織する刑務委員會の如きものは無能であつて決して、之に積極的の効果

を期待することが出來ないとして蔑視し、之を有害なりとはしない迄も少く共それが無用なるを說くものである(三)。行刑には可成り複雜なる專門的技術があつて、其の專門的訓練を受け且つ熟練を積んだ者に非ざる限り到底行刑の內容に立入つて妥當有効なる判斷を下すことを得るものではなく、從つて重要な事が彼等には無價値に見え、些細な事が却て重大事として考へられることが多い。故に彼等にして此のハンヂキヤップを自覺すれば、彼等は結局單なる無關心の聽き手と成ることに依りあつても無くてもよいものと化するか、或は無智なるにも係らず世界一の熱心者と成つて刑務官をへきえきせしむるかの何れかであつて、特に斯る制度を置く必要はないと言ふのである(四)。而して之は一部の人士の得意とする婦人委員の任命——フランスは一九〇七年、ベルギーは一九二〇年以來——と言ふが如きことを以てするも何等委員會全體のレヴエルを行刑當局の希望する所に迄向上せしむることは出來ないと言ふのである。

其の次には委員の不熱心さが指摘される(五)。委員は通常到底行刑に對して熱心なる協力者と成り得ないから之には何物をも期待することが出來ないと言ふのである。例へばフランスではかつて議會の調査員委員會に於て刑務委員の重要なる任務として受刑者を訪問し又刑務所當局に助言を與へる可きことを定めたのであるが、今日何處の委員に之を實行して居る者があるかと人は歎いて居るのであり、又委員會を開くとしても全委員の出席を求むるが如きことは不可能とされて居るのである。されば早くも十九世紀中頃に於て、既にフランス行刑局長たりしミルモンの如きは「刑務委員會は刑務所が遠隔地に在るときは無用である。蓋し其の委員は決して集まつて來ないからである。刑務所が町の中に在る時は危險である。それは委員が刑務所の管理者たらんとするからである」と言つて居たのである(六)。結局、山は山であつて山の方から進んでわれわれの方に來ることは無い。刑務官は遂にマホメツトがしたと同樣に自ら山に登らなければならぬことゝ成るのである(七)。

刑務委員會に依りて行刑に對する廣範圍の理解を得て社會を近付けんとする計畫は無効であるとの消極的意見もある(八)。例へば新聞紙が盛んに刑務所に關する記事を揭載したとてもそれが決して社會が行刑の問題を眞劍に考へ之に關心を持つたことを意味せざるが如く、斯る制度に依りて此の目的を達せんとすることは不可能であるとするのである。

最後に刑務委員會の必然的構成員として考へられて居る判檢事のことに付ても異議があり、刑務委員會が判檢事を其の中に入れなければならない限り、委員會は委員會としての職能を果すことが出來ないとされる(九)。蓋し判事は裁判官として刑事被告人の外部且つ上位に位して超然たるのを以て現代司法組織の原則とするものであるが、刑務委員會の一員として仕事をすることは此の原則に背馳し、且つ自己の判決したる受刑者に關して判事が熱中するのを恐らく輿論は滿足しないであらう。又檢事は其の職業上の鬪爭性 combativité professionnelle 及び訴追に從事したるの事實に依りて刑の規正 réglementation de la peine 及び刑務所の管理と言ふが如きことに關與する資格を完全に喪失して居る。然も檢事の中には更に保護會の會長を兼ねて居る者があり、從つて彼は三箇の資格を同一人の中に持つことゝ成るが、抑〻此の三箇の資格に於て彼は何を理想とし何を語ることが出來るか。これ恰も彼をして喜劇の中で同時に料理人と馭者と部屋附

きボーイとの役目を演ぜしめんとすると同様であらうと言ふのである。

斯くて、ベルギーの有力なる行刑論客たるベルトランの如きは自ら諸家を代表して刑務委員會を非難して、それは過去の如く中央の支配が地方に行届かず又一般的行刑思想の低度なりし時の制度であつて、今日では最早それは完全に黄昏狀態 crépuscule に在りとする(十)。ドイツの一九二七年行刑法草案が一九二三年執行原則に於ける刑務委員會の規定を排除した時にもドイツは決してそれを惜しいとは思はなかつたのであつた(十一)。

一、小河博士は「然ルニ其實驗上ノ成績ハ一モ豫期ノ如クナル能ハス之レカ爲メ反ツテ一面ニハ監獄官吏ノ威嚴及ヒ行務ヲ害シ一面ニハ治獄改良ノ進歩ヲ阻格スルコト少カラス」とされる前揭書第三一二頁)。尙同氏「日本監獄法講議」(明治四十五年)第三九頁。Bertrand, ibid., p. 329 et suiv.

二、ベルギーの如き行刑の發達したる國に於てすら、刑務所には今日尙點燈設備が無いと主張した代議士や、獨居房の中には生活が出來ない(ベルギーは獨居房のよいことを誇りとして居る)と斷言した醫學教授のあつたことが數かれて居る (Bertrand, ibid., p. 334, note 1)

三、Bertrand, ibid., p. 331.

四、Bertrand, ibid., pp. 330, 334.

五、Bertrand, ibid., p. 329 et suiv.

六、Revue pénitentiaire, 1905 p. 1207.

七、Bestrand, ibid., p. 331.

八、Lothar Frede, Der Strafvollzug als Gegenstand staatlicher Verwaltung (Lothar Frede und Max Grünhut, Reform des Strafvollzuges, 1927) S. 52.

九、Bertrand, ibid., p. 332.

十、Bertrand, ibid., p. 330.

十一、Frede, ibid., S. 52.

思ふに刑務委員會に關する賛否兩論を唯漫然と右に揭げたことに付ては、或は觀察方法としての正確さを失するものとの譏りを免れないであらう。同じく刑務委員會と云ふも其の構成と組織とに種々な區別が存する以上、それ等の議論が共の如何なるものに向つて爲されたのであるかを先づ明かにしなければ、正確なる紹介とは言ひ得ないからである。けれ共さし當り私の手にし得た文獻ではそれを細部に亙つて檢討することが出來ず、且つ多くは所謂監督委員會なるものに付て問題とされて居る樣に想像せられるので、一樣に之を羅列したのである。

私は刑務委員會は之を設置することがよいと考へて居るものである。勿論その爲には委員會の權限とか構成とかに付き種々なる條件の充たされることを必要とするけれ共、それは後述する所に讓り、此處では左に擧げた諸家の意見を批評し乍ら卑見を述べることゝする。

先づ刑務委員會が行刑に妨害を加へる結果と成ると云ふ反對論であるが、言ふ迄も無く之は刑務委員會をして如何なる權限を行使せしむるかと言ふことゝ關係するのである。若し委員會をして行刑の監督を行はしむるとか或は或部分の決定權執行權を行使せしむるとか言ふことに成れば、それが行刑上の重要事項の廣範圍のものに及べば及ぶ程、刑務官の行動の自由を害し從つて行刑の一大妨害と成ることは疑ふ餘地がないであらう。私は之は刑務委員會としては確かに行き過ぎであると考へる。抑〻刑務所長の權限に對して斯くの如き重大なる制限を加へんとする

刑政第53巻第8号
矯正図書館

所以は、前述の如く主として刑務官に依る自由裁量の餘地多きことに對して不安を感じ、特に受刑者の利益が不當に侵害せられることを虞れて居ることに依るものであるが、然し假に刑務官が節度を守り得ずして專擅なる行爲に出づる虞れがあつたとしても、其のことは直ちに刑務委員會と言ふが如き制度を必然的に結論せしむるものではない。それは行刑の最高監督官廳たる主務大臣以下の一連の行政監督系統内に於て、刑務所に對する監督を强化刷新すれば足ることで、この整備せられたる監督系統以外に別の監督機關を作ることは事務の一元性を害し、徒らに之を煩雜多元的なものと成らしめて行刑の能率を著しく阻害せざるを得ないのである。尙監督と言ふが如きことは、其の監督の對象と成る可き事柄に付て相當深き認識と理解とを持つに非ざればそれこそ反對論者の指摘せるが如き滑稽なる結果を招來するものであつて、殆ど素人又は素人に近き者を以て其の期待し得可き能力を越えた内容的監督を行はせやうとし而して尙之に何等かの積極的好結果を求めやうとすることは、世の現實を知らざる滑稽なる樂天主義である。然らば刑務委員に對し行刑に關する訓練を行ふことに依り之に監督者たるに應しき能力を養成してはとの議論も起り得るであらうが、素人而も他に職業を持つた者をして此の程度に達せしめるには相當の時間と勞力とを必要とし、抑〻斯くの如き犧牲を拂つて迄も何故に本來の系統以外に別な監督機關を設ける必要があるかと言ふ重大な疑問に逢着するのみならず、後述する如く私は刑務委員は其の素人の素人たる所に本來の使命があるものと解するので、素人を變じて專門家又は準專門家たらしめんとする此の議論には贊成することを得ない(一)。刑務官が受刑者の自由擁護を爲し得ずとする議論(二)は少く共われわれの見る現實とは異るものであるし、又假に然りとするも、それは刑務官自身に對する教養とか訓練とかを徹底化し又其の監督官廳に依る監督を强化することに依り之を救濟することが出來るのである。此の監督官廳に依る監督が無力にして刑務委員會に依るそれが有力なりとの明白なる根據の無き限りは、刑務官の專擅を防止するとの理由よりしては刑務委員會の是認することは出來ないのである。

判事をして行刑を監督せしむる必要があると言ふ議論は、特にそれが判事としての意味に於て主張せらるゝものなる限り少く共我國に於ては意味の無いことであると私は考へる(三)。故にそれは結局のところ判事を一員に加へた監督機關としての刑務委員會の問題に歸着する。之に付ては右に述べた通りである。

されば監督機關としての意味に於ては刑務委員會は之を是認することは出來ない。此の點に關する限り私も反對論者と立場を同じくするものとして認め度いのである。刑務委員會を評議機關としたる上、必要的附議事項の範圍を制限して置けば、反對論者の憂慮する如き妨害は起り得ないであらう。問題は刑務委員會の存在を斯くの如く小さいものにして迄も尙且つ置く必要ありや否やと言ふことゝ成るが、私はその必要があると考へる。之は後に述べる。

反對論者は更に委員の無能と不熱心とを擧げて刑務委員會の無用論を說いて居る。けれ共私は先づ其の無能と言ふことに付き考慮をめぐらす必要を感じる。事實其の委員として選任せら

れたる者が獨り行刑のことに限らずあらゆる部面に於て無能であるとすればそれは「委員」が無能なのではなくて「彼」が無能なのであつて、此の場合の無能は委員の責任ではなくて選任者の責任である。委員は元來社會の各部門に於ける有能練達の人物中より選任す可きものであるから、其の選任さへ妥當に行はれるならば決して委員の個人的無能と云ふ樣なことは無い筈である。故に問題は委員が委員として無能なりや否やと言ふことに成るのであるが、委員が行刑に關する專門的知識を有せずとするも此のことを以て直ちに其の無能を結論するのは此の場合正確ではない。後述する如く刑務委員會には原則として行刑上の純然たる專門家的判斷を要求す可きものではなく、素人としての社會人としての判斷により多くを期待するのであるから、各委員が刑務官と同等又はそれ以上の行刑上の知識を持つ必要は毫末も無いのである。又刑務委員會をして餘りに廣範圍のことに關與せしむるとか、或は之に監督機關としての職能を營ましむるとかする場合には勢ひ行刑の內容に廣く且つ深く觸れて來るので行刑上の無能問題も起らざるを得ないけれ共、前述の如く私は刑務委員會を評議機關とし且つ其の附議事項を少數に制限す可きものと考へるので、此の問題は起らない。次に委員の不熱心と言ふことであるが、之は事實問題であつて制度の問題ではない。然し他に職業を持つた委員に對して、事實上實行不可能なるが如き職務を果し過大なる要求を之に行ふことは抑〻不可能なのであるから——例へば頻繁なる舍房訪問、行刑改良意見の提出の如きことは有閑者に非ざる限り實行不可能のことである——、此の點よりするも刑務委員會の關與する範圍は小さなものと成らざるを得ないのであらう。

刑務事が其の專門の職業以外に何等の資格をも兼ねることが出來ないとする議論は、現代に於て餘りにも近視眼的なものであると言はなければならない。勿論刑務事の職務は普通一般のそれに比較して可成特殊なものではあるが、さりとてその爲に一步も其の職分外に乘出してはならないと言ひ得るが如きものではなく、現に刑務事をして他の職業に關係せしめて居る實例は世界を通じて決して珍しいことではないのである。加ふるに裁判と言ひ檢察と言ふも何等保護や行刑と根本的な對立の關係に在るものではない。何れも刑事政策なる一元的な國家意志に基くものであり、偶〻其の發現の過程に於て段階的に異るものを各々が分担せるに過ぎないのである。故に裁判官たりし判事が今度は資格を變へて行刑に關與し、檢察官たりし檢事が更に立場を變へて受刑者の改善とか保護とかに協力するに至ることは少くも矛盾ではないのみでなく、實は斯くすることに依つて刑事政策の各過程の間に有機的な關連を生じ、はじめて其處に滿足す可き結果を招來し得ることに成るのであつて、却て之こそ刑事政策の理想であるとしなければならぬ。

私は刑務委員會の設置を必要とする理由として、行刑と社會との接近と言ふ點を特に重要視し度い。行刑が受刑者を社會に返すことを最後の目標とする以上、既に其の一事からでも社會と行刑との間には接近が無ければならない。然るに又一面行刑は其の性質上社會より隔離して孤立化する傾向を多分に持つて居るものである。刑務委員會は行刑の孤立化を防ぎ、行刑と社會とを結び付ける上に於て重要なる役割を演ずるものである。

行刑と社會との接近が齎す利益は三つある。(一)行刑の中に社會的要素が入り得ることが其の一

(四)、行刑上の諸施設の妨害となる社會感情を或程度牽制し緩和し得ることが其の二(五)、社會に於

ける行刑の地位を容易にし有力にすることが其の三(六)である。同時に刑務官が其の主觀的一方的專門化より救はれることも勿論である。フレーデが此の點に關する刑務委員會の役割を輕視して否定的斷定を下して居るのは前述の如くであるが、其の效果が直接適確且つ卽時に現はれないとしても、其のことは全面的に刑務委員會の無力を斷定し去る理由とはならない。刑務委員會は行刑と社會との間に作られた橋でありヴェンチレーターである。兩者の空氣が之を通して交流しないと云ふことは想像出來ないことであり、苟も其の交流あらんか、前述の效果は漸次何等かの形をとつて現はれるであらう。

刑務委員會に付ては尙、刑務官の判斷に對する補助乃至は補正と言ふ點を重視しなければならない(七)。刑務官はあらゆる條件と境遇とを持つた受刑者を敎化して種々雜多なる社會環境に送り返す使命を持つて居るのであるが、斯る使命を果す可く、抑〻刑務官は充分なる素養と能力とを自己に有することを主張し得るであらうか。否、之は現實の刑務官に反問するよりも一般社會人に反問す可きことである。一體、今日の刑務官に要求せられて居るが如き能力と素養とを持ち得る人が果して此の世に幾人あり得るであらうか。恐らくそれは寥々たるものであるに違ひない。然も刑務官は此の困難且つ多量なる要件を充たす爲の修養時間と云ふものを殆ど持たないのみでなく、其の極めて特殊なる一律無變化の職業生活は却て漸次其の能力を破壞するの處れすらあるのである。此處に於て私は、寧ろ率直にわれわれ刑務官が要求せらるゝ理想の境地に達することは極めて困難にして從つて刑務官としての能力に必ずしも萬全を主張し得ざるの現實を認めて、虛心坦懷に外部の協力を求む可きであると考へるのである。之は決して刑務官としての自棄的意見ではなく、實に現實を直視しての眞面目な意見である。われわれの能力を以て遂行するには行刑は餘りにも大きな仕事であり、到底刑務官の主觀的熱意と努力のみを以てしては解決出來ることではなく、之に客觀的な能力を補充することが必要と成るのである。此の目的を達する一つとして刑務委員會の價値を認める可きであらう。卽ち刑務委員會には刑務官の判斷に對して自己の專門的又は清新なる社會人としての能力を以て補充を爲し、之に客觀的妥當性を與ふるの使命を持たせることが出來るのである。

尙不定期刑及び保安處分を實施する場合には、少く共其の釋放時期の決定を爲すに付き刑務委員會を設けて之に關與せしむることが、此の新制度の實施に伴ふ民心の不安を除去する政策的意味に於ても必要であらうと考へられる。

一、行刑本來の監督系統以外に監督機關を作つた最近の例としてはイタリアの行刑監察判事がある。之は大いに世界の關心の的と成つたものであるが、實際上の結果から見ても寧ろ失敗の跡歷然たるものがある。之に付き Dybwad, Theorie und Praxis des fascistischen Strafvollzugs, 1934, S. 34. ff.

二、此の意見は屢々現はれて居るものであるが其の最も辛辣なるは Jean Jonescu-Dolj, Actes du Congrès, ibid., p. 49 et suiv.

三、之に關しては拙稿「行刑に對する裁判官の地位」(刑政第四八卷第九、十、十一號所載)參照。

四、此の問題に付ては拙稿「行刑に於ける社會的觀念」(刑政皇紀二千六百年記念號所載)參照。

五、例へば假に外泊を受刑者に許すとした場合、刑務官の獨斷的許可に基く場合と刑務委員會の關與を俟つて行はれた場合とでは恐らく社會感情に與へる影響には大きな差があり、前者では非難を受けるであらうが後の場合には是認されるであらう。

六、今日行刑の機構がわれわれの希望を充たしてくれない有力な理由として、私は行刑に對する社會の支持が薄いと云ふことを擧げ得ると思ふ。如何に論理明快に行刑上の要求を數へ上げて說明して見ても、それが充たされるかどうかと云ふことは其の論理の明快さとは別箇の動機に左右せられることが多いと云ふ世の現實もわれわれ刑務官としては一應考へて置かなければならないであらう。

七、正木博士前揭書第四五四頁。

前述の如く私は刑務委員會の設置を希望するものではあるが、然し之は決して刑務委員會の設置に依り一擧に行刑に潑剌たる生氣がみなぎると云ふが如き樂觀論に基くものではない。刑務委員會を置くことに依り得られる利益にも自ら限度があり、又其の運用の如何に依りては行刑は却て致命的な損失を受けることに成るのである。

刑務委員會の設置は一方に於て行刑當局に新たなる煩雜さの一つを加へるものである。之が單に事務的煩雜に終始するならばそれは事務員の增員を爲すことに依つて緩和することが出來るけれ共、若し其の運用を誤るか又は委員が自己を權力者なるかに誤解し且つ刑務官の之に屈するが如きことがあるならば、行刑は玆に事務上の責任を負はず加ふるに行刑の內容を熟知せざる極めて危險有害なる干涉者を目前に控えることゝ成り、眞劍公正なる行刑は危機に瀕するに至るからである。(一)故に刑務委員會の權限及び構成を定むるに付ては最も愼重なる注意を必要とする。

次に刑務委員會の效果は過重に評價せられざることを要する。確かに私は刑務委員會の設置せられたる結果として、前述せるが如き效果、特に社會との接近及び刑務官の欠陷の補正と言ふが如き效果を得られるものと考へるのであるが、然しそれは左の如き制限せられたる範圍內に於てのみ得らるゝに過ぎないと言ふことを記憶して置かなければならない。

先づ刑務委員會の設置に依りて得らるゝ效果は、其の全部が必ずしも刑務委員會に依るに非ざれば得られないと言ふが如きものではない。刑務委員會は其の方法の一たるに止まる。例へば刑務官の判斷の補助と言ふことにしても、此の目的を達するには決して刑務委員會の設置を唯一絕對の方法とするものではなく、他にも種々な方法を考へることが出來るであらう。然し行刑外部より協力を得んとする場合に考へ得る最も常識的な組織的な方法は此の刑務委員會の制度である。

第二、其の效果は必ずしも直接且つ覿面には現はれないものである。例へば社會との接近を考へて見ても、僅々數人の委員が僅少の機會に限られたる時間を以て行刑の一部分に關與したからとて、直ちに其處から行刑に對する社會的接近と言ふが如きことが原則的に生れて來る筈の無いのは明瞭である。刑務委員會が齎す效果は概して間接的であり微溫的である。然し其の間接微溫的と言ふことは決して其の效果の現はれ方の無力を意味するものではないのである。

一、正木博士は特に此の點を憂慮せられて居る(行刑上の諸問題」第五四頁以下)。

矯正図書館



旅で拾つた話（二）

隨筆　吉田遊水

墜ち易き大佛の首

五重の塔、小鹿の群、偶には空飛ぶ鳥、それ等の影を宿して、靜まりかへつてゐる猿澤の池を、一望の下に俯瞰し得る景勝の位置、こゝは奈良ホテル階上の一室である。

何處からともなく晩鐘の音が聞えて來た。初夏の古都は、やがて靜に暮れんとしてゐる。

華嚴宗の管長であり、そして又東大寺の別當でもある鷲尾隆慶君が、窓ぎはのソファーに倚りながら

『斯うして相逢ふも三十三年振りだ。それにしても君は少しも變つてゐないぢやないか』と、誰もが云ふやうな同じことを云つた。だが然し、如何にもなつかしげにコーヒーの茶碗を取り上げた。

座にあつた松岡所長の妻君が

『三十三年振りですつて、隨分永らくお逢ひにならなかつたのですね』

と、その美しい瞳を見張つた。

『さうなのです。いや變つたよ。お互に歳をとつた。鬢髪既に霜をおくさ。あの當時を思ふと實に隔世の感がある』

と、笑ひながら高等學校時代の夢若かりし學生々活を思ひ出してゐた。

鷲尾君はボートの選手で、たしか二番を漕いで居たと思ふ。それ程逞しい、がつちりした、仁王のやうな風貌の持主であつた。黒い僧服に包まれた同君の現在には、其のおもかげとてはなく、寧ろ柔和な、氣品の高い、所謂高僧知識のそれになりすましてゐるには尠らず驚かされた。

名利に走らず、權勢におもねらず、無慾恬淡、閑寂な僧院生活が、斯くも君を變化させたかと思ふと、その高雅な生活が、しみ〴〵美ましく思はれてならなかつた。其處で

『君の宅を訪問してみたい』

と切り出した。

『是非寄つて呉れ、大佛殿へも案内しよう』

『實は今日、大佛殿へ行つて來た。大佛の構想の雄大さ、そして、どうしてあの全體のバランスを取つたのか、如何にもよくバランスが取れてゐる。あれを鑄造した人物の手腕の非凡さには驚嘆させられた』

と云ふと

『鑄造師は最初に模型を作つて一般に公開した。そして世人の批評を一々記錄し、それに因つて何回か修正した。大佛のお顔を日本式にするか、それとも印度式にするかに付ても相當論議が闘はされたらしいが、結局日本式にすることに落付いたのである。鑄造は現在の個所に於て爲されたのであるが、釜の中に溶解された熱銅の青い焔が、夜などは大空をこがし、その周圍を怪鳥が飛び廻はつたとのことである』

と鷲尾君は尚も話を續けた。

『鑄造は聖武天皇の天平年間に初められ、三ケ年の星霜を經て漸く完成されたのである。その後、大佛のお頭は三度墜ちてゐる。最初は齊衡二年で、その際は自然と落ちたらしい。二度目は治承四年の十二月、平重衡が大軍を率ゐて南都に殺到し、東大寺を燒拂つて、大佛殿を炎上せしめた際である。後白河法皇の皇子以仁王が、平家を討滅せんと欲して兵を擧げ給ふや、東大寺と興福寺との衆徒が之れに呼應した爲め、清盛大に怒り、孫の重衡を大將として南都に向はしめて大事に立ち至つたのである。三度目は天下麻の如く亂れた戰國時代に、松永久秀と三好下野守等との間に不和を生じ、松永は大和の多聞山に城を築いて之れに立籠り、三好勢は大佛殿に陣して互に攻略を事とした。そして永祿十年の十月、松永勢は多聞山を出て、三好勢の本陣大佛殿に討入り、火を放つて燒拂つた。その際

刑政第53巻第8号
矯正図書館

大佛の御頭が墜ちたのである』

『首だけがどうしてさう度々墜ちたのであらう』

『鑄造は何回も繼ぎ足されたのであるから、頭と胴體との接合がうまく行つてゐない爲めだと思ふ』と云ふことであつた。兎も角、私は翌日鷲尾君の案内で、改めて見直すことにした。

刑務官の惱み

松岡武四郎君夫妻や鷲尾隆慶君を送り出して、所在なさにぶらりとホテルを出る。夏の夜の蟲のやうに、灯から灯へと、明るい途を選んで、足の向くまゝに街道をさまよつた。とある映畫館の前に出る。建物の感じがいゝので、つい吸ひ込まれて中に這入る。

暗さに馴れて來ると、周圍の人々の姿が、次々に浮んで來た。新宿や有樂街のそれとは大分客種が違つてゐる。さすが觀光客らしいのが多くて、そこ〳〵に宿着がうづくまつてゐる。

「醫者のゐない村」が映寫されてゐた。トーキーの說明によれば、我國には醫者のゐない村が三千からあると云ふ。映畫は東北地方を背景にしたもので、醫師と看護婦とが深い雪の中を、外套の襟を立てながら村から村へと渡り歩るいて、純朴な村民の感謝の裡に送り迎へられてゐる。學校の校舍等が診療所に當てられて、其處で老人や幼兒を診察し、或は手當を施すのである。唯それだけの事で、さして興味ある映畫ではない。然し之れには大きな示唆が含まれてゐる。國家はそれを默つて見過してゐる譯にはゆくまい。ある種の無言の抗議である。

それが濟むと、すぐ私は映畫館を出た。醫師の犧牲的努力や勞苦に對し、感謝と感激とで胸一杯になつて、うつむきながらとぼ〳〵とホテルの方へと坂路を辿つた。

若し私が醫師であつたならば、あの醫師のやうに、村から村へと渡り歩るいて、病苦に惱み抜いてゐる幾百幾千の同胞を救つてやる。地位が何んだ。財産が何んだ——と私は若い純眞な青年時代の感激にひたりながら、頻りに昂奮して歩るいてゐるのであつた。

猿澤の池畔に、みすぼらしい自分の姿を見出した時、「お前は一體何んだ。お前の現在の職責は何んだ」と自分自身に反問し、我れに還つて、今更のやうに愕然とした。

心の病に呻吟し、病魔に襲はれてゐる人々を治癒し、更生せしむる尊い使命を持つ精神上の醫師、聖なる刑務官。さうだ、その使命に向つて驀進するだけだ。それでよい。今一度叫んで置く、地位、名譽、財産——それが何んだ。

仰げば十三夜の月は、興福寺の五重の塔にかゝり、古都の初夏の夜は、放心の彼と、反省の我とに、靜に更けて行つた。

蓮華藏世界

鷲尾君と久し振りに逢つた其の翌朝、東大寺の寺務局に同君を訪れる。袴を着けた小僧に案内されて、古びた廻廊を曲りくねつて、奥まつた書院に通される。清冷な水を湛えた泉水、芝生の圓い築山、苔むした古風な石燈籠、紫の花をつけたあやめ、凡てがすが〳〵しい閑寂な京式の庭園に面して居る。

僧服の鷲尾君が、にこ〳〵しながら出て來て座に着いた。

『過日は小池堅次先生が、日本精神を獨逸語で說いた著作の爲に、四五日逗留された。君も今度來遊した際には、是非此處に泊つて行け』と云つて呉れた。さうして手を叩くと、袴を着けたお小僧が、闕の外に兩手をついてかしこまつた。呼鈴のボタンを押すと、スカートの女給仕が出て來るお役所とは大分感じが違ふ。

鷲尾君は上段の間と云ふ部屋に私を案内した。床には大佛殿の鳥瞰圖の大幅がかゝつてゐた。その古畫によると、創立當時の大佛殿は、現在のそれよりも一廻りも二廻りも廣かつたらしい。

私のために特に造られたわらび餅がお茶受に出た。友情の難有さがしみ〴〵味はれて嬉しかつた。

鷲尾君はやがて緋房のついた襖の引手に手を掛けて、次の間を明け放つた。中は八疊敷で、中央に玉座が置かれてあつた。

軒端から、大和の原始林と、若草山とが手に取るやうに眺められた。つまり奈良の自然を巧みに取り入れた景勝の居間で、明治十年の二月八九日に、畏くも明治天皇が、橿原神宮へ御參拜の途次、起臥遊ばされた御座所、此處で西南役の勃發を聞召され、旅程を早めて御還幸になつた由緒深い處であつた。

大佛殿で「石橋」の能を御覽になつたのも此の時

刑政第53巻第8号
矯正図書館

で、四聖坊に於て蘭奢待を截らせ給ひ左の御製があつた。

ふかみどり色もかはらぬ松が枝の
ときはかきはの末にほふなり

玉座を拜した後、鷲尾君の案内で大佛殿を拜觀した。

大佛殿は三笠山の麓に、燦然と金色の鴟尾を輝して、天空に屹立する大伽藍である。其の態容の莊大雄渾なる、正に世界最大の木造建築たるの名に恥ぢない。虹梁に使用した十三間物の二本の松材は、日向の白鳥山から伐出したもので、その搬出には、數萬の夫役と半歳の星霜とを費したと云はれてゐる。七間四方、高さ十五丈五尺餘の大屋で、東京驛前の丸ビルよりも大きく、屋上に登れば、奈良刑務所は足下に伏し、更に眼を擧ぐれば、大和連山の遙か彼方に、山城の平野が展開して、保津川が白い紐のやうに、うねうねとくねつてゐるのが眺められるゝと云ふ。その廣大さが、之れに因つても窺ひ知られる。

招かるゝまゝに、大佛の臺座まぢかに登る。鷲尾君はその臺座を指差して之れを見よと云ふ。

臺座は蓮瓣で、各葉の全面に亙つて、線彫で蓮華藏世界の圖が刻み出してある。横に界線を劃して、二十五段と爲し、各段の中に佛菩薩と樓閣とが並列してゐる。これ卽ち百億國で、此の佛が百億の小釋迦である。そして斯る界線の中に、頂上の方は界線だけで、佛像や樓閣が刻んでない。所謂無色界である。その下が色界で、最下方になれば界線が縱線に依つて切斷されて居るところがある。卽ち欲界である。欲界の下に圍く蓮瓣を刻み、その中に須彌世界がある。此の蓮瓣は海中から出てゐる。以上は華嚴經の思想を具體的に表現したものであるとのことであつた。

鷲尾君の注意により、始めて氣が付いたことであつたが、大佛の裾の方に、僅に金色が殘つてゐる。元來大佛鑄造の當初は、奥州から獻上した黄金に依つて、全面に鍍金が施してあつた。然るに再度の炎上のため鍍金が剝落して、今は僅にその名殘を留めてゐるに過ぎない。

それから大佛殿をくまなく見て廻はり、鷲尾君と別れて、有名な運慶作の金剛力士、湛慶作の密迹力士の二王像のある南大門を出ると、其處に芝生が青々と廣がつてゐて、色彩の濃い服裝をした朝鮮の女が、小鹿の群を相手に遊んでゐた。

Retribution and Protection in New German Penal Law

Prof. Filippo Grispigni.

ドイツ新刑法草案に於ける報復並びに社會防衛の意義 (二)

伊太利ミラノ大學教授

フイリツポ・グリスピーニ

以上、すべての點から見て、ドイツ刑法草案の贖罪と報復(Sühne und Vergeltung)が之に類する古典派の原則とはその性質に於て甚しく異つてゐることを認めなければならないのである。

果して然らば、この二つのもの眞の意義は何であるか、固より、自分がドイツ刑法の根本思想を解釋すべき立場に在るものでもなく、且つまた、さうするに充分な能力も有つてゐるものでもないことは、自ら善く知つてゐるのである。しかし、クリミナリスト(刑法學者)たるものは何人も、どういふ風に自分の專門に關する外國の立法を理解してゐるかといふことを公表して毫も差支なく、學者として許されてゐるのであるから、自分は敢て言ふが、自分の分相應の意見に從へば、ドイツの法律に云ふ「贖罪」(Sühne)とは「各人は自己の行爲の結果を負はなければならない」(Jeder muss die Folge seines eigenen Verhaltens tragen)といふ人間の社會生活の要求する所のもののみを唯だ眼中に置いてゐるのである。贖罪といふ觀念は各人が單に法律上のものとしてだけでなく、同時にまた法の原理の基礎として認めなければならないものを要求してゐるのである。社會生活に於て、各人は、自己の性格の優越又は缺陷により及び性格より生ずる行動の如何に從つて、大なり小なりの法律上の身分を有たなければならないのである。而して、この事は、性格の優越又は缺陷が多少に拘らず遺傳及び環境の影響に歸すべきである場合にもまた等しく通用するのであるといふのである。

刑政第53巻第8号
矯正図書館

吾人の解する所によれば、ドイツ刑法の贖罪と報復とは道德的責任を前提として有つものではないのであつて、しかし、法律的にして社會的な責任を前提としてゐるのである。是を以て、いかに多くの道德に背戻した原因が直接又は間接に犯罪の發生に因緣を有つてゐるかといふことは、後者の前提とは何の相關する所はないのである。只だ必要なのは、犯人其人に當てはまつたような行爲が志ざされて居り、且つその行爲が本人の物心兩面の性格に相應してゐることであつて、性格の實際の動きが道德的罪咎に還元せられ得ざるの故を以て、贖罪と責任とは毫も減ぜらるゝことはないのである。

自分がドイツの刑法の根本觀念をかういふ風に叙述したのは既に言つてあるように、全く只だ自分一己の見解を開陳したにすぎないのである。しかしながら、自分の知る所にして謬つてゐないならば、自分の箇の叙述はナチ政權の二三の名士の手に成る論文に於てその確證を見出すのである。實際、社會防衛を以て刑罰の任務の第一位に置くものは、幾人もゐるのである。

プロイセンの司法長官ハンス・カールのデンクシュリフト（建議書）には、「ドイツ國民は刑法に於て防衛せらるべきである……國家の秩序の防衛はナチ刑法の任務である」（〈Das Deutsche Volk soll im Strafrecht geschützt sein ……Sicherung der Staatsordnung ist Aufgabe des nationalsozialistischen Strafgesetzrechts〉）とある。

なほ、また、ドイツ國司法省行刑局長ローランド・フライスラーは彼の著「ナチオナールゾチアリスト黨の宣言としての新刑法」（〈das neue Strafrecht als nationalsozialistisches Bekenntnis〉）の中で、次のように書いてゐる。「刑法の目的はドイツ民族の血液の純一無垢と延いては民族の本質並びに行動表現に於けるその活力を保護し補强するに在る」（〈Zweck des Strafrecht ist die Sicherung und Stärkung der Bluteinheit des deutschen Volkes und seiner Lebenskraft in ihrem Wesen wie in allen ihren Lebensäusserungen〉）。たしかに、この著者は、「更らに亦た刑罰の目的は罪咎に對する贖罪の要求を充たすに在る」（〈die Erfüllung der Forderung nach Sühne für Schuld〉）と言ひ添へてゐる。しかしながら——この目的が防衛保護の目的の後に擧げられ、後者の優越が認められることは云はずもあれ——この「贖罪」（〈sühne〉）なる語が古典派の用ひる意味で用ひられてゐないことは書中から自ら明かで、報復とか補償とかいふことは何れの箇處にも說かれてゐないのである。然るに、更らにまた、ドイツの刑法についての自分の說明を是認してゐる顯著なる一例は、ライヒスミニスターの一人で且つ一切の法律問題を指導する黨の法務總長「Reichsrechtsführer der National-Sozialistische Deutsche Arbeiterspartei ——（NSDAP）」たるハンス・フランク氏であつて、ナチ・ドイツの法律の發展生長に及ぼせる此人の勢力の大なるは云はでもの

ことである。フランクはその著「ナチ黨の刑事政策」（〈National-sozialistische Strafrechtspolitik〉）なる論文に於て氏の刑法に關する見解を披瀝してゐるのである。彼のこの論文はナチ黨の刑事政策の方針規準を包含してゐるもので、それは既に夙く一九三八年十月二十八日ミュンヘンに於て開催せられたるドイツ刑法學會のコングレス（大會）に於ける氏の演說に開陳せられたるものである。玆處で特に注意されなければならないのは、この論文の全篇中「報復」（Vergeltung）「補償」（Kompensation）、「贖罪」（Sühne）の如き語が只だの一度も使用せられてゐないことである。これは、フランクの見解が此等の語と一致してゐないといふことで說明せらるゝのである。フランクは刑法の目的を次の如く斷定してゐるのである。「刑法の目的は、絕對的に改悛不可能で且つ大抵は累犯者となる犯罪人（Verbrecher）の絕滅、猶ほ矯正可能なる違犯者（Rechtsbrecher）の矯正猶ほ感化可能なる違犯者の感化である。この場合、少年に對しては感化と社會的更生の見地を刑の目的の第一位に置かなければならない」。一見して明かであるが、この文中には一言も報復には言ひ及んでゐないばかりでなく、刑の機能は全く特別豫防（Spezialprevention）の中に吸收されてゐるのである。しかし、特に注目に値するものは、フランクのシュルド（罪咎）について書いてゐる所のものである。「シュルドの問題になると吾人は結局刑事政策の基く所の最も深い原因に入つていかなければならない。元素ともいふべき四つの根元から罪咎は發生するのである。四つの根元とは、變質（Entartung）、放縱（Verwahrlosung）、誘惑（Verführung）、及び、機會（Gelegenheit）即ち是れである」。それであるから、罪のある行爲の要素は、善を撰み得たりしにも拘らず、惡を撰んだ自由意志に存せずして、一方では、變質といふが如き生物學上の要素に、他の側では、放縱、誘惑及び機會といふが如き三つの社會的要素にその座を占めてゐるのである。玆處に云ふ「エントアルツングゲ」（變質）といふことも、生物學上の意味でなく德性上の意味で解されてゐると思つてはならないのである。フランクは此點に關する疑惑を排らひ除けるに努めてゐるのである。彼は說明するのである——「ナチオナールゾチアリスムス（ナチイズムス）にとつては、變質（Entartung）は犯罪的行爲の源泉として極めて重要なものである。吾人の信ずる所によれば、精神的にも物質的にも文化の程度の高い民族には、その人種的原質の中に「變質」なる語が我々にとつて重大な問題である事實即ち犯罪といふことにぴつたりと中てはまるほど、しかく多くの美質才幹を惠まれてゐるものがあるのである。申分のない素質を有つた民族に在つては、個人にとつての變質といふことがその民族の標準的性質からの離脫を意味する位、民族の性質其者が貴重なものとして考へられなければならないのである。大抵の場合、箇の出來損ひ（Ent-oder Herausgearbeitetsein）、

刑政第53巻第8号
矯正図書館

箇の異種の個性の發生は立派な民族の代表者と劣等な民種に屬する個人との異種交配（Vermischung）にその原因を有するのである。犯罪人なるものの一個の生物としての生活の法則についての學問であるクリミナルビオロギー（刑事生物學）は、我々ナチオナールゾチアリストにとつては、人種的頽廢と犯罪との關係を研究する學問である」。何人も看取するであらうように、ナチ黨のライヒスレヒツヒウラー（法務總長）は變質と「人種的原質」（»rassische Ursubstanz«）との關係を結びつけて考へてゐるのである。この人種的原質と云はれるものは明かに生物學的のものであるから、エントアルツング（變質）なる語の意味については毫も疑を容るゝ餘地は有り得ないのである。

しかし、フランク氏は更らに進んで說くのである。「犯罪的行爲の第二の根原は放縱（Verwahrlosung）である。この場合問題になるのは正常な素質を有つたもので、種々の原因から正しい路から外れて行つたものである。

次に、誘惑（Verführung）は抵抗力の不足してゐる人間に對する性格の弱い衝動に驅られ易い質の悪い人物の感化を云ふのである。誘惑者は犯罪の役者として同じ性格の弱い人間を求むるのである。

國民社會主義（ナチオナールゾチアリズムス）にとつては、國民各自のために罪を犯かすの機會（Gelegenheit）を除き、彼を保護し正道に導き、少年に對しては彼をして戰慄すべき放縱不良の生活に陷らざらしむるに努むるのは、主義として當然の任務なのである。是に於て犯罪の溫床ともいふべき大都市に於ける醜穢なる細民窟の絶滅は、具體的刑事政策たる保護の大きな任務の一つなのである。犯罪者の數の益々減少し、心身の頽廢、不良の生活其他犯罪をかもすべきミリユウ（環境）の同じく更らに一層減少し、民族優生學上から變質者と見らるるものの發生の出來得る限り阻止せらるべく努力するのが、ナチオナールゾチアリズムスの抱持する社會政策の內容である。勞働能力の健かなる勞働者をして悉くその職場に十分の保護を見出さしめ、この國土に住むものをして一人の飢ゆるものなく凍ゆるものなからしめ、一人の罪惡に誘はるゝものなからしむるは、社會政策の企圖する所で、わがライヒ（ドイツ國）の保護法（Schutzgesetz）を賦活する一大要道である。犯罪の胚種を發生せしめて其生長を遂げしめる屢々論議に上る所の彼の「社會的環境」（»soziales Milieu«）を撲滅せんとする斷乎たる意志を有つてゐる社會のみが、初めて克く犯罪に對する戰ひに於てその戰果を收めることができるのである。過去の自由主義時代にあつた場合の如く、單に刑法や刑罰の執行や警察機關にのみ望みをかけてゐたならば、斷じて犯罪から淸められた國民は見られ得ないであらう。

是に於て、ナチオナールゾチアリズムスの固持する刑事政策は、ドイツに於ける感化教育の一切の機關、社會事業にたづさはるあらゆる團體、進んでは、すべての階級の地位あり資力ある人々に、斷えず次のように呼び掛けてゐるのである——刑法は常に唯だ國民の道德的向上のためのカムプ（戰ひ）に於ける手段の一つたるにすぎないのである、と。

ナチオナールゾチアリズムスに於ける抑壓主義を明確に理解するために、自分がかゝる思想の意義を今更特に喋々する必要はない。次に揭ぐるフランクの主張が最も能辯にそれを語つてゐるのである。フランクは說破する、

「あらゆる種類の犯罪者の刑の輕重を論ずるに當りては、意志の自由の問題は全く問題にはならないのである。

我々はナチオナールゾチアリストとして、社會全體又は社會を組織する各個人に禍害を蒙らしめる行爲の責任を免がれ得るものと考へる一人の國民あることを知らないのである。

哲學上の問題として意志の自由の問題は思想家にとつては興味のあるものであるかもしれないが、國家の秩序を確立すべき任務を有つ立法者は、この任務をはなれて所謂「人間」の犯罪なるものゝ心理的背景の中にさまよつてゐるわけにはいかないのである。彼は自分の國民の生活上の必要に留意するのであつて、かくして、彼の生活は常住國民の爲めに謀つて忠ならんとするの念慮を以て滿たされてゐるのである。從つて彼の起案する法律も亦た箇の自覺された明確な制限のある立場から發言するのである。しかしながら、犯罪を構成する行爲に在つてはあらゆる場合に於て、それが國家の秩序を破壞する行爲であることが問題となるのである。立法者は一國の秩序といふことを先づ第一に頭に置くのである。是に於て、彼は禁止法規を肯定して、刑罰を制定したのである。意志の自由の問題に深く立入つて論究することは止めて、彼は先づ犯罪活動を處罰しなければならないのである。人間の社會に於ける生活は多くの義務を伴ふものである。此等の義務は履行されなければならないのである。而して、此等の義務の履行が危ふせられ又は妨げらるることを豫防するに努むるこそ、立法者の任務なのである」。

フランクは彼の「ナチオナールゾチアリストの刑事政策」に於て以上のように主張してゐるのである。若し、彼の主張する所にして、自分が前きにナチスの刑法上の責任觀念の性質に關して說明した所のものと同じものでないとしたならば、果して何物であらう。「意志の自由の問題は何の役割をも有つてゐない」（»Das Problem der Willensfreiheit spielt keine Rolle.«）。この問題は問題とされてゐないのである、この問題は哲學者には興味があるであらうが、しかし、立法者は只だ國家の秩序を亂す行爲だけを眼中に置くべきであるといふのである。是れは、自分が前きに叙述した通り、ドイツの新しい立法の根本觀念を形成する所のものではなからうか。しかし自分は猶ほ進んでこの論爭に固執しようとは思はない。只だ自分のこの一文に於て望む所は、よしたとへ自分の意見が根據のないものとして證據立てられたとしても、なほ少くも、どういふ風に贖罪と報復との二つの觀念が、前述の民族、遺傳、斷種の如き全くこれ等二つの觀念と相容れない見地とよく調和するを得るかについて、外國の法學者たる自分の疑惑が解かれ合せてその然る所以が證明してもらへるために、自分のつまらないこの一文がドイツ學界への一種の催告狀ともなり得ればといふことだけである。自分はそれで滿足するのである。

（完）

Monatsschrift für Kriminalbiologie und Strafrechtsreform, Febr. 1940

Correction Law
of the State of New York.

北米合衆國ニユウ・ヨーク州矯正法

この矯正法（Correction Law）と呼ばるゝ法案は一九二九年のニユウ・ヨーク州議會（State Legislature — L. 1929）に於て上院（Senate）竝びに下院（Assembly）を通過し、ガヴアーナー（州知事）の裁可を得て、一九二九年四月二日法律となつたものである。

この法案は詳しくは「州の矯正施設に收容せられたるものの勾留竝びに矯正に關する法案」（An Act in relation to the correction and detention of persons in state correctional institutions）と呼ばれたるもので、監獄法（Prison Law）として知られたる一九〇九年の「刑務所に關する法案」（An Act relating to prisons）の修正せられたるものにして、ニユウ・ヨーク・ステートの國務省（Department of State）により編纂せられたるニユウ・ヨーク・ステートの法律綜覽（Consolidated Laws）中の法律第四十三號（Chapter 43）となつてゐるものである。

第一章　略稱、定義

第一條　この號の法律は「矯正法」（"Correction Law"）と略稱せらるゝものとす。

第二條　別に明文なく若しくは前後の關係又は主題によりて別途の必要の生ぜざる限り、この號の法律にて使用せらるゝ場合、

一　省（"Department"）とは矯正省（department of correction）を意味し、

二　長官（"Commissioner"）とは矯正省長官（commissioner of correction）を意味し、

三　コムミツシヨン（委員の職）とは矯正省に設置せらるゝコムミツシヨン（Commission of correction）を意味するものとす。

第二章　矯正省

第五條　矯正省——長官

州政府（State government）に今後も依然矯正の一省（a department of correction）の設置せらるゝものとす。このデパートメント（省）の長たるものは矯正長官たるべく、上院の意見に從ひ其の同意を得て、ガヴアーナーによつて任命せられ、彼を任命したるガヴアーナーの任期の終り且つ後任者の任命の了したるまで、其職に在るものとす。現在の矯正長官は依然長官として現在の任期の終了し且つ後任者の任命せらるゝまで其職に在るものとす。若しこの現在の任期の終了する以前に長官の職に空位の生じたる場合には、上院の意見に從ひその同意を得て、ガヴアーナーの任命によりこの空位は塡補せらるゝものとす。後者の任期は任命をなしたるガヴアーナーの任期と共に終了するものとす。任命せられたる長官は任務に就くに先立つて、總額五萬ダラの豫算にて當局としての企畫事業の立案をなし且つ提出すべきものとす。長官は年俸一萬二千ダラを受く。長官はデパートメント（省）の管理の一切の責任を負ふ。然れども、デパートメントに於て受理されたる當局の命令により、其權限の何たるを問はず之を局長（head of division）に委任し又は職務の何たるを問はず局長をして之を遂行せしむるを得。但し、職員及び雇員任免の權及び彼等の俸給を定むるの權は此の限りにあらず。

第六條　矯正省の一般機能、權限竝びに義務

矯正省は、適當の職員により適當の局課を通じて、この法律によつて賦課せられ又はこの條の規定の實施直前法律によつて斯の省又は省の長官に附與せられ、又は實施後法律によつて賦課せられ又は賦課せられ得る一切の職務權限を遂行し行使するものとす。此等の職務權限の中には官制（State Departments Law）第四百〇一條、四百十一條及び四百十三條によりて斯の省に移管せられたる一切の職務權限を含む。但し、この法律に於て別に規定せられ由て以て修正の施されたる場合は之を除き、且つ、官制によりて他の省の管轄に移され、一九二七年一月一日其移管の效力を生じたる施設に關しては斯の省は何等の權限義務を有せざるものとす。而して、前きに法律によりて制定せられ又は其後法令によりて變更せられ其他この號の法律に於て別に規定せられたるため指定せられ及び移管せられたる一切の任務、權限竝びに義務は法律に從ひ斯の省の適當なる委員（commission, board）職員により又は局若しくは課を通じて行使せられ竝びに遂行せらるゝものとす。

第七條　組織

斯の省の組織はこの號の法律に於て規定せられたるものを除き且つ法律に從ひ變更せられうる場合を除き依然繼續せらるゝものとす。矯正省には次の四箇の局を置く。

一　管理局（Division of Administration）
二　作業局（Division of Industries）
三　保護觀察局（Division of Probation）
四　鑑識（記錄、統計）局（Division of Criminal identifica-

刑政第53巻第8号
矯正図書館

tion, records and statistics)

矯正省長官 (commissioner of correction) は此等の現存又は附加せらるゝ局の中に在つて附加せらるゝ局又は課を設置し、併合し又は廢止するを得。

第八條 長官代理及び補

斯の省には一人の長官代理(a deputy commissioner of correction) 及び第一及び第二と稱せらるべき二人の長官補 (first and second assistant commissioners of correction) を置く。

第一長官補は長官によつて任命せられ且つ長官の意向によつて何時たりとも其職を免ぜらる。第二長官補は長官によりて競爭試驗を以て文官中より選拔せらる。勤務に就くに先ち長官代理及長官補は各自總額五千ダラに於ける官の企畫案を立案して提出するものとす。

第九條 屬僚

このチャプター (號) の法律に於て明かに別に規定の存する場合を除き、長官は省の權限の行使職務の遂行に必要なりと思惟せらるゝだけの屬僚を任命するものとす。長官は屬僚の義務を指定し且つ適當と認めらるゝ額以内に於て其俸給を定む。長官は職員竝びに雇員を省に於けるその地位より他の地位に移し且つかゝる地位を併合し、又は、この法律によつて創設されたる官職及び矯正委員 (commission of correction) の書記及び雇員を除き、いかなる官職又は地位をも廢止するを得。長官は、矯正委員の書記及び雇員を除き、いかなる職員又は雇員をもその職を免じ又は停職を命ずるを得。長官は、聯工を除き、その何人たるを問はず省又は省に於ける施設の職員又は雇員に長官自身によつて定めらるべき豫算額に於て職務上の企畫の立案を命ずるを得。

第十條 費用

アルバニー (ニューヨーク州政廳所在地) の市外に在つて現に職務執行中の長官及び省竝びに省の施設の他の職員及び雇員の旅費其他の必要缺くべからざる諸費用、又は、若し斯の職員又は雇員にしてアルバニーの市外に在る省の支局又は施設を管理し又は右の場所に於て現に雇用せらるゝ場合には、この支局又は施設の所在地外に於ける旅費其他の必要缺くべからざる費用は、長官の決裁を經たる領收書に於ける會計監査吏の檢閲竝びに保證を待つて會計 (treasury) より支拂はるゝものとす。

第十一條 管理局 (Division of administration)

長官代理は管理局の長たるものとす。局長たるものは行刑施設經營の能力を具へたる專門家たらざるべからず。局長は省の長官の指揮命令に服し、一切の受刑者の戒護訓練竝びに省の管轄に屬する一切の施設の維持保全に關し一般管理の權限を有す。

第十二條 作業局 (Division of industries)

第一長官補は作業局の長たるものとす。彼は長官の指揮命令に服し、州の矯正施設 (correctional institutions) に於ける作業に關し一般管理の權限を有し且つ長官により割り當てられたる施設の作業と關係ある省の權限竝びに義務を行使し履行するものとす。

第十三條 假釋放局 (Division of parole) 〔一九三〇年七月一日の議會にて廢止〕

第十四條 プロベーション (保護觀察) 局 (Division of probation)

(一) この局の長たるものは依然文官競爭試驗を受くべきプロベーションの指揮官 (director) たるべきものとす。この局には三人より少なからざるプロベーション檢査官 (probation examiner) を置く (文官競爭試驗を受く)。檢査官の任務は指揮官により、且つ、これに就て規定されたる規則によりて定められる。

(二) プロベーションの指揮官は、少年審判所のプロベーションの事務を合せて、ニュウ・ヨーク州を通してプロベーションの執行に關して一般監督權を行使し、統計其他の材料を蒐集し、少年審判所に於けるプロベーションの執行に關して建議を爲すべく、且つ、少年審判所の管理に關して收受せられ得る報道を分類整理するを得。指揮官はプロベーション・システム (制) の有效なる適用竝びに州を通じてプロベーション法及び少年審判所に關する諸法規の實施を確保するに努むべきものとす。州のプロベーション・コムミッション (委員) の考究を經たる後、長官の裁可を得て、プロベーション局長は、州を通じてプロベーション・システムの最も有效なる適用竝びに最も有效なるプロベーション法の實施を確保するため、刑の宣告に先立つ被告の研究、審判に付せらるゝ以前に於ける少年の研究、監視、ケース・ワーク (ケースについての調査)、記錄統計の作成保存を包括して、プロベーションの執行に於ける方法手續を整調する一般通則を採擇するものとす。かゝる通則はすべてのプロベーション・オフイサー (保護司) を拘束するものにして且つ適法に採擇せられたる場合には法律の效力を有するものなれども、ニュウ・ヨーク市に於けるプロベーション・オフイサーを拘束する權限を特に附與せられたる裁判所によりて法律に從ひ採擇せられ得る通則に取つて代ることを得ざるものとす。局長は斷えずすべてのプロベーション・オフイサーの勤務狀態を知悉し且つ時々彼等の行狀及び能率を調査し且つ報告すべきものとす。局長はいかなるプロベーション・オフイサー及びその課の業務をも調査し得るものにして且つ事務室に入りて一切の記錄を査閲することを得るものとす。局長は證人の出頭又は帳簿竝びに書類の提供を强要するべく召喚狀 (subpoena) を發するを得。彼は宣誓を執行し且つ宣誓をなしたる者を審問することを得。長官の裁可を得て局長はその何人たるを問はずプロベーション・オフイサーの免職を當局に進言するを得。局長は毎年二月一日ま

でに前年に於けるプロベーション局の業績について年次報告を省の長官に差出すべきものとす。この報告には州を通じてプロベーションの執行に關して適當と認めらるゝ情報を包含す。局長は長官が自己專用の特別會計資金の一定額内で決定する出版のために少年審判所のプロベーションを含む一般プロベーション、少年審判所のプロベーションを含むプロベーション・システム（制度）の運用竝スに少年審判所に關して收受せるあらゆる他の情報を時々長官に傳達するを得。

(三) 州のプロベーション・コムミッション（委員）は依然存續するものとす。コンミッションは七人のメムバーより成り、内四人はガヴアーナー（州知事）の助言及承諾を得て州の矯正省長官によつて任命せらるゝものにして、右の長官の任期中且つ後任者の任命の了せらるゝまでその職に在るものとす。州の矯正委員（State commission of correction）は毎年一回その委員の一人をプロベーション・コムミッションのメンバーの一人として指命するものとす。州の矯正省長官及び州のプロベーション局長は州のプロベーション・コムミッションのメムバーたるものとす。プロベーション・コムミッションは議長（chairman）として其メムバーの一人を選擧するを得。プロベーション・コムミッションのメムバーはその勞務に對して何等報酬を受けざるものとす。然れども職務執行中に生じたる實際必要なる費用を受くる權利あるものとす。矯正省長官は時々省の雇員の一人をプロベーション・コムミッションの書記として勤務せしむるを得。プロベーション・コムミッションのメムバーの義務はコムミッションによつて定められたる日時に於けるプロベーション・コムミッションの議長によりてプロベーション・コムミッションの會合又はコムミッションの議長によりて招集せられたる會合に出席し、矯正省の管轄の範圍内に於て州に於けるプロベーションに關する一切の事項を考究し、且つ、之に關してプロベーション局長及び矯正省長官と商議し且つ助言を與ふるに在るものとす。

第十五條 刑事鑑識（記錄、統計）局（Division of criminal identification, records and statistics）

矯正省には刑事鑑識局は依然存續するものとす。現在の鑑識課（bureau of identification）の長はこの局の長として在職するものとす。今後任命せられてこの局の長たるものは統計事務に熟練し且つ有能なる行政官たるべきものとす。この局長は省の統計事務及び記錄を管掌し且つ報告の作成を擔任し、猶ほ省の長官の定むる他の職務を遂行するものとす。省の長官はこの局に必要なるべき統計學者及び其他の助手を任命するを得。

第十六條 州の矯正委員（State commission of correction）

(一) 州の矯正委員は依然存續するものとす。このコムミッションは委員長たるべき矯正省長官と上院（Senate）の助言により且つその承諾を得てガヴヴーナー（知事）によりて指命されたる他の七人のメムバーとを以つて組織せらるゝものとす。指命

せらるべき委員の任期は四年とす。コムミッションの現在の指命委員はその任期の終了し且つ後任者の指命せられ資格を具備するに至るまで其職に在るものとす。指命委員の後繼者は、各自その任期の終了後は、新たに全任期を以て指命せらるゝものとす。任期の滿了以外に指命委員の間に生ずる空位は未了任期中本來の指命と同じ方法に於て滿たさるゝものとす。指命委員はその何人たるを問はず、法律上正當の理由ある場合辯護の餘裕の與へられたる後ガヴアーナーによつて委員の職を免ぜらるるを得るものとす。コムミッションはそのメンバーの一人を副委員長（vice-chairman）として選擧す。副委員長はコムミッションの會合に於て議長となり且つ委員長の不在、死亡又は失格の場合に於て委員長の義務の一切を代つて遂行するものとす。

(二) コムミッションは憲法（constitution）に規定せられたる巡閱の（visitation and inspection）一切の權限及び義務及び、この號の法律又は他の法令によりて規定せらるゝ他の權限竝びに義務を有す。

(三) コムミッションは一人の主事（Secretary）を任命し且つ何時たりとも隨意にその職を免ずるを得。主事は、コムミッションの認可を得て、コムミッションの權限の行使義務の遂行に必要なりと思考せらるゝ他の下僚及び雇員を任命す。猶ほコムミッションの認可を得て、

(a) 主事は右の下僚及び雇員の職務を指定し且つその爲めに充當せられたる豫算額以内にてその報酬を定む。

(b) 主事は雇員をその地位より自己の管轄に屬する他の地位へ移し且つかゝる地位を併合又は廢止するを得。

(c) 主事は何人たるを問はずかゝる下僚又は雇員に停職を命じ又はその職を免ずるを得。

(d) 主事又は指命せられたる雇員はコムミッション又はその委員長の委任又は命令ありたる場合には、特別の調査をなし報告をなすを得。

第十七條 假釋放局（Boarrd of parole）〔一九三〇年七月一日の議會に於て廢止〕

第十八條 州の刑務所の所長（Wardens of state prisons）

(一) 州の各刑務所（prison）には依然所長一人（a warden）を置く。所長は矯正省長官によりて任命せらる。各所長はすべて文官競爭試驗を受くるものにして且つ少くも三年間矯正事業に從事したるものならざるべからず。猶ほ所長は矯正省長官により定めらるゝ他の資格を具有するものたるを要す。

(二) 矯正省長官の定めたる又は認可せる規程（rules）に服し、ステート・プリズンのワーデン（所長）はその管理經營を掌り且つプリズンの教誨師（複數）（chaplains）、保健技師（複）（physicians）、一人の戒護主任（a principal keeper）書記（Clerks）及び其他すべての職員下僚を任命するものとす。但し、會計監査吏（Comptroller）の書記及び會計監査吏によつて

任命さるべき次席監査吏の書記を除く。

(三) 矯正省長官の指揮及び監督の所管の部面により長官代理並びに長官補の指揮に從ひ、ステート・プリズンのワーデンはプリズンの總ての職員下僚の勤務を分定し及びその作業を指揮するものとす。

第十九條 州の矯正施設の監督官 (Superintendents of state correctional institutions)

矯正省には依然州の各リホーメートリー (感化監) 竝びにデンネモラ・ビーコン及びナバノックに於ける施設の各箇處に一人の監督官 (a superintendent) を置く。監督官はこの號の法律第十二、十五、十六及十七章によりてそれ〴〵定められたる方法に於て任命せられ且つ右各章により定められたる權限竝びに任務を有するものとす。

第二十條 書庫 (library)

矯正省内に、クリミノロヂー (犯罪學) 及びソーシアル・ワーク (社會事業) の相關聯せる題目に關する報告及び其他の文書と共に、パロール、プロベーション及び其他矯正事業に關する主要なる書籍を包含する書庫を設く。

(つゞく)

Consolidated Laws of New York, 1930

歡喜のない人生は暗い冷い穴倉に等しい、
プリズンは人間を閉ぢ込める穴倉であつてはならない。
空氣を與へよ、光を與へよ、
彼等をリホームするのはそれからだ。

ニユウ・ヨーク市矯正局長
エム・マツコーミツク

アメリカの犯罪と行刑 (二)

レオン・ブラン

(前號に「アメリカ刑事統計批判」と題名せるも、内容上本號の如く訂正す。)

特異なる若干の犯罪原因

フーヴアーは云ふ「アメリカの監獄は、激情性にして無反省の利己主義者である犯罪者特に犯罪青年を大量的に吐出してゐる。現在に於ける最も大きな犯罪原因の一つは、自己の子供に對する兩親の過度の怠慢に依るのである」。又曰く「むさくるしき家屋は澤山の惡人を生む」「シン・シン監獄に一括して收容されてゐる者は千二百萬の失業者から出て來るのである」。

現在に於ては、利己主義、兩親の無力、冷淡、茅屋、失業は各國に於ける一般犯罪の明白なる直接原因となつてゐるのであるが、合衆國に於てはそれ等の要因はたか〴〵特種なる毒素と共同で機能してゐるに過ぎない。犯罪の蔓延に關してアメリカ特有の諸原因はこれを外部に求めねばならない。

「アメリカは、濫費することにかけては東洋の富の輝きを奢ふ程に富有なる財産家を有するのである。一方、ニューヨークの街には一世紀の間警察の銃の屆かない處に呻めいてゐる貧民がゐる」。(一)

「アメリカの貧民は土地に對して大なる欲望を持つてゐる譯ではない。そこには耕すべき土地はもう無いのだ。工場の仕事に對する欲望を持つてゐるのだ」。(二)

「工場での勞働年齡は十八歳から四十歳迄である、四十代のものが雇傭されないといふこともないが、その年齡を過ぎるともう雇傭されない」。(三) 此の瞬間から勞働者は失業と文無しの危機に曝される。合衆國に於ては總人口の六〇パーセントが不熟練勞働者と認められて失業してゐる。(四)

ラッセル・B・ド・ヴアインは犯罪者の二五パーセントは有色人種であることを指摘してゐる。(五) この犯罪者員數は或る人々を驚かすかも知れない。(六) 此れ等黑人の犯罪者を恐怖することに依つて惹起される南部諸州に於けるリンチの執拗性に關する說明も行はれてゐる。

P・アンプがこれを次の如く指摘してゐるのは道理のあるこ

刑政第53巻第8号
矯正図書館

とである「リンチは黒人に對する兇暴性を表すものなく、惡人に對する一般的の防衛である」「一八八二年から一九三五年迄に裁判なしに三、二七〇人の黒人が死刑に處せられたが白人は一、三一一人であつた。一八八九年から一九三三年迄の或る州に於ける裁判無しに死刑を執行された白人の數は黒人數を超過してゐる、アリゾナ一〇人、アイダホ一一人、サウス・ダコタ一一人、ネヴアダ五人と黒人若干、カリフオルニヤ白人二人、黒人二人、コロランドは一九人と二人、ノースダコタ一一人と一人、オレゴン七人と一人である」。(七)

此の外に黒人犯罪者に關して何が正確に知られてゐるだらうか、一九三四——一九三六年の官廳統計に依れば、新入者の中黒人の年平均數は二五・八パーセントに達した。(八)一九三五——一九三六年に於ては死刑執行の四六・三パーセントが黒人であつた。(九)犯罪委員會の報告に依れば、同年に於ける黒人の割合は、傷害罪三九パーセント、財産犯罪二五・七パーセント、藥品・酒類・商業上の犯罪二三パーセント、賣淫・不良行爲に依るもの一四・七パーセント、詐欺罪等七・二六パーセントである。(一〇)

絶對に、白人はアメリカに於ける犯罪の最重要部分を構成してゐる。國の秩序を頻繁に紊してゐるのは彼等である。

犯罪學的見地からしてしば〳〵統計は、有色人種特に黒人は、白人以上犯罪的傾向が濃厚なることを示してゐる。事實、一九三四——一九三六年に於ける新入者の分類は、合衆國總人口に含まるゝ一〇、〇〇〇人の黒人の中一四人が國勢調査された一一五施設の一つで受刑してゐるのに、白人は一〇、〇〇〇人の中たゞ四人に過ぎないことを示してゐる。(一一)が客觀性を無視する非難を聞くことなしに、われ〳〵は、援用された數字の内容的價値の問題に對して一つの疑問を提起することが出來る。白人側からの黒人に對する蔑視を忘却することは出來ない。州長官(sheriff)は此の共同的感情に無感覺で有り得るだらうか。彼等の中の誰かゞ、ヨーロッパ的傳統に從ひ正義の眼を覆ふて、罪刑の決定以前に、被告人の皮膚の色を見るといふやうな險しはないだらうか。裁判の絶對的公正は、アメリカに於ては一つのドグマに過ぎない。(一二)

どの點から云つても、有色人種は「組織された犯罪」——最も恐るべき犯罪形態——に關しては色褪せた役割を勤めてゐるに過ぎない。彼等は惡漢の大集團——近年に於て聯邦警察はその全力を集中してその追跡に當つてゐる——に於てはワキ役を勤めてゐるに過ぎない。

エドガー・J・フーヴアー氏は曰く「聯邦捜査局(le Bureau fédéral des Recherches)が銀行襲撃その他同樣の强盜事件の如き犯罪の彈壓を發表したならば、われ〳〵は、此の强盜團の大多數はわれ〳〵と同一人種であることに驚くであらう」。(一三)「バーカー・カーカー・ビス强盜團の主要人物表に含まれてゐるあらゆる姓名は一齊に、アメリカに於ける最もクラシックな部類である。嘗て全アメリカを、その暴虐の血もて汚したる最も危險なる銀行ギヤングに就ても事態は同樣である。有名なるデイリンガー强盜團に就いても亦同樣である」。(一四)

その上、アメリカで生長した黒人は第二流市民の待遇を受けるのであるが、彼等は決して一般アメリカ第二流人民に劣る譯ではない、皮膚の色はその點何物をも變更しないのである。

裁判するのではなく說明することを目的として黒人の犯罪性の濃度を主張するのは、パリの「フオルテイフ」(惡漢街)や「サンテイユール・ルージユ」(赤い帶)の貧民達に關してパリ市民の犯罪責任を回避し、或はホワイトチヤペルにうよ〳〵してゐる犯罪嫌疑者達に對してロンドン市民が責任を回避するのと同斷である。

黒人大衆は知的、心理的、道德的には劣つてゐるが、各州ともに黒人を有してゐるのである。

かくしてわれ〳〵は、犯罪の發展に關するアメリカ特有の原因の檢討に到達したのである。

「最近迄各州に於けるアルコールの製造・販賣に干渉してゐたヴオルステツド法は、恐らく生活力ある者に對してよりも、死に瀕してゐる者に對して何倍もの働きを持つたのであらう。酒類密賣者間の所謂「ギヤングの戰爭」事件を除いては、アルコール禁制は一般アメリカ人の間に何等犧牲者を生じなかつた。此の法律が發生せしめた無數の犯罪人は、アルコール禁制が對象なしに新しい出口を求める迄繼續してゐたのである。今後、仕事にあぶれた酒類密賣者達は銀行や列車襲撃、子供や有名の人物誘拐、瘋癲劇や婦女子の賣却、法外な商人脅嚇等、一言にして云へばアルコール密賣よりも無限に重大な犯罪に身を投ずるやうになる。これ等の犯罪はヴオルステツド法よりも以前に存在してゐたが、今や此の法に依つてかなり廣汎に擴がつたのである」。(一五)

犯罪に對する一般アメリカ人の反動は方法を欠いてゐた、それは暴力から完全なる無關心に至る迄の道を選んだ、即ち「過度なセンテイメンタリズムの無氣力と甘さであつた。(一六)

暴力は減少の傾向にある——一九二四年から一九三六年迄に全州内で二〇五件のリンチが行はれた(一七)——無關心は依然たるものである「アメリカの大多數の人々は、犯罪は非常に遠隔の地の出來事であり或は滅多に行くこともない場所で行はれるものと考へてゐるらしい」。(一八)

聯邦捜査局長は、此の精神狀態に反對して深酷な要請を發した、それは、此の精神狀態の不幸な結果を全部曝け出してゐるもので、われ〳〵の見解にとつても興味あるものである、彼は、犯罪の傳播に對してアメリカ特有の原因を曝露してゐる。

彼は云ふ「此の昏睡狀態は犯罪を生む、何となれば此の狀態は犯罪人の地位を強化するからである。その事實は、わが裁判所で有罪を宣告される多數の恐るべき不正に關して耳をふさいでゐる、無免許の辯護士の繁榮をもたらすものである、犯罪と政治の親しき抱合の中に現れる驚くべき廣汎な結合と腐敗面を許すのである、行刑施設の管理を惡化せしめ、無能力の或は惡漢共と馴れ合つてゐる所長の任命を許容するのである、それは卑屈にも愚蔽州委員會の不條理な行爲に助力し、その愚蔽方法はしばゝ恥ずべき偏頗な結果とさへなつてゐる」。(一八)

「が今や、名譽ある警察機關を滯め、それを汚してゐる裏切者共を一掃するに必要なる手段を採るべき時期であらう」。(一九)「治安判事は脅喝團より以上に强硬な態度を持すべき時代である」。(二〇)「もぐり辯護士は、他の總べての犯罪補助者以上に、アメリカを惡人共の自由にさしてゐるのである、彼等は犯罪の脊椎、腦、心臟である。彼等は、近年聯邦捜査局が關係したあらゆる危險なる惡漢團の中にゐるのである」。(二一)「同樣に、此の近年警察に捜査された危險なる全犯罪人の履歷は、彼等が常に職業的警官と密接・親近の關係にあることを示してゐる」。「一つの例外もなく、總べての人民の敵裁判事件に於て、職業的政治家某々の圖らひで彼等はしばゝ裁判を免ぜられてゐるのを見るのである」。(二二)

「犯罪に對するあらゆる矯正方法は、現在の全行刑制度が、それを毒してゐる金づくでどうでもなる政治家から解放されない限り效果ないであらう」。(二三)「犯罪の救濟者、犯罪的辯護士を消滅させない限り又然るであらう」。(二四)「惡漢の頭領共が彈壓の不徹底、捜査の寬漫、裁判の寬大、監獄に跼みこんでゐる「淚多き姉妹」的センチメンタリズムに依つて、個人的損害を蒙らない限り效果はないであらう」。(二五)「アメリカ人がバラ色の眼鏡を通じて犯罪を眺めてゐる限り結果は又同じであらう」。(二六)

犯罪に對する一般大衆の無關心は、一つは、アメリカ四十九州の刑法の關係に於ける頑な困難に依るのであることは疑惑の餘地はない。

各州共それゞ〳〵個有の法律を有する。P・アンプ式に依れば、その奇拔性を次の如く主張してゐる「アメリカの分割は、立法に於けると地圖に於けると同一である。或る州は離婚に、或る州は殺人に、或る州はアルコールに、或る州は黑人の虐待に、それゞ〳〵便宜を有してゐる。(二七)或る地方に於ては許容される行爲も、他州に於ては犯罪として思考されるのである。(二八)

各州共に聯邦政府に對して大いなる獨立權を享有してゐる。尙ほ、アメリカ合衆國に於ては二つの裁判管轄權がある。聯邦と各州裁判管轄權がそれである。或る犯罪事件は專ら州の裁判管轄權に屬してゐる。小兒誘拐事件は、あの有名なリンド

バーグ子息の事件迄は州の裁判管轄權に屬してゐた。機關銃携帶の武裝團體の銀行襲擊は、現在に於ても尙ほ、その掠奪された施設が國民銀行圈內に屬しないならば、聯邦取扱の犯罪とはならない。自動車泥棒も、その犯罪現行地が州以外の地方に於て行はれた場合にのみ聯邦裁判管轄權に屬せる。(二九)

かゝる立法上の或は裁判上の困難性は「惡漢」「免許强盜團」に幸する、彼等は注意して「州管轄犯罪」に籠るのである。「聯邦捜査局は、これ等の用心深き戰術に依つて、聯邦當局の訴追と裁判を免れてゐる若干の「超犯罪人」を確認してゐる」。(三〇)

州の裁判權に對しては、犯罪者等はそれを大して驚くに當らない理由を持つてゐる。「此の裁判權は、一切の地方的影響下に在り、一切の政治的、社會的壓力を蒙り、あらゆるセンチメンタルな弱さを持つて居るが故に、聯邦裁判よりも一層寬大であり、嚴しさが足りないのは自然の勢である」。(三一)

その上、容易に犯罪人は自己の行爲の責任を免れることが出來る。それは犯罪遂行地の州境を越えるだけで事足りるのである。州境は守備されて居らず、純粹に行政的な區劃に過ぎないから、犯罪人にとつては、自己の惡行の果實を享樂するために隣りの州に行くことぐらゐやさしいことはないのである、彼はそこで他の大陸の果にゐるが如き安全性を發見するのである。

一方犯罪人引渡の可能性もあり得であるが、警察は嚴め何州に犯罪人が逃避したかを決定しなければならない。面積が九百五十萬方キロメートルで、人口一億二千萬を有する國で、絕えず居所を移性する能力を持ち、しばゝ超特急の交通手段を持つ狡猾なる人間の足取りを發見するための困難は誰にだつて容易に理解されることである。惡漢を指名するには、さまゞ〳〵の形式を踏まねばならない、これ等の手續きが完成しない中に、逃亡犯罪人は新しい州境を超えるに充分な時間を有することになる。

「かくて人々はアメリカの裁判を愚弄するのである、犯罪人は全く自己を毀損せられないとの信念を持ち、犯罪に奮起するのである」。(三二)

II

われゞ〳〵は又次の如く主張するのである。

「假令、行刑制度は如何に立派に組織されやうとも、不利な社會秩序の中では失敗せざるを得ない。そのことは犯罪發展に關して一面の責任を確に分つべきである」。(三三)合衆國の例は、この命題の一つの廣汎なデモンストレーションとなつてゐる。

「わが國の行刑施設を分析してみれば、當局は犯罪人を矯正すると同程度に犯罪人を育成する技倆を持つてゐることが分る」。(三四)われゞ〳〵はエドガー・J・フーヴアー氏と同樣

あけすけに批判することが出来る。合衆國に於ける拘禁刑は、も早や絶えず增大する犯罪人の現實の製造所以上のひどい物質的精神的條件で行はれてゐる。その組織の多くの欠點に對して、若干のアメリカ人——法律家、行刑家、又は單なる慈愛主義者——は監獄に於ける犯罪人の改善を斷念し、その適用の範圍を出來るだけ制限し、代つてプロベーション制度の擴張を行はんと提議してゐる、此の制度たるや危險に滿ちた過度の犯罪發展を挑發する虞のあるものである。

（一）Hamp, op. cit· pp. 221 et 227.

（二）Hamh, op. cit. p. 136.

（三）Hamp, op. cit pp 101 et 136.

（四）Hamp, op. cit p. 108.

（五）Op. cit p. 9.

（六）フォン・ヘンテイヒ教授は此の問題に關して、最近特別な研究をなした。
Voir : Revue pénale suisse 1938, no 1 : 《 La criminalité des nègres 》.

（七）Op. cit. p. 91.

（八）人種別新入者分類 (stat. 1936 et 1935 p. 33; tabl. 24 et 26).

年次	1936	1935	計	平均
新入者	60,925	65,723	62,251	188,899	62,966
白人	44,708	48,582	46,744	140,034	46,678
黒人	15,478	16,362	14,853	46,693	15,564
其他	739	779	654	2,172	724
黒人＋其他	16,217	17,141	15,507	48,865	16,288
有色人種%	26.6	26.1	25.3	25.8	25.8

（九）人種別死刑數 (stat. 1936, p. 74 tabl. 50)

年次	1936	1935	計	%	人口に對する割合
白人	92	119	211	53.7	
黒人	100	77	177	45.0	0.02 有色人種
其他	2	3	5	1.3	0.16 1,000人に對し
計	194	199	393	100.0	

（一〇）フォン・ヘンテイヒ氏に依れば合衆國には千百萬の黒人がある、されば黒人以外の人口は一一七、四二九、〇〇〇人となる。

（一一）Voir P. Hamp et Edgar Hoover. op. cit. passim.

（一二）Op. cit. pp. 96 et 97.

（一三）op. cit. p. 97.

（一四）Hoover, op. cit. pp. 12/13

（一五）Hoover, op. cit. pp· 14/64

（一六）Hoover, op. cit. p. 91.

（一七）Hoover, op. cit. p. 279.

（一八）Hoover, op. cit. pp. 279/280

（一九）Hoover, op. cit. p. 227.

（二〇）Hamp, op. cit. p. 85.

（二一）Hoover, op. cit. p. 117.

（二二）Hoover, op. cit p. 65/66

（二三）Hoover, op. cit. p. 134.

（二四）Hoover, op. cit pp. 97, 20, 211

（二五）Hoover, op. cit. p. 103.

（二六）Hamp, op. cit. p. 109.

（二七）Prisoners in state…1936 introduction, p. 2.

（二八）Hoover, op. cit. pp. 86, 129, 143, 194.

（二九）Hoover, op. cit. p. 42.

（三〇）Hoover, op. cit. p. 11.

（三一）Hoover, op. cit. pp. 163 et. 97.

（三二）Belym : 《 Situation criminelle en Eire 》: Revue de droit pinal et criminologie 1938.

（三三）Hoover, op. cit. p. 57.

補助監獄 (Des lieux de détention secondaires)

補助監獄は大別して二つのカテゴリーに分れてゐる。イ、シテイ・ヂエールとカンツリー・ヂエールの二つは市或は地方に所屬し、その維持、管理、監督共に地方當局の司掌するところであり、中央當局は何等監督權を持たない（ロ、ハ、特定州の

矯正図書館

刑政第53巻第8号

刑政第53巻第8号
矯正図書館

一つに所屬する施設で、その上に聯邦施設が位してゐる。シテイ・ヂエールとカンツリー ヂエールの數は極めて多い。少くも三、七〇〇の施設がこれに屬する。ヂエールの監察官ラッセル・B・ド・ヴアイン氏はアメリカ刑務協會の補助に依つて一九三七年十月に出版せる報告の中に、ヂエールの地位に關し極めて示唆に富む表を作成してゐる。

彼は云ふ「これ等の大部分は、その建物も古く、管理も悪い、造作も貧弱で、拘禁が人たるに價するには全く不適當である。通風、採光共に宜しくない。食事に欠くべからざる器具が不足してゐて、給食設備も糧食も充分ではない。入浴、洗濯のための相當な設備もこれを欠いてゐる。衞生設備も極めて原始的なものである。病者のための室或は寢室の設けられてゐる施設も稀である。……不潔、虱、無秩序が此處の規則となつてゐる……極めて稀なる例外を除いては、各種の收容者を分離するといふことは不可能である」。(二)

「適切なる醫療部もなく、宗教部も組織されてゐない。たまたま勤行が行はれるに過ぎない。教化事業も殆ど行はれてゐない。慰安は一般にカルタ遊びに堕して居り、一日中無爲徒食で日を送るのである。この狀態は、他の點では最も欠點が少いと考慮される施設に於てすら然るのである」。(三)

「これ等の施設中の相當數は、夜間、一人の徒歩看守が提供し得る程度の相對的安全保證すらもない。多くの施設に於ては、晝間、定役の看守を欠いてゐる」。(四)

「監獄管理と受刑者の處遇に關する經驗に對して職員に與へらるべき報酬は少い。それ等の職員は尙ほ、土地の政治狀勢の變化で絶へず異動させられる。多くの州に於てヂエールの職員は、收容者の一般的扶養費として地方當局が支辨する受負金額上に現れた利益金高以外の俸給を貰はない」。

「シテイ・ヂエールやカンツリー・ヂエールの管理は嚴密に地方的な事業と思惟されてそれの位置する特定州の中央廳の監督外に置かれてゐる」。(五)

人々は、これ等の施設は卽ち監獄であり、相當數の受刑者が其處で彼等の刑期を果す（最近の統計に依れば六〇〇、〇〇〇人）ことを思ふても見よ。若干州に於ては、例へばペンシルヴアニア州に於て收容者は此のヂエーに於て而も長刑——一年以上の——に服するのである。ニューヨーク州に於ては重罪(felony)の受刑者を收容してゐる。(六)

多かれ少かれ幾許かの期間を、斯の如き拘禁所に收容されるといふことは、犯罪性の發展に關して憂ふべき影響を與へるといふことは否むべくもない。初犯者、出來心の者も、とにかく

反抗的になり、荒立つて來、犯罪者・累犯者は一層獰悪になる。

人々はラッセル・B・ド・ヴアイン氏が、「制度とその失敗の說明」で「文明國民は最早やこのやうな狀態に堪へることは出來ない」との結論を認めるに苦しくはないだらう(七)。

引續いてマサチューセット州の行刑局 (le Department of correction) とウオシントン州の聯邦監獄局 (le Federal Bureau of prisoons) を指揮してゐたサンフオード・ベーツ氏は——その報告と權威に就いては定評ある——斷乎としてカンツリー・ヂエールの急速なる消滅を提議してゐる(八)。

（一） Russel B. De. Vine: op. cit. p. 8

中央當局の行刑監督は行はれてゐない。各州、各地方、各都市共自由に拘禁所を組織してゐる。若干の州は、その地域内に設立されてゐる行刑施設の監察部を創設し、施設の管理に關する改變を下級官廳に要請して來たのであるが、現在法規の範圍内ではその要請の遵奉を主張する權利は持つてゐない。ニューヨーク州とマサチューセット州は行刑局に、監獄指揮權又必要に際しては所長がその注意を顧慮しない場合、監獄の閉鎖權をも持つてゐるのであるが、此の權力の範圍と立法化に關してはまだ意見が一致してゐない」。

（二） Russel B. De Vine: op. cit. p. 7.

（三） Russel B. De Vine: op. cit. p. 10.

（四） Russel B. De Vine: op. cit. p. 7.

（五） Russel B. De Vine; op. cit. pp. 7 et 8.

（六） Russel B. De Vine; op. cit. p. 8 et introduction de la statistique du Department of Commerce (1935 et 1936)

（七） Russl B. De Vine: op. cit. pp. 9 et 10.

（八） Sanford Bates, Prisons and Beyond, 1936, analysé dans: l' Ecrou, 1938 p. 253.

矯正図書館

江戸時代の行刑(三)

——捕具刑具拷具を中心として——

平沼文男

一、總　論
二、德川時代の捕具
三、德川時代の刑具
四、德川時代の拷具
五、結　論

一、箒尻二本　筵三枚　手桶一ッ　椀一ッ

牢庭敲と言ふ敲があるが、これは在牢人が破牢若くは不穩の企をなして露見した場合行はれたもので、後に拷問の説明の時に述べることにする。

其九、追　放

追放は分つて所拂、江戸拂、江戸十里四方追放、輕追放、中追放、重追放の六ッとする。

一、所　拂

百ヶ條定書によれば

一、所拂、在方は居村江戸は居町拂
延享元年極
但欠所無之然共利欲に拘り候類は田畑家屋敷欠所年貢未進等有之候はゝ家財共欠所

とある。

卽ち村落の犯人は其居村を拂ひ、江戸並に市街地の者は居町を拂ふ唯京都は洛中を拂つた。而して屬刑として若し犯す所一身の私欲に出でたる者は不動産を沒收し年貢の未納のある場合は動産家財を沒收する。

これは奉行が白洲で言渡をなし差添人に引渡すのである。差添人は本人を同道して其の住居を立退かしむる立退先は指定せぬから何處へ行つても差支へはない。この刑に處せらるゝ者は吟味中は手鎖のまゝ其住宅に或は親屬に預けたのである。

二、江戸拂
百ヶ條定書によれば
延享元年極
江戸拂場所
品川板橋千住本所深川四谷大木戸より內御構
但欠所文は所拂に同じ

卽ち江戸拂は品川板橋千住本所深川四谷大木戸以內を拂ふのである。京は洛の內外大阪は大阪三街奈良は居村を構へ奈良町。長崎は長崎市中を拂ふのである。

此の刑の申渡をなした時白洲同心は犯人が庶人であれば羽織を脫がせて鎚繩で後手に縛ばり土なれば絲側より砂利へ引卸して肩衣を前にはねて鎚繩を輪にかける。申渡がすむと吟味方與力は御構狀と稱する書付を犯人に讀み聞けて追放の場所を指示する。

御構狀を讀み聞け終り本人へ投げてやれば同心が之を本人の懷中に入れてやり年寄同心若同心附添にて一定の場所より追放するのである。

三、江戸十里四方追放
百ヶ條定書によれば
從前々之例
江戸十里四方追放、日本橋より四方へ五里つゝ延享元年極但在方之者居村共構

とある。卽ち江戸十里四方追放とは日本橋より四方五里外に放ち村落の者は其居村も加ふる。京都は山城國中大阪は攝江兩國奈良は大和全國長崎は長崎市中と鄕中とを拂ふのである。

追放の仕方は江戸拂と同じである。

四、輕追放
百ヶ條定書によれば
從前々之例
輕追放
御構場所（寬保二年極）
江戸十里四方京大阪東海道筋日光道中
從前々之例
但欠所田畑家屋敷欠所家財無構年貢未進等あれは家財欠所
延享二年極
一、町人百姓　重、中、輕追放
延享元年極追加
一、江戸十里四方並住居の國惡事仕出候國共構之

とある。卽ち輕追放は士は江戸十里四方、京大阪、東海道驛路、日光山內及日光道中及犯罪國住國を追ひ放つ、庶人は輕、中、重三追放共江戸十里四方追放に準じ之れに犯罪地と住居の國とを加ふる其屬刑として士庶を通じて不動產を沒收

刑政第53巻第8号
矯正図書館

し若し年貢未納者は動産まで沒收する。

五、中追放

百ヶ條定書によれば

從前々之例

中追放御構場所（寛保二年極）

武藏山城攝津和泉大和肥前東海道筋木曾路筋下野日光遣中甲斐駿河

但田畑家屋敷欠所家財無構年貢未進前同

とある。

その執行手續は前條江戸拂と同じである。

六、重追放

百ヶ條定書によれば

從前々之例

重追放御構場所（寛保二年極）

武藏相摸上野下野安房上總下總常陸山城大和攝津和泉肥前東海道筋木曾路筋甲斐駿河

但田畑家屋敷家財共欠所年貢未進前同

寛保二年極追加

右重、中、輕追放共何方にても住居の國を書加へ相構住居の國を離れ於他國惡事仕出候ものは住居の國惡事仕出候國とも二ヶ國を書き加へ御構場所書付相渡候事

從前々之例

右追放もの御郭内にて放遣す侍は其場所にて帶刀渡遣候事

寛保二年極追加

於京都重追放申付候者は右御構場所之外河内近江丹波三ヶ國を加へ相構中追放は別儀無之

とある。卽ち重追放にあつては士は關八州山城攝津和泉大和肥前東海道歸路木曾路甲斐駿河及犯罪國住國を追ひ放ち動產不動產共に沒收する京都町奉行は更に河内丹波近江三ヶ國を加ふる。其取扱方は前記と同樣である。

其十、押込

押込は二十日以上百日以下門戸を閉して幽閉せしむる刑である。

百ヶ條定書によると

從前々之例

一、押込、他出不爲仕、戸を建寄置

とある。奉行が白洲に於て申渡をなし與力が吟味席で請書をとる差添人が之れに連判する。日數が滿つると掛の奉行が本人を呼出して免除の言渡をする。その言渡書は

肩書

何誰

其方儀日數相立ニ付押込差免ス

其十一、呵責

本刑は輕罪に對して行ふもので叱り、急度叱りの二つあり共

に奉行が白洲で本刑の申渡をなして放免するのである。矢張り差添人が連判した請書をとる。

其十二、閏刑

江戸時代の正刑に就ては前述の通りであるが次に閏刑の大略を述べる。閏刑とは身分ある者に對する刑である。士族に對しては七ツの閏刑がある。

一、逼塞

逼塞の中遠慮と愼逼塞とある遠慮とは門扉を鎖して晝間の出入を禁じ愼逼塞は大體に於て遠慮と同樣であるが遠慮よりは稍嚴格の刑である。

二、蟄居

蟄居に蟄居隱居永蟄居の三つある。蟄居と言ふのは閉門と同じく一室内に蟄居せしむる。隱居は致仕を退隱して其食邑を子孫に讓る。永蟄居は終身蟄居である。

三、閉門

閉門に五十日と百日とある何れも門扉も鎖して竹柵を構へ奴婢の出入等を一切禁ずる刑である。

四、改易

改易とは相當長期に亙つて士族を除籍して其食邑を官收する刑である。

五、預

預を預と永預との二に分つ共に無期他家に禁錮する永預は

赦免しない。

六、切腹

切腹は自ら屠腹せしむる刑である。

七、斬罪

斬罪は斬首刑と同じである。

僧侶に對する閏刑は分つて三つとする。晒追院構である。

一、晒

晒は僧侶を三日間市上に拘縛して大衆に晒し其上本寺に於て寺法によつて處分する。

二、追院

追院を分つて追院と退院の二とする。

追院は官其職を解いて寺に屛ることを禁ずる。退院とは官住職を解いて退院せしむるのである。

三、構

構には一派構と一宗構とする。一派構は宗門の一派を除却し一宗構は一宗を除却するのである。

庶人に對する刑は分つて三ツとする。

一、過料

過料は錢三貫以上五貫以下、錢十貫。財產相應に過料を徵收する。現行法に於て罰金を完納させる場合には罰金高を日數に換算して勞役場に留置するのであるが當時の過料は完納出來ざる場合は手鎖に處した。

二、閉　戸

閉戸とは門戸を鎖して營業を停止する刑である。二十日三十日百日の三種がある。

三、手　鎖

手鎖とは兩手を吟封する刑である。これに三十日、五十日百日の三種ある。

婦人に對する刑を分つて二とする。剃髪及奴である。

一、剃　髪

剃髪とは頭髪を剃つて坊主とし親屬に預ける。

二、奴

奴とは本籍を除籍し請者に下げるのである。請ける者がない場合は禁獄する。

徳川時代に於ける刑罰の執行は大體以上の通りであるが、毎月八日、十日、十二日、十四日、十七日、二十二日、二十四日は共に將軍家の代々の忌日のため何れも刑の執行を停止したものである。其の外大祭、祝日及其前夜も刑の執行は行なはなかつた。

四　徳川時代の拷具

先づ拷問に就て述べる徳川時代の初期に於ては水責、火責と言ふ樣な拷問の方法も幾分は行はれた樣であるが、御定書百ヶ條が出來てからは拷問の方法が四種に限定せられた。此の拷問は享保七年の制定であり最初は詮議中に白狀しない科人を重罪、輕罪の區別なく處斷したのであるが元文五年になつて「關所破、謀書、謀判、其外重き惡事いたし證據慥かに候へ共白狀せざる者又は同類の內白狀當人の白狀せさる者の外拷問は其時々評議の上可申付候事」と改正されて其の後寛保三年になつてから殺人、火付、盜賊の三種は拷問申付けべき旨の追加があつたのである。そしてこれと同時に海老責、釣責の方法を禁止した。

其拷法は笞打、石抱、海老責、釣責の四種で笞打と石抱の拷法を牢問と稱した、それは牢屋の穿鑿所に於て執行し海老責、釣責を拷問と稱したこれは拷問藏に於て執行したのである。而して玆に所謂拷問は取調の方法であるから何れも小傳馬町の牢屋敷內で行はれたものである。牢屋敷に於ける穿鑿所と言ふのは今日の法廷の樣な所で其の庭の白洲の板塀の際に笞打と石抱の道具を置く。伊豆石眞木太繩箒尻等を並べて科人の心臟を寒からしめたものである。拷問は最初から執行したのではなく穿鑿所で尋問を行ひ之に答へない場合に限つて本法を行ふたのである。玆に注意を要することは徳川時代に於ける自白と言ふことは唯一の證據になつて居つたから自白しなければ如何に他に確實な證據があつても罪することは出來なかつた。御定書百ヶ條にも「惡事を致し候證據確かに候へ共自白せざる者」に對してのみ拷問を行ふとある。尤も自白は自由に陳述した時に於て初めて證據力があり犯罪の證明が十分であれば直ちに刑を言渡してよい譯である。無理に拷問して口を割らせたところで何にもならないのである。然るに徳川時代に於ては却つて反對であつて、從つて口を開らきさへしなければ卽ち自白さへしなければ罪にならない譯である。從つて眞に極惡非道な奴は拷問にかけられても事實を陳述しない。氣の弱い人は拷問の恐ろしさにありもせぬ罪を申述べることになる。惡人は却つて逃げて善人が陷入ると言ふ樣な結果になつたのである。

こんな話がある。豫ねて吟味の名人と言はれた或奉行の役人が或時家に歸つてから不圖惡戲氣を出し役服の儘下男を呼び出して威儀を改め正しい鋭い言葉で「其方は我手許の金子を盜みとつて浪費したる段誠に不屆至極である」と問ふた、ところが下男は大いに驚ろいて其樣な覺は全然ない冗談を申されては困ると申したところ同人は平常奉行所でやつて居る筆法で段々に問ひつめて行つたところ遂に恐れ入りましたと服罪して了つた。これを見て役人の方では反つて驚ろき此の樣な罪のない下男迄が服罪したところを見ると今迄如何に多くの罪のない者が罪人になつたか恐ろしくなり遂に辭職して隱居したと言ふことである。言葉鋭く少しのゆるみなく責め問へば大抵の人は閉口して恐れ入りましたと云ふ樣になるのである。口問に於てさへかくの如くであるから拷問に於ては改めて言ふを俟たない。これから推して徳川時代に於ては可成多勢の寃罪人があつたことは想像に餘りある。

次に笞打、石抱、海老責、釣責の順に簡單に其の方法を說明する。

其一、笞　打

箒尻を以て敲くことは敲刑の場合說明したが此の箒尻と言ふのは長さ一尺九寸徑五分程の竹を二ツ割として之を合はせ麻苧で包み觀世縒で卷き柄のところは三寸程白革で卷いたものである。

先づ穿鑿所で尋問した時に「恐れ入りました」と言はない場合には最早是迄なり拷問にかくべしと言ふことになるのである。すると科人を引出し牢庭に於て拷問にかける。先づ筵の上に座らせ諸肌を脫がせ手を後手に十字に縛ばり其繩先を前後に引き分け下男二人囚人の前後に居て之を引上け動かない樣に押へるのである。此の手を引上げるだけでも相當の苦痛である。次に打役同心が箒尻を右手に持つて身構へ交互に科人の左右の肩を力を極めて打敲くのである。大體に於て敲刑と同一であるが、勘定をして敲かないところが異つて居る。大抵笞打拷問の場合は百五六十打つ、二、三十も打つと肩の皮肉が破れて血が迸り出る之を下男が疵口に砂を振りかけ血止めをして又打つ一ツ打つと大聲を出して泣き叫ぶ者が多い、中には前後左右に暴ばれる者もある。斯樣な者は直く白狀するのが常である口を堅く結んでジッと我慢して居る奴は仲々剛膽で白狀しないもので

ある。中には南無阿彌陀佛とか南無妙法蓮華經を唱へ出す者もあるこんな者は割合白狀が早いらしい。又女で一ッ打つと大聲を上げて反り返へり兩足を擴げ前を出し態々醜態を演ずる者もあるこれは拷問を免かれんとする考へからである。

其二、石　抱

笞打にて白狀しない時は次に石抱の拷問に掛けるのである。石抱と言ふのは眞木又は十露磐板と言ふ三角形の臺を庇受柱の前に据へ科人を其上に尻を捲くつて坐らせ手を後ろに縛ばつた儘柱にくゝり付け膝の上に石を乘せる。十露板の構造は長さ二尺巾三寸五分の三角形の眞木五本を長さ一尺八寸五分の貫二本の上に打附けたものである。眞木は松材であつて角のところを少し削つたものである。又抱石は長さ三尺巾一尺厚さ三寸の伊豆石で造つたもので今は仲仲出ないがキメの細かい水成岩で青白色のもので一枚十二、三貫あるこれを十枚備付けてある。この抱石は明治大學の刑事博物館や京都帝國大學等にある。此の抱石を一枚二枚と膝の上に乘せると眞木が足の肉に喰ひ込んで骨が折れる樣に痛い。五枚積むと丁度顎のところまで來る。そうするとどんな豪膽な奴でも見る見る間に色が青ざめ口に泡を吹いて氣絶する。氣絶すると止むを得ないから石を除けて氣付藥を呑ませ牢に歸へす。白狀しない場合は何度でも引出し更に抱石の數を增して拷問するのである。六枚、七枚、八枚と增して遂に百二、三十貫の石を膝の上に乘せる。實に驚ろくべきことである。拷問の時間は普通三、四時間絶命しない程度に之を行ふ從つて立會の醫者及役人は大いに注意して之を行はねばならぬ。絶命するかどうかの度合を見るには先つ其の足先を見る段々色が蒼白に變つて來てこれが上進して股から腰の邊まで來る。そしてこれが腹部に入ると最早危險であるから急いで石を取り除かせるのである。此時に於ける科人の生命は眞に風前の燈である一步誤れば死に致すのである。然しこれがため死に致したところで大した責任はないのである。何故かならば何うせ拷問にかけられる樣なものは人殺ろしか火付けと言ふ死罪人であるからである。今日であれば仲々八ケ間敷い問題である。

其三、海老責

笞打、石抱を行ふても白狀しない場合には海老責の拷問を行ふのである、海老責は又箱責めとも言ふ拷問藏の中で執行する。其の方法は手を後手として兩足を前にて脛細引繩で縛ばり其細引を肩に掛けてグイと引上げ足と頸とを密着せしむる。そうすると身體が海老の樣に曲つて血行に障害を來し非常に苦しむわけである。先づ縛ばつて半時も經つか經たぬ中に總身が眞赤になつて來て冷汗が流れて出る

それから一時間もたつと次第に紫色に變じ再び暗蒼となる。既に蒼白となつた時は死の近づいた時であるから縛ばりを解いて牢に歸へらすのである。然し到底それまで我慢する者はないと言ふことである。

其四、釣　責

釣責も亦拷問藏にて行ふ其方法は着物を脫がせて科人を後手に縛ばり其の所を紙で捲き其上に增繩をして太くする其上を靑細引で縛ばり其細引の先を天井の鐵を通して柱にくくりつけ科人を足下三寸六分位となる迄釣り上げるのである。此場合時間が經つに從つて細引が皮の肉に喰ひ入つて血行障害を起こし非常に苦しむ。この樣にして釣るして置くこと二、三時間遂　足の爪先より血潮がしたたつたことがあつたと言ふことである。此の靑細引の苧繩は周はりが一寸五分位のもので二重になり長さは二十四尺位ある增繩は六尺位のものである。

以上の樣な種々なる方法で拷問するのであるが、科人が白狀すれば直ちに拷問を止めて醫者が氣付け藥を呑ませ一息つかせて白狀書を作成する。此の白狀書は本人に讀み聞かして拇印をとる。十分の者は姓名を自署することになつて居るが拷問のため書けない場合は拇印のみせしむる。

所が拷問中は苦しさの餘り「恐れ入りました」と白狀するが拷問を止めていざ白狀書に拇印となると白狀を取消し其の覺かないと言ひ張つて再び拷問に掛けられる者もあつたと言ふ。此の拷問に掛けられる前後の事情に就て申述ぶるならば科人が若し拷問に掛けられても白狀すまいと決心すると牢內の古顏の者にその譯を話し拷問を受ける心得を細々と敎へて貰らう。又牢名主なども殺ろされても白狀するなどと勸めるそうである。愈愈當日になると豫ねて下男より今日は誰々が拷問に掛けられると知らせて置くので牢名主は決して白狀するなと言つて大いに之を勵まし梅干の肉を用意して口の中に含ませてやる。これは拷問中咽喉が乾わかぬためと呼吸を補ふ利益があるためであると言ふ。斯樣な決心の下に出て行くのであるから役人の言ふことなどは到底耳に入らぬ。いくら拷問されても容易に口を開かぬ。そこで拷問が濟んで牢屋內に歸ると牢名主は戶口に出迎へて本人を受け取り疊の上に寢かせて白狀したかどうかを問ふのである。白狀しなかつたと言ふと牢屋一同の者は本人を裸體として手をとり足をとつて之を揉みに揉んで綿の樣にする。本人は痛さに堪えかねてヒーノ〳〵と泣き叫ぶ、然し之れに構はず揉むこうすると反つて身體の痛みが早くとれて筋肉も骨格も益々丈夫になる。從つて段々拷問に對する抵抗力も增して來ると言ふ譯である。所が若し白狀して歸つたと言ふことが判ると牢屋では誰も構わぬ。何んとなれば最早死罪は免かれぬからであ

刑政第53巻第8号
矯正図書館

る。斯様な譯であるから德川時代の牢屋は拷問に對する抵抗方法の教授所であり訓練所でもあつた。從つて科人の方でも種々なる方法を研究して拷問に堪へる工夫をした。或女は笞打一ッで大聲を上げ呻なつて氣絶の眞似をするそして拷問を避ける。又石抱にしても其座わり方を研究して苦しみを減ずる方法を案出するところが罪狀が明白であるが、如何しても白狀しない拷問しても白狀しない場合はどうするか、自白裁判であるからこれは當然起こつて來る問題である。然し斯様な拷問の方法であるから大抵は自白するのだが、天保七年に强盜の吉五郎と言ふ者に就て實際に此の問題が起こつたのである。北町奉行所に於て榊原主計頭の掛りで播州無宿の入墨吉五郎と言ふ者を拷問にかけた。二十八回も行つたがどうしても白狀しない。天保七年七月より同九年四月迄の間に笞打が十五回、石抱が二十五回、海老責が二回通計すれば實は四十回であるが一日笞打と石抱とを二つ行つたから日で計算すると二十八回になつたのである。吉五郎は相當頑健な體格の持主で拷問にかけられた時は一時弱るが牢屋に歸つて介抱されると直ぐに回復して前よりも却つて丈夫になると言ふ始末で最初の拷問には抱石を五枚乘せたが白狀せず、天保九年三月二日には遂に十枚乘せたがそれでも白狀しない。其後どうしても白狀しないので役人の方でも非常に困つて最後の手段として奉行所より老中に對し伺を立て遂に「察計詰」と言ふ方法で死罪に處したと言ふことである。

（未　完）

豆科學

交通文明はサハラ沙漠へも侵入し、そこには今や百箇のガソリンスタンドが設けられてゐる。

○

人體の外觀をみると大部分は見事なシムメトリー（左右對稱）をなしてゐるが、指紋だけがその大きな例外で、特殊な存在理由をもつてゐる。

○

世界の人口增加は一日平均十萬といふところが掛値のない數字である。每日中流の都市が一つづつ增えてゐるわけ。

○

仔馬の身長は、出產時すでに成馬の約五分の三に當る。しかるに體重においては著しく輕く、出產後九ヶ月を經て始めて成馬の體重の半分となる。

第三十二回刑務官練習所閉所式

第三十二回刑務官練習所閉所式は六月二十九日午前十一時より刑務協會大講堂において擧行、來賓講師として三宅次官、泉二大審院長、岩村檢事總長、松坂檢事長、坂野民事局長、秋山刑事局長、池田檢事正、佐々木民事裁判所長、佐野人事課長、石田會計課長、門田事務官、芥川衞生官、安達書記官、八木田書記官、吉江書記官、吉田事務官、吉田、東、谷內各刑務所長以下三十名參列、國歌齊唱、宮城遙拜の後、金澤練習所長は、卒業生及び優等生に對し卒業證書竝に優等賞狀、賞品を授與し、次で次の訓示を行つた。

金澤練習所長訓示

建國二千六百年と言ふ日本國民にとつて千載一遇の紀念すべき佳き年に際し、茲に第三十二回刑務官練習所卒業式を擧行いたしますことは極めて意義深きものがあると存ずるのみならず、私が當練習所長として就任後最初に送り出す諸君に對し、所懷の一端を陳ぶる機會を得ましたことは私の欣快に存ずるところであります。

顧まするに去る三月一日當練習所を開始いたしまして以來四ヶ月の間、諸君が或は講習に、或は見學、實習に孜々として黽めて怠ることなく、勵みて倦まず、知見を博め德性を磨かれ、一人の失格者もなく今日茲に目出度卒業證書を授與せられましたことは、諸君自身の喜びであるは勿論我が行刑界も亦共に喜びとするところであります。此四ヶ月の練習期間は、其の廣範圍に亙る學科に比し、決して長いものとは言ひ得なかつたのでありますが、諸君はもと〳〵數多い全國刑務官中特に成績優秀の故を以て選拔せられ、充分な理解力と經驗とを有して居られる人々なのであり、加へて懇篤切實に薰陶敎導せられました諸先生の御熱意とに依つて、必ずや今後行刑の第一線に立ち一身衆に先じて他を率る有爲なる刑務官としての素地を充分に培はれたものと信じて疑はないのであります。從つて私は諸君の將來には深甚の期待をかけて居る次第であります。

今更事新しく申すまでもなく行刑の效果は一に諸君の如き第

一線に立つて、日夜直接收容者と接觸せられる職員の努力如何に懸るのでありますから、諸君は當練習所に於いて研修せられた學理を實地に活用せられ、慢心することなく、講師諸先生より享けたる教訓を體し、日常の勤務の上に之を示顯せられ以て行刑界待望の新人として行刑報國の爲に精進せられ度いのであります。

今や我國は東亞新秩序の建設と言ふ前古未曾有の大聖業達成に向つて朝野を擧げて邁進して居る秋でありまして、吾が行刑界にも亦此の大業翼贊の爲に其の生産力の擴充、人的資源の增强、不足勞力の塡補等益々重大な責務の遂行を要請されて居るのであります。倖に收容者自身の國民的覺醒と、撓みなき刑務官の努力と相俟つて行刑の實績も一段と其の效果を擧げて參りましたことは邦家の爲慶賀に堪へないところでありますが、近時漸く職員竝に收容者の中に精神的弛緩の色を生じ、爲に刑務事故發生の度數を增加せしやに感ぜられるのであります。斯くては現下非常時に於ける行刑の使命を完ふする所以とはならないことになるのでありますから、諸君は日常克く上司の命に從ひ同僚と和協の實を擧げ、刑務一體の大精神に歸一して刑務精神の發揚に全力を傾注する樣切望して竭まない所であります。

最後に當練習所の爲に講師として講義を御擔任下されました閣下竝各位に對し一言御禮の辭を申上げ度いと思ひます。講師の方々には公務御多端の折柄練習生の爲に特に時間を割愛下され、該博なる學識と貴重なる御體驗を以て熱誠薰育に預りましたることは感銘の至りに存ずる所でありまして深甚なる謝意を表する次第であります。

尙本日の卒業式には態々御賁臨の榮を忝ふし多大の光彩を御添へ戴きましたことに付まして、茲に重ねて御禮を申上る次第であります。

次で左の如き司法大臣の祝辭（三宅次官代讀）があり

祝辭

刑務官吏ニ必要トスル所ハ單ニ法規ニ通ジ規律ヲ守リ勤勉事ニ當ルノミナラズ常ニ道義ヲ以テ收容者ヲ敎化シ其ノ良能ヲ啓發スルノ品性ト社會政策上ヨリ着眼シテ其ノ靈肉ヲ再生セシムルノ知識トヲ具備スルニ在リ刑務官吏ニシテ若シ此ノ資格ヲ缺ク時ハ幾多ノ法規幾多ノ施設モ亦其ノ效果ヲ失フニ至ルヘシ是レ當局者ガ年々練習所ヲ開設シテ優良ナル刑務官ノ養成ニ努力スル所以ナリ

諸君ハ既ニ實務ニ習熟シ其ノ品性ニ於テモ缺クル所ナク爲ニ入所ノ選ニ中リ來リテ所定ノ學科ヲ履習セリ必スヤ時運ニ適應シテ行刑ノ本義ヲ遂行スヘク萬遺憾ナキノ知識ヲ修得シタルヲ信ス予ハ諸君カ各々其ノ任地ニ歸リ之ヲ實地ニ應用シテ司法ノ威信ヲ發揮シ大ニ國家刑政ニ貢獻セラルヘキヲ期待シ欣快ノ情禁スル能ハス聊カ一言ヲ述ヘテ祝辭トナス

昭和十五年六月二十九日

司法大臣　木村尙達

更に泉二大審院長は、來賓講師總代として大體次ぎの意味の祝辭を述べられた。

諸君はこの三月以來、數ヶ月間、日夜螢雪の功を積まれたその甲斐あつて、今回目出度く御卒業の榮譽を荷はれましたことは、ひとり諸君のためばかりではなく、將來の刑務界に優秀なる一勢力を加ふるものとして、刑務界のため、又國家のために御同慶に堪えない次第であります。諸君はこの練習所においてすでに、各講師方から、行刑その他に關するいろ〳〵の智識を授けられ、又諸君自身においても、不斷の勉强修業に努められたことでありませうが、しかし勉强、修養といふやうなことは、たゞ一定の期間やればそれでいゝといふものではなく、殆んど一生の仕事でもありますので、諸君としては、御如才もありますまいが、今後行刑の實務に當らるるについても、常にその心がけを失はずに孺が上にも智識の修得に精進さるゝと共に、德性の練磨を怠らず、これを行刑の實地に施し活かして、以てわが國行刑の向上發展に寄與、貢獻さるゝやう切望いたす次第であります。御承知のやうに今日我が國は、實に非常の重大なる時局に際會いたしてをりまして、苟も日本國民たるもの、われ〳〵共に並々ならぬ覺悟を要すべきときでありますが、それだけに諸君の職責も益々重くなり、同時に國家が諸君に期待するところもいよ〳〵大きいといふことになるのであります。この機會に私からも、諸君の一層の御奮勵と御努力とを御願ひいたす次第であります。行刑のことに關しましては、諸君はすでに經驗者であり、且つ練習所でいろ〳〵と講義を聽かれたことでありますので、今更私から何も申し上げることもないわけですが、たゞ一昨日でしたか、平沼男爵に御目にかゝつた折に、男爵は、日本の刑罰の根本精神は「祓ひ」にある、といふことを御話しになりましたので、そのことについて一寸申し上げて見たいと存じます。

日本の刑罰の根本精神が「祓ひ」にあるといふことは、平沼男爵ばかりでなく、昔からいはれてゐることでありまして、その點外國で申す應報刑といふやうなものとは、根本的にその精神

刑政第53巻第8号
矯正図書館

を異にしてゐるのであります。日本本來の刑罰觀念は「禊ぎ」とか「祓ひ」とかいふことに出發してゐるのであります。罪を犯すといふのは、心の汚れ、若くは俗にいふ魔がさしたもといふ風に考へられて、その心の汚れを洗ひ、去り、魔を拂ひ除けて、本人を正道に立ちかへらしてやる、これが日本の刑罰の根本觀念なのであります。中頃支那の刑罰觀念が入つて來、明治以來は西洋の刑罰觀念などが入つて來たので、刑罰といふと、何やら惡いことをしたから、懲しめてやる所だ、苛めてやるんだといつた復讐的の意味のものに解釋されがちだつたのでありますが、決してさういふものではないのであります。尤も今日では、刑の執行上に「禊ぎ」とか「祓ひ」とかいふ形式は全くその跡を絕つてゐるのですが、仔細に考へると、その精神だけは、依然として殘つてをり、將來も殘るであらうし、又殘さねばならぬことゝ考へらるゝのであります。刑罰理論は時代によつて或はいろ〳〵變化するかもしれませんが、根本精神はやはり、日本本來の精神に則つて行くべきであらうと存じます。日本でも、應報刑思想といふことはすでに過去のものになつてゐるやうでありますが、更に日本本來の精神に則つて、刑罰觀念の根本的改造を行ふことが學問上の理想でなければならぬと思ふのであります。そして「禊ぎ」「祓ひ」といつた日本本來の刑罰觀念を、の執行上に實現して行くことが、行刑上の理想でなければならぬと思ふのであります。作業とか戒護とか、形の上ではいろ〳〵の部門もありませうが、もとはといへば、本人を善くしてやるといふ一つの目的に歸着するのであります。これが「禊ぎ」「祓ひ」の精神でありますが、たゞそれが、從來は餘りに消極に傾きすぎてゐたかのやうに考へられますので、將來はそれをもつと積極的に働かせる必要があると思ふのであります。從來は受刑者を、ともかく普通人としての水準にまで來ればそれでいゝ、反社會的なことをしさへしなければそれでいゝ、といつた風であつたと思ふのでありますが、これからの行刑は、それだけでは滿足出來ないと思ひます。普通の水準にまで持つて來ることは勿論ですが、それだけではなく、更に一歩を進めて、國家社會にとつて役に立つ有益なメムバーの一人となるやうに仕向けてやることが必要であると存じます。現に思想犯人に對してはさうした方針に出てゐるやうであり、又それは或程度效果を擧げてゐるのでありますが、これはひとり思想犯人のみに限らず、ひろく一般受刑者に對しても適用さるべきものであらうと存じます。受刑者をそこまで導いてやるためには、諸君自らが先づこれを實踐躬行して見せなければなりません。諸君と受刑者との關係は、先生と生徒との關係

のやうなものでありますから、理屈だけでは到底ダメで、身みづから御手本を示してやることが最も肝腎であります。先生がいかに御說法をしても、實行が伴はないことには、生徒から馬鹿にされるだけであります。「禊ぎ」「祓ひ」の精神で、かれ等の心の汚れを拂拭してやるためには、職員自身が先づ自己の心の汚れを拂拭してかゝる必要があります。神官が神を祀るときには、齋戒沐浴して自己の身心を淨めますが、諸君の場合にもやはりあの心持が要求せられるのであります。「祓ひ」の形式、即ち神官が榊の木で拂ふやうなあゝいつた形式は、諸君の場合には必ずしも必要でないかもしれませんが——將來さうした形式が採用されることになれば一層結構と思ひますが——精神はそこになければならぬのであります。大學でしたか、支那の昔の訓へにも、國を治め天下を平にするには、先づ家を齊ふることが必要であり、家を齊ふるためには身を修めることが必要であり、身を修めるためには心を正しうすることが必要であり、心を正しうするためには、意を誠にすることが必要であると申してをります。何事をなすにも、根本のところに至れば、この意を誠にし心を正しうする、といふ點に歸着するのであります。これなくしては、一切の事は空中樓閣にすぎないのであります。ところが人間といふものは、とかく自分で自分が思ふやうにならぬもので、意を誠にし、心を正しうするといふことは、一口にいふ程さう容易いものではありません。大がいの人は、意識的にか若くは無意識的にか、多少は間違つた考へを抱き、間違つた行ひをしてゐるものであります。昔の聖人といはれるやうな人などはイザ知らず、私共凡夫は、とかくさうしたものであります。それ故にこそ、修養といふことが私共に要求されてゐるのであります。間違つた考へ、間違つた行ひは、心の汚れを示すものであります。諸君も朝夕に自己を反省して、心に汚れがあるかないか、若しあると見たならば、それを拂拭し去ることに努力することが必要であります。受刑者の心の汚れを除いてやるといふ愈い職責を有つ諸君にとつては、そのことが普通人以上に特に要求されてゐるのであります。どうか御歸任の上は、右に申した「禊ぎ」「祓ひ」といふ日本本來の行刑精神に則り、練習所で學ばれた智識を實地に應用して、受刑者の敎化に從事され、以てわが國の行刑に十分に寄與貢獻さるゝやう特に御願いしたいと存じます。

最後に卒業生總代として、靑木茂氏は左の答辭を述べ、十一時四十分閉式した。例により司法省大玄關にて一同記念撮影をなし、午餐後開散した。

刑政第53巻第8号
矯正図書館

答辭

本日茲ニ第三十二回刑務官練習所卒業式ヲ擧ゲラル、ニ際シ閣下竝ニ諸先生ノ御賁臨ノ光榮ニ浴シ加之生等ノ前途ニ對シ過分ナル祝辭ヲ辱クス

顧レバ生等一同本春三月練習所入所ノ榮ニ感喜シ欣然帝都ノ一員トナリ華ヲ去リ花ヲ捨テ、茲ニ四閲月閣下竝ニ諸先生各位ノ御懇篤ナル學術理論ト實習見學ノ御指導ヲ得幸ニ本日笈ヲ收メテ各々其ノ廳ニ歸ルノ喜ヲ領タル生等一同此ノ光榮ニ感謝感激措ク能ハザル所ナリ想フニ我ガ大日本帝國ガ明朗東亞ノ建設ニ邁進シテヨリ四星霜此處ニ光輝アル二千六百年ヲ迎ヘ皇威八紘ニ洽ク忠勇果敢ナル將兵ノ勇奮ニ依リ東亞新秩序ノ建設モ漸次其ノ緒ニ就キ聖戰ノ意義愈々高潮ス然リト雖モ尚奥地深ク遁竄セル頑敵ハ其ノ天險ヲ恃ミテ飽クマテ長期抗戰ヲ號シ且ツ又西半球ニ於ケル戰火ノ飛沫ガ東亞ニ其ノ波紋ヲ擴大センカ我ガ堅持スル不介入主義本來ノ精神ニヨリ斷乎排擊ノ矛ヲ執ルヘキ時期ニ逢着スルモ計リ難ク而モ其ノ前途俄ニ逆睹スルコトヲ得ス國民ノ總努力總親和ハ愈々緊密ヲ要スルノミナラス戰果ノ實蹟亦茲ニ左右セラル、所大ナリトス國民總力ノ資源ハ實ニ人的資源ヲ以テ其ノ最大ナリト信ス人的資源ハ又實ニ我ガ行刑斷界ニ存スル所大ナルニ想到セハ生等ノ職責ノ重且ツ大ナルニ認識ヲ新ニセサルヘカラス今ヤ行刑試練ノ最高潮時ニシテ又其職分ヲ竭スニ絶好無二ノ機トイフヘキカ生等帝都ニ學フ四閲月閣下竝ニ諸先生ノ高邁ナル薫陶指導ノ賜ニ依リ小ナリト雖モ玆ニ瞠眼スルコトノ幸ヲ得タリ生等微力ナリト雖モ歸任ノ曉ハ閣下竝ニ諸先生各位ノ御理想ヲ體シ日本精神ヲ高調シ斯界ノ爲ニ碎身シ其ノ目的達成ノ礎石ヲ期シ山高海深ノ恩ノ萬分ノ一ニ副ハンコトヲ期ス聊カ蕪辭ヲ述ベテ答辭トス

昭和十五年六月二十九日

卒業生總代　青木茂

尚ほ優等生は左の五氏である。

青木茂（德島）　小田島信一（臺北）

泉愛之進（京都）　川本正人（廣島）

中村力（長崎）

第二十一回協議會狀況

小原田
川越兩少年刑務所

一、開催日時
昭和十五年六月十日午前十時より午後四時迄

一、開催場所
小田原少年刑務所所長室

一、協議員
小田原少年刑務所側
根田所長以下幹部一同
川越少年刑務所側
寺光所長、是松庶務課長、山本囑託教師

一、議題及議決事項
官廳執務時間外に於ける少年受刑者教化に就て
「官廳執務時間」に依る登廳時前・退廳時後及び免業日に於ける教化は

小田原、川越少年刑務所協議會

今日の儘の狀態に於ても其の餘の時間に於ける普通教化に比し却て重要なる意義を有す、況んや早朝及び夜間のより有効なる活用は少年受刑者に甚大なる影響を與ふるものなるべし。

此の見地よりして考慮するところのものは、（1）現狀に於て「官廳執務時間」外に於ける教化官たる地位にある戒護看守がその自覺に於て將又その方法に於て考慮すべきもの如何、（2）更に積極的に、「教化」職員の「官廳執務時間」外への進出といふ意味に於て考慮すべきもの如何の二點なりとす。

（一）戒護看守たるものは自らの聖なる職責を認識しその自覺の下に、「官廳執務時間」外に於て進んで常に「教育者」たるの態容と矜持とを忘るべからず、少年受刑者の教化の成否は懸つてむしろ早朝若くは夜間の一時に存すべきを察知し、晝間の教化を挫折せしむるが如き結果とならざるやう、否むしろ晝間教化助長の素地をこゝに養成せんとの固き心構へと方法とを以て少年に對するを肝要なりとす

（二）「官廳執務時間」外への積極的教化の進出

此の問題はイ勿論戒護看守不信任の見地に立脚するものに非ず、ロ効率高き時間（特に早朝）を最も有効に活用せんとするにあり、併せて、ハ各教化部面の能率增進のため一日の行事を集約・簡單化せ

んとする關次的目的を有す

此の爲、(イ)教化部面擔任者の一部に勤務上特別の犧牲を要求するの結果となるべく、また特に、(ロ)各教化部面擔任者の特段の協力(協調的精神)を要求す、(但し、本旨を貫達へて、徒らに職員全般に對する「執務時間」延長の結果を來すのみに終ることなきやう特段の注意を拂ふことを要すべし)

(1)早朝

早朝が特に有効なる教化的意義を有するものなることは多言を要せざるべし、而して此の教化上最も好適なる時間を活用するものとして擧げ得る事項次の如し

(イ)國旗揭揚式(宮城遙拜・神祠拜禮・朝禮を含む)

每日行ふも可、日を限つて行ふも亦可

(ロ)默　坐

澄心默坐、思考反省の時間として、「行」の時間とし、此の爲道場(疊敷教室にて可なるべし)の建設を要すべし

(ハ)體操・音樂又は勤勞奉仕

(ニ)教　練

(ホ)教　育

かくして後始めて作業に就く、卽ち其の後に於て作業連續の障碍となるものいさゝかもなし

(2)夜間

罷業後に於て最も考慮を要するは自習時間の活用方法如何の問題なるべし

(イ)自習時間の活用

a.宿題(豫習的及び復習的に)——問題は其の課題方法の如何に存す

b.作品製作(圖畫又は習字)

c.看讀書籍の備付を少年向に・有益に・新鮮に・豐富に

d.ニュース又は修養講話(ラヂオ)

(ロ)日　誌

(ハ)正　坐

(3)休憩時間及び就寢中

多く云ふべきものなし、休息はあくまで休息たるべきもの、之に對しては要は嚴父慈母の心にありといふべし

一、次回の議題

少年刑務所職員の職能の特異性に就て

第二十三回　協議會狀況

一、開催日時

昭和十五年七月八日午前十時より午後四時迄

一、開催場所

小田原少年刑務所會議室

一、協議員

小田原少年刑務所側

根田所長以下幹部一同

川越少年刑務所側

寺光所長、高田教務課長、佐々木戒護課長

一、議題及議決事項

少年刑務所職員の職能の特異性に就て、

(一)少年刑務所職員たるものの一般的心構へとして特に擧ぐべきものは

小田原、川越少年刑務所協議會

職員たるものはすべて自ら嚴格なる規律維持の先導者として言語動作に於て嚴格・適正・確實なると共に、軍事教練に關し正しき知識を有することを要す

(2)常識・智能の啓發の必要性と日課としての教育の重要性とに鑑み、少年刑務所職員たるものはすべて特に「教育者」としての誇りと自覺と力とを有し、少くとも普通學一般に關しての常識を把持するものたることを要す

(三)少年刑務所職員の職能に關して其の特異性として現在なほ擧げ得べき主たるもの次の如し

(1)作業の經營は强く職業補導の意味の下に

(2)醫務はその醫療方面に於て主と

刑政第53巻第8号　矯正図書館

刑政第53巻第8号
矯正図書館

して結核對策へ

（3）教務は「兵事係」

（四）惟うに少年刑務所と成年刑務所とは其の對象に於て全く異り、從つて其の處遇の方法を全く異にせざるべからず、而して對象の全き相異と處遇の全き相異とは必然的にまた其の職員をして少年刑務所に專任なるものとなすを要することとなる

然るに現在に於ては、主として（a）現行少年行刑制度の完璧・特殊ならざると（b）成年刑務所職員と少年刑務所職員との人事交流が職員の眼を覆ひ勝なるとに依り、其の特異性の發見は甚だしく困難なる實情にある

此の故に、（a）職員を少年刑務所に專任なるものとなし且つ、（b）少年行刑制度其の物の充實を圖ることに依り、（1）其の特異性を認識し、（2）其の特異性を新たに成生することを要するものとす

一、次回の議題

少年受刑者をして其の更生に自發的・自律的ならしむる方法如何

不眠劑

三浦　岱榮

世の中には不眠に惱む者は實に多いと見えて、睡眠藥の研究は微に入り細を穿ち、その種類も亦實に豐富にあるが反對に睡魔を追拂ふ藥品の研究は餘り進んで居なかつた。

從來は日常の經驗から出發して、珈琲や茶の中に含まれて居るカフエインが專ら睡眠防止藥として用ひられて居たのである。

然るに數年前から、最初は英米に於て、最近はドイツに於ても、カフエインとは全然別種の、しかも効力數倍する不眠劑がつくられた。

ベンゼドリンといふのが英米で發賣されて居る名稱であつて、本劑には更に若干精神を爽快にし、體力を增進するかの作用があるので、大學生の試驗勉强に珈琲を驅逐して旺に用ひられて居るといふ。

私は知人の化學者に依頼して本劑を合成して貰ひ、自分でも驗し、他人にも使用して見たが、病的居睡り症には確に効果があつた。化學構造の上ではアドレナリンやエフエドリンに近い物質で、正確に言へば、ベーター・フエニールイソプロピラミンの硫酸鹽である。

（筆者は慶大講師、醫博）



刑務所便り

對行刑局野球試合戰

府中刑務所

茲數年に無き鐵槽の守備と旺盛なる攻撃力を誇る司法省行刑局より野球試合を挑戰せらるゝや欣然之を迎へ撃つべく六月十六日當所グラウンドに兩軍相見えた。曇天にして時に疾風あり砂塵を上ぐるも外野地帶の芝生綠色濃く神宮外苑を小規模にせる感あり。グラウンドコンヂション良好にして安達八木田兩書記宮島村赤塚中渡邊屬等を中心とせる行刑局に對し椎名所長の指揮下に健棒を唱はるゝ渡邊柴田宮野等を中心とする府中軍と對戰す。試合開始十一時半九回ゲーム、終了二時、二時間半に亙る大接戰の餘二對九にて遠征軍の勝となる。前半行刑局投手渡邊府中强打者一齊攻撃の前に潰滅せむとしたるも漸く立直るに至るや逆に府中軍投手不調となり四球連發或は猛打を浴びて追ひ越され、五回双方投手交替シーソーゲームに觀戰中の吉田豐多摩所長河邊書記官もベンチより乘出して聲援さる。最終回四點の開きを一擧に脫せむと島村投手を追ひ込み二死滿壘のチヤンスを摑むや椎名所長二、遊間を抜くヒットに一點を返したるも後續なくA附にて府中軍敗戰す。打撃に於て稍々遜色あり。試合終了後更に庭球卓球に興じ一日の身心鍛錬を愉快に過したのであつた。

兩軍のメバムー左記の如し

投捕一二三遊左中右

府　高島椎椎木渡柴宮應

中　橋崎名名戸邊田野原

行　渡清安八赤島西中小

刑　木

局　邊水達田塚村　川

刑務教誨研究會開催

各控訴院管內刑務教誨研究會は左記の如く多數會員の參會を經て熱心に討議された。

○名古屋、六月二十二日、名拘に於て。

「構外作業の指導精神」東光敬（三重）

「講外作業の敎化問題」栗本豐齋（名刑）

○廣島、五月十二日、下關市に於て。

「時局下に於ける思想動向」日下覺了（松江）

「行刑の指導精神」秦信亮（松山）

講演「尊攘運動の思想系統」田中眞治（長府高女校長）

○宮城、五月二十五日、宮城刑務所、

講演「精神異狀と犯罪」丸井醫學博士

「構外作業に就て」今西由敎（宮刑）

○長崎、六月九日久留米少、

講演「ノモンハンの現地を視察して所懷を述ぶ」陸軍少將田中源太郎、

「神皇正統記を讀みて」梅園俊昭（福岡）

刑政第53巻第8号
矯正図書館

製炭構外作業實施狀況

甲府刑務所作業課

時局下燃料國策の完遂に貢獻すべく劃期的英斷による木炭製造構外作業は曩に東京管區統制部の共助的指令に基き配給計畫を樹立、縣下東八代郡黒駒村地内山林五十五町歩の立木雜木を木炭材料として購入、本月十四日現場に於て盛大なる入山式を擧行、統制部より妙園園典獄補、所轄警察署長、縣山林課員、外有志列席、當所作業課長司會により開式、所長の訓示山林課員の作業上の指示事項、來賓祝辭等あり閉式、茲にこの空前なる構外作業の幕は切つて落された、以來順調なる作業の進行を示し、本年度内一萬俵生産に邁進しつゝあり。

每朝六時看守長一名部長一名看守六名出業受刑者三十名の鐵窓部隊全員自動車に乘車七時二十分現地着、山林中臨時設備の神前に於て一同起立の上希望の朝拜を嚴肅裡に擧行直に各班別豫定工程たる、第一班原木伐採、第二班集材、第三班築窯、第四班炭化の觀測並に俵裝、第五班築窯材料の蒐集其他に展開作業開始、愛汗主義に徹底終始午後四時二十分作業終了下山自動車にて六時歸所の狀況なり。

▼追々出業受刑者の作業修熟と團體訓練の完璧を期し出炭數量の增加を圖るは勿論時局下產業戰線に一エポックを劃する刑務作業の特異性を遺憾なく發揮し成果獲得の目的に鋭意努力中にして地元民を初め縣下識者を擧げて當所への木炭生產事業の絶讃的期待は必ずや豫期以上の成果を得るものと確信して止まない次第なのである、茲に於て私共は一層自由刑執行の理念を合目的に展開せしむる爲に構外作業の特徴として有するところの大自然の薰化による明朗性の附與乃至團體的勤勞精神の助長と、そうして强健なる肉體的發達を期する點に於て所謂靑天井行刑を禮讃し且つ時局的要請作業たることを力說するものである。

偶詠

白倉大路

炎熱に心いらだつ日はあれど
　重き使命の身をば思へば

南進の國威も高き大空を
　仰ぎ見るたび氣は燃ゆるなり

鍬の手を休む外なし夕立に
　頭うたるゝ時もあるかな

干燃の灼くが中にも丈夫の
　涼しげに立つ姿けだかさ

爆藥の音に脚をば踏みしめて
　碎け飛び來る石をよけつゝ

目も眩むあつさも何か堪へざらん
　戰の庭に立つと思へば

戰の庭にいそしむつはものに
　などかおとらん鍬の戰士も

出征の子に送る
南北遠く離れて親と子が
　御國につくす心ひとつに

（終り）

切抜帖から



監獄法改正委員會設置

改正刑法は次期通常議會に提案する方針の下に審議を進めてゐるが右改正刑法中には新たなる制度として不定期刑、保安處分等が取入れられるので之に伴ひ監獄法の全面的改正を行ふ必要に迫られてゐる。よつて司法省では省内に刑法改正委員會と併行して監獄法改正委員會を設置しその第一回委員會を十一日午後二時より法曹會館に於て開會委員長鹽野前法相、委員泉二大審院長、岩村檢事總長、三宅次官、金澤行刑局長、佐藤法制局參事官、山岡萬之助氏、幹事安達、井川、川邊、八木田各行刑局書記官等出席の上鹽野委員長より審議進行の方針を決めたいと述べ協議の結果

一、本委員會に於ては要綱を決定するに止め條文起草は行刑局に於て行ふこと

一、要綱の眼目は不定期刑と保安處分制度に置き後は在來の制度をなるべく合理化せしめること

一、委員會は每週一回火曜日に開きなるべく速かに審議を完了すること

を申合せ午後四時散會した

南洋に免囚保護機關
保護大慈會（假稱）誕生

近時國際情勢の進展に伴ひ、わが南洋群島の存在は世界各國の重視の的となつてゐる。領有二十有餘年間に於ける群島產業の發展は眞に驚くべきものがあり、從つて在住民の數もいよ〳〵增加し、社會狀勢も漸次複雜となり諸種の犯罪も續出してゐる實情にある。

依つて、これ等受刑者の釋放後の問題が今や重大な問題となつて來た。同胞協和の溫情を基礎とする司法保護機關設置の要が强く人々の胸を打つに至つた。

特にサイパン刑務所は群島に於ける長期懲役囚を收容し、その數も一月平均七十名を下らざる實情にあるので、その放免後の療養、就職の斡旋、內地歸還等、直接と間接を問はず保護對象の領域は頗る大となつてきた。

これ等の事實に刺激されて免囚保護機關の急設を必要とする狀勢にあつたのだが、今回漸くその機運熟し、刑務所、本願寺その他關係各團體を打つて一丸とする單に免囚事業のみならず一般行路病人等をも收容する「サイパン保護大慈會（假稱）」が誕生することに決定、目下關係者一同具體案作成中である。

仄聞するにこの「サイパン保護大慈會」は財團組織とし、總裁は支廳長で

刑政第53巻第8号
矯正図書館

その下に會長、副會長、幹事、評議員等を置き、主要島に支部を設け、賛助員を依囑する。

免囚の思想善導、行的訓練、自力更正、職業開拓、人事相談等に應ずる。

その社會的役割に對して大きな期待がかけられてゐる。

浦和刑務支所内の更生園記念碑

浦和刑務支所では附近の町村長を初め、その他の有志から松、ヒバ、ツヾジその他の寄附を得て二千六百年記念事業として、優良收容者の遊歩地を作つて更生園と名付けたが、更にこれを永遠に記念するため記念碑と石燈籠を同園内に建立することゝなつた。資金は職員内で醵出し、石材は仙臺石、高さ約一丈幅三尺の記念碑で、碑文は同所榎本支所長筆の二千六百年記念更生園と誌され、收容者の石屋さんが精魂を傾けて刻んでゐる。

石燈籠は岡崎少年刑務所に依頼して工事を進めてゐるが八月一杯には完成の豫定。

今秋擧行される二千六百年記念式典の佳き日を卜して記念日の除幕式及び更生園の開園式を擧行する。

赤い服を淺黄に朝鮮刑務所の改善

六月二十日から四日間京城に開かれた全鮮刑務所長會議に出席中の渡邊平壤刑務所長は二十六日歸任したが同所長は語る。

今回の會議の中心議題は、囚人の優遇であつた。赤い囚人服を淺黄に、現在行つてゐる囚人外出時の連鎖を取りはづすことなどが決つたが、これらは法令改正後に於て實施されることになつてゐる。

殖えた時局犯罪

鹿兒島縣警察部の統計

〝戰爭と犯罪〟について鹿兒島縣警察部の調査に依る時局犯罪は、事變以來殖える一方で、第一年(十二年)は半年間に百十八件、第二年(十三年)に三百八十八件となり第三年(十四年)に百〇五件に半減したかと思へば、第四年の今年は何と半年間に千四百件に激増した。これは、尤も各種經濟法令の違反を包含した結果にもよるが、何れにしても上向線を辿り民心の弛緩を物語るものとされてゐる。

犯罪別に見れば、いつもならば一番高い筈の竊盜が第三位に下つて、時局利用の詐欺事件が二千件を超え、ついで業務横領の二百二十件、竊盜の百五十七件、公文書變造等の順位となつてゐる。

地方別に見ると一番緊張せねばならぬお膝下の鹿兒島が總件數の半分を占めて千三百件、國分、種子島の順となつてゐる。



海外異聞錄

◇英國に第五部隊恐怖病蔓延

英國政府の外國人取締は愈々神經過敏となり、電話をかけるにも英語以外の外國語を全然禁止しようとしてゐる。この禁止令を實施する爲には當然電話局で一切の電話を傍聽せねばならぬといふ極めて繁雜な仕事が殖える譯で、これは技術的にも種々困難があるが、この外國語通話禁止は前大戰當時にも實施された前例がある。之と同時に一切の敵國籍外人に對してはラヂオ自動車、寫眞機等と同樣に今後電話の所有を全然禁止される案も考へてゐる。更に「第五部隊」の脅威が最近餘りに喧傳された爲め第五部隊に對する國民の不安は警戒の度を越えてしまつて猜疑心にまで發展し、この頃は黒人がうつかり道を尋ねても變な顏をされたといふ例が屢々あり、ロンドンでは一寸道を聞くのにも苦勞するといふ。又斯んな例もある。列車内で一外國婦人が隣席の乘客に「この汽車はロンドン行ですね」と尋ねたので、その乘客は「左樣です、ロンドンのリヴアプール街ステーション行です」と教へてやつた所、その又隣席にゐた乘客がその客の膝をつゝいて目配せをしたが、外國婦人が途中で下車した後で、注意して曰く「リヴアプール街ステーションだけは餘計ですよ、彼女は何者だか判りませんからね」又一閑人は英國人がどれだけ第五部隊に對し實際に警戒してゐるかを試すため自分が第五部隊になつた心算で、ある軍需工場へ行く道を通行人に尋ねて廻つたところ、大抵の通行者は正直に敎へてくれたが、最後に二人の男の子に出遇つて尋ねてみたら子供達はまじまじと顏を見守つてから「お巡りさんにお聞きよ」と答へたと言つて「大人はまだ〳〵子供に及ばない、英國人はもつと注意して第五部隊を警戒しなくてはいけない」と言ふ報告をしてゐる。また東海岸のある町では見馴れない女が圖書館へ來てしきりに同地方の詳しい地圖を見てゐたが、どうも怪しいといふので圖書館では地圖をみんな引込めてしまつたと云ふ話もある。英國の書籍店では何處でもドライヴ用のため詳細な道路地圖を賣つてゐるが、これは時節柄頗る不注意千萬の話で、當局は頻らくこれを禁止すべきであると大眞面目で警告を發してゐる苦勞性も出て來てゐる始末で、道路の道しるべなども皆な撤回してしまつた。こんな有樣でこのところ英國では「第五部隊恐怖症」といふ新しい病氣大流行の形である。

◇稅金引上て酒の買溜め十億ドル

六月二十九日、アメリカ中の酒店は深夜十二時まで營業し、ウイスキー十

刑政第53巻第8号
矯正図書館

打、葡萄酒二十打とかいふ大口の買溜め客でたゞならぬ賑ひを呈し、この日の賣上高は實に十億ドルに上り空前の記錄だといはれる。これは何が原因かといふと、一日から軍備擴充資金調達といふ名で酒類全部に一擧に一割增稅が實施されるからで、增稅にぶつ〳〵いふ一般人もこんどばかりは不思議なほどおとなしくこの增稅はヒットラー總統を擊退する資金だからと甘受するものが多いが、所謂持てる國にもこの買溜めが演じられたわけである。なほ同夜は安い酒とのお別れだといふので訣別の盃を擧げる連中でどこの酒場も夜を徹しての大賑ひであつたといふ。

◇六十萬百ドルの損害賠償と慰藉料訴訟

何かといへば直ぐ問題を法廷へ擔ぎ出すアメリカのことゝて映畫界の訴訟問題など數限りないが、最近珍らしいのはウオーレス・ベアリーが六十萬百ドルの損害賠償並に慰藉料の訴へを起されて面喰つた。事件はアラン・B・ウイットネーといふ男がベアリーの家を訪れて來たが、どうも恐喝くさいので取合はず、折から來合せた警官に渡してしまつたものであるが、犯罪の證據がなく間もなく放免されると、今度はその不法拘留の原因をベアリーが作爲したものとして、二十萬ドルの損害と四十萬ドルの慰藉料、それに百ドルの放免諸經費を合算してベアリーに要求して來たものである。果してこんな珍妙な事件を法廷がどう扱ふかと注目されてゐる。

◇メキシコ軍隊の集團結婚

メキシコの軍隊は極端に勇敢でいく分殘虐性を帶びてさへゐるので有名だが、そんな兵隊だけに法律も道德も無視してゐる者も少くなく、結婚についても正式な結婚式も擧げず野合的に世帶を持つてゐる者が多い。これを憂へた當局では「合法的而して道德的に」といふスローガンの下に先般七百三十名の兵士に對し、從來女中ともつかずさりとて細君でもなかつた彼等の忠實な伴侶と、神の御前において嚴肅な結婚をなすことを命じた。そして七百三十組の大集團結婚は大觀衆の壽司詰となつたメキシコシテイの獨立運動場で盛大に擧行された。ところでこの結婚行列中の數名の花嫁實際にはかう呼べないかも知れぬがは脇に赤ン坊を抱いて花婿としづ〳〵と神前に歩んだが、中でも傑作の結婚組は正裝した一士官で、がつちりした頬のこけた老花嫁と芽出度く結婚式を擧げたのだが、何とこの二人と一緒にこの集團結婚場の中央に進み出たのは彼等の間に儲けられた五人の子供達であつたのである。

書道の變遷（二十八）

宋時代

宋は太祖が國を建てゝから、十八世、三百二十年續いて、元に亡ぼされた。

そこで宋代に於ける書道は如何なる道を辿つたか爰に述べて見やう。

一體唐代に於ける書道は、あまりにも傳統的な形式に拘束されて、いさゝか生氣に乏しいものとなつた向はないでもない。ところが宋時代になると、傳統的な形式に拘束されることを快とせず、當時の代表書家の間には、唐人の鐵圍を打破して新天地を開拓せむとの意氣壯なるものがあつて、個性を含む精神的な氣韻のある書を尊ぶ氣運が釀成して、それが可なりの成功を收め自由奔放、剛健痛快な書風は生れ後世の人から『晋人は韻を尚び、唐人は法を尚び、宋人は意を尚ぶ』と、書の最も上手であつた晋唐人と並び稱されるに至つた事は貴い事である。隨つてその反面、初唐の書風と比すれば純雅な趣きに缺け、奔放粗野な書風に流れて行つた傾向が多分にあり、書品等も幾分か下つたかに見える點はないでもない。兎に角徒に古法に泥まず、自ら一大家法を成し、ひいては宋時代の書風なるものを色濃く織成した點には、滿腔の敬意を表するに吝でない。

而してこの時代の書には篆、隷、楷といふ書體の謹嚴なるものにはあまり見るべきものが無く、何れも行草體にその妙を爭ひ、碑などにも行草體を多く刻したやうである。

宋朝書道の最も盛んであつたのは徽宗及び高宗の代であらう。高宗は宗朝第一ともいふべき品格の高い書を書かれた。又有名な宋の四大家と稱せられる蔡襄、蘇軾、黄庭堅、米芾等はこの時代に輩出してゐる。

ことに東坡、米芾の如きは氣焰萬丈當るべからざるものがあつた。東坡日々に『吾れ書を學ばずと雖も書を悟る我に如くはなし。苟も能く其の意に通ぜば嘗て學ばずと謂ふも可なり』とまた、曰くに『吾が書甚だ佳ならずと雖も自ら新意を出す、古人を踐ざる是れ一快也』。又米芾は顔眞卿、柳公權のことを謂つて曰くに『後世醜怪惡體の元祖』と呼び、張旭、懷素を譏つて曰くに『但之を酒肆に戯くべし』と云つて居るがさすが王羲之の惡口はいつて居ないやうだ。

蘇東坡は、書は楷、行、草、行くとして佳ならざるはなく、殊に大字に於て非常な筆力を見ることが出來る。詩文に長

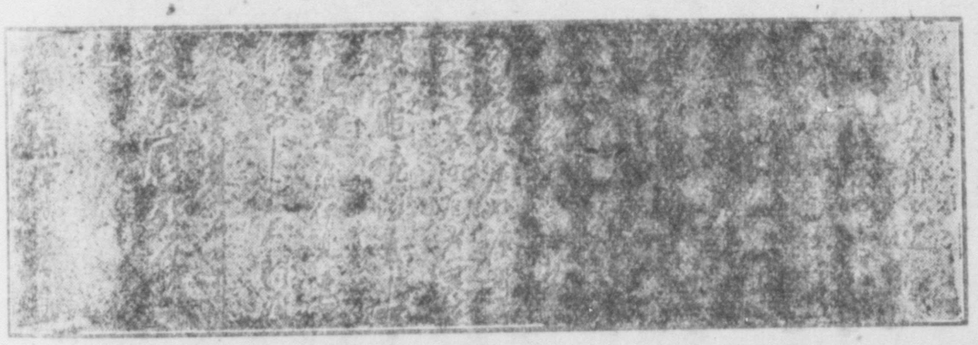
刑政第53巻第8号
矯正図書館

じてゐることは已に著名であつてかの有名な赤壁賦を知らざるものはまづあるまい。

今回掲載の寒食詩巻は、東坡の書である。この寒食詩巻はもと清朝内府の收藏に歸して居たものであるが今は人間に散落して、我が國の菊地惺堂氏の收藏する所である。ところが大震災の時、猛火の中から危く取り出されたもので、惺堂氏は千萬の財産が灰燼に歸したのを惜まずに、この寒食詩巻と李龍眠の畫幅とを救ひ出したのに滿足して居るとのことである。

彼れの有價の財、此の無價の寶はその價千萬鎰るべからずである。實に東坡寒食詩の如きは、東坡現存墨蹟中の最佳作のものであらう。

私は先日滿洲國皇帝陛下が上野の博物館に御成りになりました三日程後博物館に參觀に參りましたが、其の節東坡の寒食詩巻がケースの中に陳列してありました。かれこれ二時間位も原本に接して意外の收獲に狂喜して歸りました。



寒食詩巻

自我來二黃州一。已過二三寒食一。
年年欲レ惜レ春。春去不レ容レ惜。
今年又苦レ雨。雨月秋蕭瑟。
臥聞海棠花。泥汚燕支雪。
闔中倫負去。夜半真有レ力。
何殊病少年。病起須二今日一。
春江欲レ入レ戸。雨勢來不レ已。
小屋如二漁舟一。漂漂水雲裏。
空庖煮二寒菜一。破竈燒二濕葦一。
那知是寒食。但見鳥銜レ紙。
君門深九重。墳墓在二萬里一。
也擬哭二窮途一。死灰吹不レ起。

盛夏雜吟

○

朝來推二戸牖一。山色翠千里。
臨レ澗漱二清冷一。時聞蕭寺鐘。



煙靄籠二林樹一。那邊啼老鶯。
淪レ茶山館曉。兩腋覺二風生一。

○

雲臥青山上。風生澗水濱。
繞レ亭多樹竹。辭徑不レ留レ塵。

○

澗谷油雲起。前山雨欲レ來。
天風吹二萬綠一。忽響一聲雷。

第十回競書募集

一、課題、七月號掲載の課題手本揮毫のこと一人一枚

一、隨意、臨書、自運何れにても可一人一枚

一、條幅、小畫仙半截大、書體隨意一人一枚

一、送先、東京市品川區西品川三ノ八三一番地高橋白鷗先生宛發付のこと。

一、締切、八月五日

一、發表、九月號本欄

一、注意、級位あるものは級位、所處氏名、雅號を明記せる小紙片を貼付すること、新に應募するものは級位を新とすること。

選歌しつつ（三十四）
古今集の話（7）

大　翼

古今集の歌の特徴として見逃してならぬことに、佛教思想の影響がある。たとへば卷二に

うつ蟬の世にも似たるか花ざくら咲くと見し間にかつ散りにけり
（讀人しらず）

などをその例として擧げることができる。春光の下、爛漫たる櫻の花を觀賞するのであるから、普通なら浮きうきと明るい氣持でその美しさをたゝへるべきであるが、さうではなくて、却つて花に對して現世の無常をはかなんでゐるのであり、その一種の哀調が歌そのものゝ「しらべ」を構成してゐるのであるが、これは言ふまでもなく佛教思想から來た現世觀に外ならぬのである。

當時、漢學の尊重が時代の風を成し、歌もまた著しくその影響をうけたことは前に言つた通りであるが、佛教思想もまた漢學の流行と共に深く上流社會に浸透して行つたのである。卷四の

秋來ぬと目にはさやかに見えねども
風の音にぞおどろかれぬる
（藤原敏行朝臣）

といふ歌は集中でも有名な一首であるが、いにしへの高古莊重な聲調に代つ

刑政歌壇

毎月募集　當季雜詠　締切　毎月五日限　用紙ハガキ一葉三首

白井大翼選

一　小田原　白河英龍

ほの暗き五百羅漢の堂の徑李の青實空と躍りあふ

二　釧路　髙島實

船體の搖れかすかにも身につたひ夕餉の窓に碧き海かも

三　青森　一

身疲れて夕かへり來るまなかひに櫻桃の花さやけかりけり

佳作

○　松江　村上夜詩繪

ほほづきのはかげに白き花咲けば母逝きませし日はめぐり來ぬ

○　小田原　白河英龍

夕顏の花むらの徑歸り來て英靈迎ふ灯の列に遇ひぬ

○　北區　今西狂山

この夜をばいかに居るらむ被告人召集令狀を受けたるあとに

○　松江　村上夜詩繪

初夏の田舍道ゆけば山畑の麥の枯れ穗に蜻蛉あそべり

○　宮城　大弓子

初夏となりし夕べの野に立ちて弓引く人のさま靜かなり

○　咸興　岡元舜水

雨の日を二人の吾子と遊びゐて父てふ覺悟更に募り來

○　大分　山路石佛

激戰の夜の更けゆけば光冴えて盧山の峰に月かかりたり

○　名古屋　兼平義郎

還り來し弟の遺骨に門のべの山櫻花しきり散るなり

○　岐阜　梶田草民

ちちはゝにそむき居る身のしみ〴〵とかへりみらるる一人居る夜は

○　横濱　谷口秀人

深傷負ひて氣丈に笑ひし戰友のゆがめる顏まなこ去らざる

○　東拘　欣二郎

かたくなに油蟲をば追ひやりて虛しき思ひわれは默せり

○　沼津　常眞

記念日を三たび迎へて皇軍の長き勞苦をうやまひ思ふ

○　名古屋　鞍田陽明

山門に臨時托兒所開かれて銃後を護る田植いそがし

○　東拘　洋之介

夏木立夕立雲の立てる見え國立林は晝闇けにけり

て、これはいかにも優雅繊細な神経を示した著しい例である。一首の構成は大體に於いて觀念的で、主觀に曲折が多く、風のひゞき、露のしづくにも哀情をうごかし涙をもよほすといつた具合で、著しく感傷的で神經質な傾向が、この集の歌風を代表するのであるが、かうした行き方についても、やはり唐土の詩文の影響といふものを考へることができるのである。

右の歌ばかりでなく、古今集の秀歌に屬するもので、古來人口に稱へられて來たどの歌を見ても そのすべてが、こゝに言つた所謂古今集的要素を具備して居らぬものはないのである。

○　札幌　來生忠次

うらやまのしだのしげみゆ鵙古鳥はやなきそめて夏とはなりぬ

○　濱松　皆木好誠

春雨に小窓を開けて思ふこと過ぎし痛手に涙滴りむとす

○　長野　梓玲子

くれなづむ空につたへむ鐘の音を安けく聞きて家路急ぎぬ

○　神戸　淺野福夫

濃き影をなめにひける旱魃續くこれのひでり田

○　佐賀　淡月

まつ文のけふもあらざりき小机の花にカサコソ蟻の動きつゝ

○　横濱　柳田北斗星

おぼつかなき筆もて父を諫めたる老囚の子のいぢらしき手紙

○　名古屋　高島明峯

眼覺ればつよくぞ雨の降れる音水足りし農家のよろこび思ふ

○　宮城　志賀宮童

七月のあつき東京に居殘りてはたらく仲間よ工場の人よ

○　神戸　藤原キクエ

梅雨といへど雨の遠けきつよ照りに庭の草木の命あやふし

○　岡山　まり

胸だかに結びし袴いくたびか鏡にうつす登廳の朝

夏天の光

花蓑

すめらぎをおろがみし日の夏天燃ゆ
燃ゆるやうな強烈な夏天の光り、御稜威
の尊さよ。
太刀魚光り戰四年の夏となりぬ

壽美

太刀魚の光りにも皇國の強い力が感じられます。
刑場の壁に守宮の棲みつきて　豊齊
陰慘な獄中風景、レ・ミゼラブルの小説の主人公ジャンバルジャンが想起されます。
蔦の窓梅雨のしめりの髪を解く

味代子

霽朗しい梅雨の實感が力強く出てゐます。女の人でなければ出來ない句です。
杉小立明るくなりて夕立やむ　幸吉
杉小立が明るくなつたといつたところに清涼味があります。
潮滿つるひゞきは麥の穗を走る

英龍

潮の滿つる音が麥の穗を走ると感じたところに作者の豊かな詩情があります。
行々子風のあるときは移り鳴く

あい子

行々子のおしやべりは止めどがない、風

すめらぎをおろがみし日の夏天燃ゆ
皇禮砲夏天にふかく鳴りどよむ
打水の妻のかいなに夕燒濃き
圖書館へ妻となみゆく薔薇の闇
深夜讀む吾をあざけり蠅さわぐ
太刀魚光り戰四年の夏となりぬ
實櫻の照る喜びに今日はあり
南天の花に不遜の花ありぎ
刑場の壁に守宮の棲みつきて
茅花そよぎ山路ほのぐ〳〵たそがるゝ
山牛蒡わびしき花をよそほへり
花火低し遠き南の空のはて
うなだれて目の拾ひゆくかたばみ草
蔦の窓梅雨のしめりの髪を解く
ものゝ影打重なりて梅雨昏れぬ

名古屋　いばら
同　同
同　同
同　壽美
同　同
同　同
同　栗本豊齊
同　同
同　同
同　栗本味代子
同　同
同　同

毎月募集
刑政俳壇
題　當季隨意
締切　毎月五日限
用紙　官私製葉書

が吹くときは風を逃げて苔から芦へ飛び移り乍らもおしやべりを止めない、行々子の一つの習性が躍如として現はれてゐます。

蝙蝠や音なき音の降る如く　光子

うす闇の夕春の空は飴のやうに沈默に閉されてゐる、そのうす闇の中を蝙蝠が飛んでゐる、勿論彼女の出沒は闇に紛れてはつきりとは見えない、それは闇の中に黒い物の動きが感じられるだけで物音一つしない不氣味さが天地を包んでゐる、だがその黒暗々の世界に觀じ入つてみると深い沈默——音なき音の大きな音が降つてゐるやうに感じられる、といふのであります。

歸りにはひろ〳〵とある植田かな　松石

町へでも用達に行つて夕方畷道を戻つて來ると往きにはあちこちに田を植えてゐるのを見掛けたのであるが今はすつかり植え終はつてひろ〳〵とした植田が一眺めに見渡されるといふのであります。歸りにはと頭に持つて來たところに力綱が見えます。

明日は又旅に出づる身水を打つ　元一

旅から歸つて來ても十分休養する遑もなく又旅に出るといふやうな狀態がつゞく、社會に立つて活動する人にはそれも與へられた任務でありませう、偶々家に在るとき庭に水を打つて端涼みをし乍ら家族の者と夏の一夕を語り更かすといふのもさうしたねおもりの背の子をゆりぬ蟻の列

屋根の上に水車廻れり山櫻

この宿の主親切蕈濃し

芽柳や雨に濁りし堀の水

新らしき筧かゝれり山櫻

松蟬や宇佐山はそばだち初夏の空澄めり

宇佐山の瞼あえぎよづ

夏柏茂りてこゝに古墳あり

杉木立明るくなりて夕立やむ

土堤草を刈ればありたる鶉の巢

國境の警備は固し七かまど

寄淺き月池にあり蓮の花

一入の紫もよし朝の庭

藤の花ゆりては風のたはむるゝ

杜若曉ぬれし色に咲く

竹秋や信濃飯田は竹どころ

春霜に燒けたる桑を如何にせん

潮滿つる花藻の匂ひ身を誘ふ

潮滿つるひぐきは麥の穗を走る

海原に日のしづむなり蚊帳をつる

金魚掬ふ葭簀の影のうつる水

苗疊かすめてはとぶつばくらめ

釣鐘草しよせんは壺の花ならず

同	鹿兒島	關島雅石
同	同	
同	同	
同	同	
同	滋賀	西村幸吉
同	同	
同	同	
同	同	
同	函館	船山船風
同	同	
同	同	
同	飯田	市川紅東
同	同	
同	同	
同	小田原	白河英龍
同	同	
同	高松	いしろ
同	同	
同	橘通	富山芳雄

人にとつて愉み深いことであります。

藤の花杉より垂れて千木の上　巴潮

山猿のわたれる枝の下り藤　同

第一句は高い木の枝から藤が垂れてゐる、恰度社殿の千木の眞上に長々と垂れ下つてゐるといふのであります。第二句は山猿が現はれて高い木の枝を渡つてゐる、その猿の渡つてゐる枝から藤が垂れ下つてゐるといふのであります。この二句は共に春日山の寫生でありませう。

新綠や朝餉のあとの爪楊子　光浴

庭の新綠を眺め乍ら朝餉のあとの爪楊子を使つてゐるのでせう、この作者は日常茶飯事の中に詩の閃きを感じ、それが立派な句になるといつたやうなところにその作風の一面がありませう、作者の個性に因るものではあるが一つの至境といつていゝでせう。

五月雨や往くも歸るも瀨田の橋　五角

瀨田川を隔てゝ兩岸に住んで居る人達は用があつて向ふ側へ行くには瀨田の橋を渡つて行くことになる、他に道がないのだから往くにも歸るにも瀨田の橋を渡らねばならぬ、五月雨の中を傘をさして瀨田の橋を往つたり來たりするといふそこに五月雨の佗さがあり、此の地方特有の情趣があるのであります。

松葉牡丹導くごとく黃に紅に　長野　赤尾茂草

早乙女の水髮を結ふ流れかな　富山　あきを

空梅雨や茨のからむ塚の石　佐賀　十都枝

終列車出でたるあとの虫時雨　奈良　中川白水

五月雨や往くも歸るも瀨田の橋　櫻濱　谷口秀人

衣更へて暫し机にもたれけり　名古屋　設樂銀月

通る人吠ゆる小犬や梅屋敷　濱松　長谷川みつ子

出征の夫思ひつゝ早苗挿す　兵庫　淺野福夫

芽吹く丘果てゝ磯の香襲ひ來ぬ　松江　蒲生無風

盆踊いつしか更けて月高し　滋賀　深田五角

初夏の照り小笠かむりて緣張る　富山　久美子

枇杷熟れて伏屋に人の氣配なし　濱松　皆木好城

浴衣著て蹈みながむる植木鉢　名古屋　鞍田陽明

訪へば應への遠し庭つゝじ　釧路　高島筍雄

五月雨やレコードかけて日曜日　沼津　常春

麥門冬や石佛砂に埋れたる　富山　日出春

木蔭また變へて愈へる暑さかな　名古屋　はつゑ

同	長野	赤尾茂草
同	富山	あきを
同	佐賀	十都枝
同	奈良	中川白水
同	櫻濱	谷口秀人
同	名古屋	設樂銀月
同	濱松	長谷川みつ子
同	兵庫	淺野福夫
同	松江	蒲生無風
同	滋賀	深田五角
同	富山	久美子
同	濱松	皆木好城
同	名古屋	鞍田陽明
同	釧路	高島筍雄
同	沼津	常春
同	富山	日出春
同	名古屋	はつゑ
同	東京	一藤木傳七
同	富山	栃析越人
同	大阪	北騎
同	福岡	宗鵬舟
同	松江	川津天水

矯正図書館

矯正図書館

叙任辞令

六月二十日

任典獄（豊多摩所長）　司法書記官　河邊湛然（行刑局）
府中所長　典獄　吉田律（豊多摩）
名古屋所長　同　椎名通藏（府中）
任典獄補（千葉）　作業技師　鹽見市郎（豊多摩）
七等六級　同　石澤信次（廣島）
豊多摩　看守長　渡邊治三郎（横濱）
任作業技師（廣島）　典獄補　中谷源一（小倉支）
十一級　同　守田千松（旭川支）
免本職小菅　同　菊樂夷（廣島）
小倉支所長　看守長　野原達二（橘通支）
旭川支所長　司法屬　西榮（行刑局）
兼名寄支所長　看守長　長崎義一（小菅）
任典獄補（廣島）　司法書記官　安達勝清（行刑局）
七等八級　行刑局第二課長
任看守長（橘通支所長）四級　兼務ヲ命ス
顯免六級

六月二十七日

東拘
任典獄補（神戸）　典獄補　緒方政德（神戸）
七等七級　司法屬　鳴田幸治（行刑局）

六月二十八日

尾道支　保健技師　中里重雄（横濱兼尾道支）
横濱兼京都　同　青山仁（京都）

六月二十九日

二級　司法書記官　安達勝清（行刑局）
六級　所長典獄　鈴木英三郎（長野）
四級　少所長典獄補　馬場治作（久留米少）
同　所長心得　山本作藏（鹿兒島）
同　所長同　森口藤松（滋賀）
五級　支所長同　二瓶伊七（佐賀支）
七級　同　小野崎權七（釧路支）
同　典獄補　緒方政德（東拘）
三級　保健技師　杉下學人（京都）
四級　同　高田小兵衞（前橋）
五級　同　津島篤（高松）
同　同　野崎陽之輔（東拘）
同　同　溝見正男（福岡）
六級　同　栗林三郎（名拘）
同　看守長　富田信雄（横濱）
七級　同　西田捷美（長崎）
同　同　林田秀（網走）
八級　同　牟田義成（岐阜）
同　同　限崎藤夫（豊多摩）
九級　同　鈴木信雄（府中）
同　同　飛田昭正（新潟）

同　青山仁（京都）
同　荒木榮吉（高松）
四級　教誨師　涌水玄痴（宮崎）
同　竹ヶ鼻尚友（滋賀）
同　東山惠雄（德島）
同　加藤專精（豊多摩）
同　吉田廣暢（横濱）
同　楠良讓（金澤）
同　濱田大巖（秋田）
同　二場寶俊（前橋）
同　海谷一齊（甲府）
同　法性琰壽（樺太）
同　安達本識（千葉）
同　司法屬兼看守長　奥田將（行刑局）
四級　同　橋本義二（同）
同　司法屬中克巳（同）
同　司法技手兼司法屬　飛田重雄（同）
七〇　同　小穴鑑藏（同）
三級　同　看守長　梶間織次郎（靜岡）
同　西野十介（長崎）
同　多田羅喜平（高松）
同　公文勇（大阪）
四級　同　葛原勇一郎（金澤）
同　林仁次郎（鹿兒島）
同　山本八百藏（横濱）
同　高木幸雄（福岡）
同　見川恒次（横濱）
同　島田誠吾（名拘）
同　谷田傳次郎（廣島）
同　外山龜助（神戸）
同　村田義格（横濱）
同　山本兵四郎（福岡）
同　山根義幸（秋田）
同　米村直次郎（横濱）
同　南條正已（宮城）
同　永野弘見（鹿兒島）
同　戒田助次郎（宮城）
同　神谷勇次（同）
同　山本茂（奈良）
五級　同　渡邊長八（帶廣少）
六級　同　中村鶴松（樺太）
同　野崎茂七（宮崎）
同　柳池卯平（高知）
同　吉岡薰太郎（札幌）
同　中村保（高松）
同　阿部友藏（宇都宮）
同　渡邊進（横濱）
同　小室利市（宇都宮）
同　川添猪之吉（横濱）
同　三重野榮馬（大阪）
同　源數一（府中）
同　糸井輝一（姫路少）
同　山本義明（小田原少）

同　岩本キン（長崎）
同　川村卓郎（青森）
同　高岡郷蔵（水戸）
同　城元米吉（宮崎）
同　村田耕作（函館）
同　大浦武儀（金澤）
同　元木久吉（大阪）
同　本多敎隨（京都）
同　大熊勇（横濱）
同　田淵繁一（松江）
同　坂井義雄（德島）
同　小原了三（秋田）
同　下井英之助（長野）
同　南清城（金澤）
同　松尾秀雄（同）
同　桃愛治（岩國少）
同　福井幸家（長崎）
同　瀧石縁（廣島）
同　植田鹿治（宮崎）
同　江頭德太郎（長崎）

七級

同　青木榮吉（同）
同　野口勇（德島）
同　大味三也（網走）
同　佐山正義（宮城）
同　佃茂（神戸）
同　花田音助（宇都宮）
同　土屋榮次郎（松江）
同　津川駿吉（靜岡）
同　村松榮造（沖繩）
同　櫻井寛（岡崎少）
同　山崎盛登（松山）
同　黒木德治（德島）
同　茂木義次（東拘）
同　岩淵稔（府中）
同　甲斐林郎（同）
同　久保田眞一（靜岡）
同　谷口德太郎（三重）
同　須田壽雄（川越少）

六三

同　大洞三千三（神戸）
同　木野信三（横濱）
同　每熊一郎（宮崎）
同　伊藤光治郎（岡山）
同　中村秀一（福岡）
同　市川鴻章（甲府）
同　日山環（松江）
同　寒竹進（宮崎）
同　佐藤末治（秋田）
同　諫見武雄（長崎）
同　富田兼松（姫路少）
同　茂木嘉勝（高知）
同　岩松茂（豊多摩）
同　副島千代人（鹿兒島）
同　高橋繁太（福岡）
同　大熊勇（横濱）
同　田淵繁一（松江）
同　本多敎隨（京都）
同　元木久吉（大阪）
同　大浦武儀（金澤）
同　村田耕作（函館）
同　城元米吉（宮崎）
同　高岡郷蔵（水戸）
同　川村卓郎（青森）
同　岩本キン（長崎）

六七

同　同　同　

刑政第53巻第8号
矯正図書館

同　高井志津雄（同　伊藤章一（山口）
同　川崎敏雄（横濱）　片岡福次郎（岩國少）
同　京坂源太郎（山口）　長澤博（名刑）
同　吉野鐘次郎（大阪）　惠原義盛（沖繩）
同　鹿島三郎（千葉）　松野良輿（大阪）
同　小沼修（横濱）　山内健次郎（岡山）
同　藤山勘平（金澤）　丸山孝太郎（金澤）
同　木元耕三（秋田）　田久保駒作（宮城）
同　北村增男（神戸）　戚田重春（札幌）
同　井戸口邦利（廣島）　大下憲一（高松）
同　永田常正（沖繩）　中澤忠雄（甲府）
同　麻植一夫（名刑）　伊藤三郎（横濱）
同　羽生半一郎（滋賀）　本橋達（網走）
同　藤平英夫（府中）
同　田中吾樓（宮城）
同　西浦堯三（京都）
同　小泉精治（水戸）
同　山田規一（長野）
同　江村儀一郎（宮城）
同　福山繁雄（神戸）
同　阿部一雄（宇都宮）
同　今井比佐藝（山口）
同　上坂三郎（八王子少）
同　石井晴行（大阪）
同　山口政雄（盛岡少）
同　鈴木壬（大阪）
同　西川悳孝（横濱）

五三

同　同　同　

刑政第53巻第8号
矯正図書館

ベキ見込反別及收穫見込年額（品目、數量、價格等）等

三、耕耘地ニ適當ナル借地ノ有無

（イ）借地見込反別及借地料年額

（ロ）收獲見込年額（品目、數量、價格等）

四、自給自足ノ方策ノ有無

（イ）自給自足シ尚餘剩アルモノニ付テハ之ガ品目、數量及價格（年額）等

（ロ）自給自足シ得ラレザルモノニ付テハ之ガ對策竝ニ品目、數量及價格（年額）等

五、耕耘ノ經營方法

（イ）自廳用蔬菜類ノ栽培ヲ用度經營トナスモノ

（ロ）自廳用蔬菜類ノ栽培ヲ作業經營トナスモノ

註　用度經營トハ收容者ニ給與スベキ蔬菜類ノ栽培ヲ從來ノ作業經營ニ依ラズ用度掛ニ於テ一切ノ計畫ヲ樹テ種子、肥料等ヲ食料費ヨリ購入シ耕耘夫ヲ刑務所傭夫トシテ整理シ賃金ノ收支ヲ爲サズ收穫品ヲ可及的安價ニ給與セントスルモノナリ（耕耘地借料ハ收容費雜費ヨリ支出ノ見込ミ）

（別紙）

記錄番號

年　月　日

何々ノ件報告（又ハ回答）

（年月行○○第○○號ニ依ル）

（以下報告又ハ回答事項記載ノコト）

○

○

○

○

諸表計算書ノ類ノ進達ニハ定期報告書ナルト臨時照會ニ對スル回答書ナルトヲ問ハズ特ニ必要ナキ限リ進達書ハ添付ニ及バズ別紙樣式ニ依リ提出相成度候

追テ右ハ時局下物資愛護ノ趣旨ニ出ルモノニ付爲念申添候

廳名又ハ所長名

（司法省行甲第七二七號）
（行刑局昭和十五年七月十日）

法學新報

第五十卷第七號
昭和十五年七月
定價五十錢（送料三錢）
中央大學法學部門機關

新商法株式二題……村上秀三郎
國民優生法と其の文化的意義——特に優生的斷種を中心として——……市川秀雄
おびた・でいくた（二）……講師
（三）カントロウィッ逝く、（四）國際法學の將來……高柳賢三
獨逸に於ける代理商について……教授 寺田四郎
刑事判例研究……刑事判例研究會
逮捕監禁罪と間接正犯（佐瀨昌三）——誇大廣告と詐欺罪との同一性（久禮田益喜）——法律違反の慣行に依りたる行爲と法の不知（吉田常次郎）
民事判例研究……民事判例研究會
未成年者が父の親權に服するに至りたる場合と從來の親族會（眞田幸雄）——無盡業法第十二條違反の行爲と其の私法上の效力（黑川耐而）——清算未終了と發起人の責任（野津務）——商法第二百七十三條第二項の保證が商行爲なるときの意義（佐々穆）
比較法制研究……比較法制學會
職分法の成立（一ノ瀨長治）——シミツトホフの比較法學論
雜報
第五十卷總目錄（上）

正義

滿洲國皇帝陛下奉迎賀表
口繪、東北辯護士會聯合會第三回定時總會寫眞
故名譽會員公爵德川家達閣下肖像
東北辯護士會聯合會第三回定時總會出席報告……理事 秋山襄
改正刑法假案一瞥……大橋忠雄
滿蒙視察報告（四）……小齋甚治郎
時評、家民精神總動員——官僚獨善——購買票の法的觀察——時事短評……田多井四郎治
故藤澤幾之輔翁を偲びて……仙臺辯護士會長 伊丹榮三郎
續法曹瑣談（其四十）……山崎佐
漢詩……堂溪町井鐵
和歌……播磨龍城
俳句……河西善太郎
雜報、司法連絡委員會設置——第二十九回在京朝野法曹司法事務協議會協定事項——監獄法改正委員及刑事訴訟法調查委員會設置——第一東京辯護士會第三回試補終業式

帝國辯護士會誌
昭和十五年七月號
定價五拾錢
送料貳錢
東京市麹町區霞ケ關一ノ一
帝國辯護士會發行
電話二二五五番 振替口座 東京七二三九〇番
銀座四三八〇番

會報、新法令

刑政第53巻第8号　　矯正図書館

法學協會雜誌

第五十八卷　第七號
七月一日發行

有斐閣

論說

妻の行爲能力(一)……臺北帝國大學教授　宮崎孝治郎
破產財團の主體性(二・完)……東京帝國大學助教授　兼子一
——目的財產論を背景として——

資料

特別法を中心とする株式會社法の考察(三・完)……東京帝國大學助教授　石井照久
——特に商法の一般規定に對する變更修補について——

新刊紹介

ジーゲルト『ドイツ經濟刑法』……東京帝國大學助教授　圓藤重光
ブロイエル『日本における檢事の地位』……東京帝國大學教授　鈴木竹雄
新刊短評……東京帝國大學教授　石井照久

學界消息……東京帝國大學名譽教授　加藤正治

近時商法學界の收獲……東京帝國大學名譽教授　美濃部達吉

法理研究會記事「戰時下の英國について」……刑事判例研究會

判例研究

民事訴訟法判例批評(二一五)……民事法判例研究會
行政法判例研究(昭和十五年度・一)……
刑事判例研究錄(昭和十四年度・九)……
民事法判例研究錄(昭和十五年度・一)……

新刊

第七十五議會　新法律の解說——七月……

編輯後記

□卷頭子が爆彈的聲明を發した。作業賞與金制度を廢止せよといはれるのである。こうなるとわれわれも今までの諸先生諸先輩の業績を顧み、さらに、その竿頭一歩を進めて、作業賞與金制度の根本を衝くの用意をもたねばならぬ。この制度は少くとも明治四年徒場規則の所謂徒人働賃以來、牢固として拔くべくもなくわれわれの頭にしみこんだものの。これを機因に活潑な論爭が展開されることを望む。

□中尾文策氏が久し振りで執筆された。刑務委員會の問題は監獄法改正を機會に再び議題にのぼつて來た。今年の刑務所長會同でもこれをめぐつて激しい論爭が行はれたかに聞いてゐる。行刑の社會化に絕えざる注意を拂ひつゞけて來られ、そして飽にこの問題にも少なからぬ關心をもたれてゐた氏の論策は改正逆上の重要な指針となるであらう。

□刑務委員會の制度といひ、作業賞與金の制度といひ、今日それと新しく問題になる所以のものは決して監獄法の改正といふ單純な出來事にあるのではないと深く思ひを文化の動きに潜めねばならない。

□それだからといつて、文化のこの激しい轉換期にあたつて付燒刃のイデオロギーはつゝしまねばならぬ。少くとも東亞の行刑の指針としてはこの鈍刀を以てしては何物も切れるものではない。今こそ誠實に文化の動きに眼を向け、われわれ本來の魂の躍動をまつて、事を論ずべきだ。

□わが卷頭子、ことを論ずるの激も、亦賞與金制度の弊害に對するやむにやまれぬ憤激に出でたものであらう。本當の日本法律文化の歸趨を明らかにする集團が出來てもよささうなものである。ドイツ法「アカデミー」のいろ〳〵な功績に鑑みても司法省は大死一番すべきである。

□蒙疆自治政府と滿洲國政府から優秀な刑務官を招聘して來て、目下多數諮衡中と聞く。東亞の行刑は益々多忙となつて來た、蒙古に支那に、そしてやがては東洋の總てに日本行刑の眞個の精神が咲き出すのも近いことであらう。眞に東亞のことを思ふ刑務官諸君はこの招聘に振つて應すべきであらう。

注文

●御注文は總て前金のこと
●御送金は郵便爲替ならば司法省郵便局取扱にて拂込のこと、但しなるべく振替を利用せられたし、口座は東京二五〇五九番刑務協會とすること
●御注文の際は必ず送付先明記のこと、從つて轉居の際は新舊住所を御屆け下されたし

定價表

一冊(稅共)	金三十錢	
六冊(稅共)	金一圓八十錢	
十二冊(稅共)	金三圓六十錢	

廣告料

一等一頁	金五十圓	
二等一頁	金四十圓	
普通一頁	金三十圓	

規定

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可
昭和十五年七月二十八日印刷納本
昭和十五年八月一日發行

東京市麴町區霞ヶ關一丁目一番地一
編輯兼發行人　大原虎夫

東京市葛飾區小菅町一二八四番地
印刷人　大河內恭三郎

東京市葛飾區小菅町一二八四番地
印刷所　刑務協會印刷所

東京市麴町區霞ヶ關一丁目一番地一
發行所　刑務協會

電話銀座二三四四・三八二五番
振替口座東京二五〇五九番